

神戸地方裁判所 平成●●年（○○）第●●号 所得税更正処分取消等請求事件

国側当事者・西宮税務署長

平成21年5月27日棄却・控訴

判 決

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告が、昭和60年2月13日付けで原告に対してした昭和56年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額170万円を超える部分、及び、重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 2 被告が、昭和60年2月13日付けで原告に対してした昭和58年分の所得税に係る更正処分のうち総所得金額120万円を超える部分、及び、重加算税賦課決定処分（ただし、いずれも平成18年12月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、昭和56年分及び昭和58年分の所得税の各更正処分及び各重加算税賦課決定処分が違法であるとして、上記各更正処分及び各重加算税賦課決定処分（ただし、昭和58年分の所得税の更正処分及び重加算税賦課決定処分については、平成18年12月18日付け裁決により一部取り消された後のもの）の取消しを求める事案である。

1 関係法令及び通達の定め

- (1) 所得税法（昭和56年分及び昭和58年分の所得に適用されるもの。以下「所得税法」という。）

ア 10条（少額預金の利子所得等の非課税）

同条1項1号は、国内に住所を有する個人が、金融機関の営業所等において預貯金の預入をする場合において、その預入の際、その預貯金につき、同項の規定の適用を受けようとする旨及びその他必要な事項を記載した書類（以下「非課税貯蓄申込書」という。）を提出したときは、その預貯金の元本とその金融機関の営業所等において非課税貯蓄申込書を提出して預入した他の預貯金の元本との合計額が、その預貯金の利子の計算期間を通じて、その個人がその金融機関の営業所等を経由して提出した同条3項に規定する非課税貯蓄申告書に記載された最高限度額を超えない場合には、その預貯金の当該計算期間に対応する利子については、所得税を課さない旨規定する。

イ 12条（実質所得者課税の原則）

同条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、

これを享受する者に帰属するものとして、この法律の規定を適用する旨規定する。

ウ 23条（利子所得）

同条1項は、利子所得とは、公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託及び公社債投資信託の収益の分配に係る所得をいう旨規定し、同条2項は、利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額とする旨規定する。

エ 27条（事業所得）

同条1項は、事業所得とは、農業、漁業、製造業、卸売業、小売業、サービス業その他の事業で政令で定めるものから生ずる所得をいう旨規定し、同条2項は、事業所得の金額は、その年中の事業所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨規定する。

オ 35条（雑所得）

同条1項は、雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう旨規定し、同条2項は、雑所得の金額は、その年中の雑所得に係る総収入金額から必要経費を控除した金額とする旨規定する。

カ 36条（収入金額）

同条1項は、その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、その年において収入すべき金額とする旨規定する。

(2) 所得税基本通達（昭和56年分及び昭和58年分の所得に適用されるもの。以下「所得税基本通達」という。）（弁論の全趣旨）

ア 10-20（違反預貯金等が発見された場合）

非課税貯蓄申告書に記載された住所又は氏名が虚偽である場合の、当該非課税貯蓄申告書の提出に係る預貯金等の利子等、及び、非課税貯蓄申告書に記載された非課税貯蓄限度額の合計額が300万円を超えている場合の受理日付の早い順に従い限度額を超えて提出されたこととなる預貯金等の利子等にはすべて課税する旨規定する。

イ 12-1（資産から生ずる収益を享受する者の判定）

所得税法12条の適用上、資産から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その収益の基因となる資産の真実の権利者がだれであるかにより判定すべきであるが、それが明らかでない場合には、その資産の名義者が真実の権利者であるものと推定する旨規定する。

ウ 12-2（事業から生ずる収益を享受する者の判定）

事業から生ずる収益を享受する者がだれであるかは、その事業を経営していると認められる者（事業主）がだれであるかにより判定するものとする旨規定する。

エ 12-5（親族間における事業主の判定）

生計を一にしている親族間における事業（農業を除く。以下この項において同じ。）の事業主がだれであるかの判定をする場合には、その事業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者が当該事業の事業主に該当するものと推定するが（柱書前段）、当該支配的影響力を有すると認められる者がだれであるかが明らかでないが、生計を主宰している者が一の店舗における事業を営し、他の親族が他の店舗における事業に従事している場合又は生計を主宰している者が会社、官公庁等に勤務し、他の親族が事業に従事している場合において、当該他の親族が当該事業の用に供されている資産の所有者又は賃借権者であり、かつ、当該従事する事業の取引名義者（その事業が免許事業である場合には、取引名

義者であるとともに免許可の名義者）である場合は、当該他の親族が従事している事業の事業主は当該他の親族であるであると推定し、その他の場合は生計を主宰している者が事業主に該当するものと推定する旨（柱書き後段、(1)）規定する。

オ 36-2（利子所得の収入金額の収入すべき時期）

定期預金の利子について、利子所得の収入金額の収入すべき時期は、その契約により定められた預入期間満了後に支払を受ける利子で、その契約期間が満了するまでの期間に係るものについてはその満了の日、その契約期間が満了した後の期間に係るものについてはその支払を受けた日、契約期間の満了前に既経過期間に対応して支払又は元本に繰り入れる旨の特約のある利子については、その特約により支払を受けることとなり又は元本に繰り入れられる日、契約期間の満了前に解約された預金の利子についてはその解約の日とする旨規定する。

カ 36-8（事業所得の総収入金額の収入すべき時期）

事業所得の総収入金額の収入すべき時期につき、(7)は、金銭の貸付けによる利息又は手形の割引料でその年に対応するものに係る収入金額については、その年の末日（貸付期間の終了する年にあつては、当該期間の終了する日）とする旨規定する。

キ 36-8の5（利息制限法の制限超過利子）

利息制限法に定める制限利率を超える利率により金銭の貸付けを行っている場合におけるその貸付に係る貸付金から生ずる利子の額の収入すべき時期について、(1)は、同通達36-8の(7)によるほか、当該貸付金から生ずる利子の額のうち当該年分に係る金額は、原則としてその貸付に係る約定利率により計算するものとするが、実際に支払を受けた利子の額を除き、その者が継続して制限利率によりその計算を行っている場合にはこれを認める旨規定し、(2)は、当該貸付金から生ずる利子の額のうち実際に支払を受けたものについては、その支払を受けた金額を利子として総収入金額に算入する旨規定し、(3)は、(1)により当該年分に係る利子の額を計算する場合におけるその計算の基礎となる貸付金の額は、原則としてその貸付に係る約定元本の額によるものとするが、その者が継続して既に支払を受けた利子の額のうち制限利率により計算した利子の額を超える部分の金額を元本の額に充当したものであるとして当該貸付金の額を計算している場合にはこれを認める旨規定する。

ク 36-14（雑所得の総収入金額の収入すべき時期）

雑所得の総収入金額の収入すべき時期は、その収入の態様に応じ、他の所得の収入金額又は総収入金額の収入すべき時期の取扱いに準ずる旨規定する。

2 前提事実

(1) 当事者等（証拠等の掲記のない事実 は 弁論の全趣旨によりこれを認める。）

ア 甲家

(ア) 甲（1909年生）

原告の父であり、昭和56年ころ、株式会社A（以下「A」という。）及び神奈川県厚木市においてパチンコ店Bを経営する株式会社C（以下「C」という。）の代表取締役の地位にあった者である（甲115、乙1）。

なお、甲は、平成9年4月、死亡した（原告本人）。甲には、原告の他、乙、丙、丁らの子がおり、二男の乙は、昭和56年ころは、Aの取締役の地位にあった。

(イ) 原告（1932年7月19日生）

甲の長男で、昭和18年ころ以降、日本に居住する朝鮮民主主義人民共和国の国籍を有

する者である。原告は、昭和５６年ないし昭和５７年ころ、株式会社Ｄ（昭和５７年７月２３日設立。以下「Ｄ」という。）の代表取締役及びＡの取締役の地位にあるとともに、Ｅ商工会の副会長の地位にあった（甲５、８、９、１１、１１５、乙１）。

原告は、兵庫県尼崎市内において開業していたＦにおける所得について、確定申告をしていた。

（ウ） 戊（１９３７年５月３０日生）

原告の妻（昭和３２年婚姻）であるが、平成２０年８月、死亡した。同人は、昭和５６年ころは、Ａの取締役や監査役の地位にあるとともに、Ｄの取締役の地位にあった者である。

戊は、昭和５７年１２月に兵庫県川西市に開設されたパチンコ店Ｇ（以下「Ｇ」という。）の経営者として、昭和５６年から昭和６１年までの間、所得税の確定申告を行っていた。ただし、少なくとも昭和５８年分の確定申告書は、原告が作成し、戊はその内容を承知していない。

（以上につき甲１０、２３ないし２５、１０２ないし１０７、乙７、１９、原告本人、弁論の全趣旨）。

イ Ｉ家

（ア） Ｈ

昭和５６年ころは、甲とともに、Ｃの代表取締役の地位にあった者である。

（イ） Ｉ

Ｈの長男であり、昭和５６年ころは、Ｃの取締役の地位にあった者である。なお、Ｉは「Ｉ」という通称を使用している（以下、便宜「Ｉ」を「Ｉ」という。）。

（ウ） Ｊ

Ｈの二男である。

ウ Ｋ株式会社（以下「Ｋ」という。）

Ｋは、昭和５６年ころ、Ｌ（以下「Ｌ」という。）が代表取締役となり、不動産の取扱業務等を行っていた株式会社であるが、昭和６１年ころに倒産して解散している（甲７１）。

エ Ｍ（以下「Ｍ」という。）

Ｍは、昭和５６年ころ、金融業を営んでいた者である。

（２） 事実経過（甲１ないし３、６、乙１、２の１、３、８３、弁論の全趣旨）

ア 原告は、尼崎税務署長に対し、昭和５６年分ないし昭和５８年分の所得税について、別表「課税の経緯」の「確定申告」欄のとおり、確定申告した。なお、昭和５６年分ないし昭和５８年分の所得税の確定申告書に記載された事業所得の金額は、Ｆに係る事業所得の金額である。

イ 大阪国税局査察部（以下「査察部」という。）は、昭和５９年５月２３日、Ａに係る法人税法違反嫌疑事件について、Ｇ及びＧ内に設置された喫茶店「Ｎ」（以下「喫茶Ｎ」といい、Ｇと併せて「Ｇ等」ということがある。）の強制調査（以下「本件査察調査」という。）を開始した。

また、査察部は、同日、Ａの関連事件として、当時原告が取締役を務めていたＣに係る法人税法違反嫌疑事件の強制調査を開始した。

ウ 査察部は、本件査察調査等の結果に基づき、昭和５９年９月１７日、Ｇ等に係る所得税の

申告名義人である戊に係る所得税法違反嫌疑事件の査察立件を行った。

その後、査察部は、昭和60年2月13日、Aの昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までの事業年度の所得について法人税法違反の嫌疑があるとしてA及び原告を神戸地方検察庁に告発するとともに、G等の事業について、その実質所得者は戊ではなく原告であり、昭和58年分の所得につき所得税法違反の嫌疑があるとして、原告を同検察庁に告発した。なお、Cについては告発していない。

エ 神戸地方検察庁は、昭和60年2月13日、Aの上記事業年度の所得について、不正の行為により法人税を免れたとして法人税法違反によりA及び原告を、原告の昭和58年分の所得について、不正の行為により所得税を免れたとして所得税法違反により原告を、それぞれ神戸地方裁判所に起訴した（神戸地方裁判所昭和●●年（〇〇）第●●号法人税法等違反被告事件。以下「本件刑事一審」という。）。

オ ニ崎税務署長は、本件査察調査等の結果を受け、原告に対し、昭和60年2月13日付けで、別表「課税の経緯」の「更正処分等」欄のとおり、昭和56年分ないし昭和58年分の所得税の各更正処分及び各重加算税賦課決定処分をした（以下、昭和56年分及び昭和58年分（以下「本件各年分」という。）の所得税に係る更正処分を併せて「本件各更正処分」、同重加算税賦課決定処分を「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」ということがある。）。

カ 原告は、本件各更正処分等並びに昭和57年分の所得税更正処分及び重加算税賦課決定処分を不服として、昭和60年3月11日、ニ崎税務署長に対して異議申立てをした。これに対し、ニ崎税務署長は、昭和60年8月1日付けで、本件各年分の所得税については決定のないまま3月を経過したので国税通則法に基づく審査請求ができる旨の教示を行い、昭和57年分の所得税については、異議申立てを却下する旨の決定をした。

キ 原告は、昭和60年8月21日、国税不服審判所長に対し、本件各更正処分等について審査請求をした（なお、原告は、当初昭和57年分の所得税についても審査請求をしていたが、平成16年6月15日付けで取り下げた。）。

ク 神戸地方裁判所は、平成8年3月29日、A及び原告に対する法人税法違反の点について、Aを罰金5500万円、原告を懲役1年6月（3年間執行猶予）としたが、原告に対する所得税法違反の点については、原告を無罪とする判決をした。

ケ 大阪高等裁判所（同裁判所平成●●年（〇〇）第●●号法人税法等違反被告事件。以下、本件刑事一審と併せて「本件刑事事件」ということがある。）は、平成10年9月29日、本件刑事一審の判決のうち、原告に対する所得税法違反被告事件に係る部分を破棄し、原告が昭和58年分の所得税について内容虚偽の確定申告書を提出して所得税を免れたとして、懲役3年（4年間執行猶予）及び罰金7000万円の有罪判決を言い渡し、同判決は、平成14年8月28日、最高裁判所により上告棄却決定がなされ確定した。

コ 原告は、平成9年5月1日、納税地を兵庫県尼崎市から肩書地へ異動した。

サ 原告は、平成17年1月27日、本件訴えを提起した（当裁判所に顕著）。

シ 国税不服審判所は、原告の上記審査請求に対し、平成18年12月18日付けで、本件各更正処分等の一部を取り消すとともにその余を棄却するとの裁決をし、原告は、そのころ、同裁決の裁決書謄本を受領した。

3 主な争点

本件各更正処分等の適法性。具体的には、G等の総所得金額に係る所得税法12条の実質所得者は原告か（争点1）、雑所得に係る貸付金の貸主は原告か（争点2）、利子所得に係る各定期預金口座等は原告に帰属するか（争点3）である。

4 当事者の主張

(1) 争点1

（被告の主張）

ア（ア） 本件各更正処分等は、尼崎税務署長が、G等の実質所得者を確定申告者の戊ではなく原告であると判定して行ったものである。

所得が誰に帰属するかについて、所得税法12条は実質所得者課税の原則を定めている。その趣旨は、実際問題として生じる法律上の名義人と実質所得者が遊離した場合に、実質的に直接帰属したと考えられる所得者をもって課税の目的とすべきであることから、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であって、その収益を享受せず、それ以外の者が収益を享受する場合は、その収益は、これを享受する者に帰属するものとして所得税法の規定を適用するという点にある。これを受け、所得税基本通達12-2、12-5において、所得の帰属が争われることの多い親族間における事業主の判定について、その事業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者が当該事業の事業主に該当するものと推定する旨定めている。

本件では、兵庫県公安委員会に対する風俗営業許可、O組合への加入など、G等の事業に係る諸々の名義人はそのほとんどが戊となっていたが、パチンコ店舗について夫婦間において所得の帰属が争われる場合の重要な判定要素を検討すると、原告こそが経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者であるから、所得税基本通達12-2、12-5により、G等の事業主は原告であるというべきである。

（イ） 原告は、G等の事業に係る種々の名義人が戊であること及びその経営実態からすると、G等の事業主が戊であることは客観的に明らかであること、法令において名義貸しが罰則付きで規制されていることを理由に、風俗営業の許可を受けた者とは別の者が事業を行うことはありえず、許可を受けた者が事業の経営者でないと断定するには特別の事情が客観的に確認されるべきで、本件には所得税法12条の実質所得者課税の原則を適用する余地がないこと、仮に適用されとしても所得税基本通達12-5柱書後段及び(1)により、戊が事業主と推定される旨主張する。

しかし、原告が戊をGの名義上の事業主にしようと企図したのであれば、営業許可等の種々の名義が戊であることは当然である。事業主該当性の判断については、事案の性質に照らし、事業の許可名義、事業に従事する形態のみならず、事業資金の調達、営業方針の決定等の諸事情を総合的に考慮して、その事業の経営方針に支配的影響力を有しているか否かを判断すべきであるところ、原告は、以下のとおり、事業資金の調達、営業方針の決定等について支配的影響力を有していたことなどからして、本件は同条を適用すべき事案で、原告が所得税基本通達12-5柱書前段の「その事業の経営方針につき支配的影響力を有する者」であることは明らかである。

イ（ア） Gの店舗用土地建物（以下「本件土地建物」という。）の取得

a 本件土地建物は、当初からパチンコ店を行う目的で原告自らが探し出し、その土地の所有者であるP株式会社（以下「P」という。）の㊟（以下「㊟」という。）と交渉を行

い、原告が実質上支配するD名義で購入したものである。原告は、上記交渉の際、売買代金の交渉などGの事業主でなければ到底できない提案を持ちかけている。また、本件土地建物の購入資金3億4500万円のうち手付金3450万円を除く金額は、T銀行三宮支店（以下「T銀行三宮支店」という。）の自己宛小切手で支払われているところ、これは、原告が実質上統括するAが株式会社Q（以下「Q」という。）から紛争の示談成立に伴い受領した5億9095万円の補償金（以下「本件補償金」という。）を原資としている。

このように、原告は、集客に適した土地での店舗用地の確保を自ら担当しているのに対し、戊は、本件土地建物の購入過程には一切関与していない。

b (a) 原告は、Aの事業を原告が統括していた事実を争うが、昭和57年4月1日から昭和58年3月31日までの事業年度におけるAの活動がQとの和解交渉等に尽きるものであったこと、Aの代表取締役であった甲は、当時74歳とかなり高齢であったこと、その長男であり、Aの取締役であった原告がQとの和解交渉の中心となり、和解契約締結に立ち会い、同契約に基づく本件補償金の管理・運用をしていたこと、R株式会社（以下「R」という。）のAに対する碎石プラント未収代金債権（1542万6200円）につき、原告がRの担当者と交渉して同社にこれを放棄させたこと、Aの上記事業年度に関する確定申告手続につき、原告が実在の損益科目のみならず架空の損益科目を設定した説明をしており、その説明に基づく確定申告がされていることなどに照らし、原告がAを統括していた実質的経営者であることが認められるというべきである。

b (b) 原告は、本件補償金は甲に帰属するものであり、これを原資として購入された本件土地建物も甲に帰属する旨主張する。

しかし、QとA、甲及び原告との間の合意内容、Aの経営実態、本件補償金の受領後の処理や税務申告の状況等に照らせば、本件補償金が甲でなくAに帰属することは明らかである。本件土地建物についても、その買取交渉を原告がほぼ一人で行ったこと、購入資金の90パーセントに相当する3億1050万円が本件補償金により支払われたこと、事業活動を全く行っていないいわゆるペーパーカンパニーであり原告が代表取締役を務めるD名義で購入されていることからすれば、これが甲に帰属するものでないことは明らかである。

また、原告は、本件土地建物は甲が取得し、戊との間で賃貸借契約を交わしたとも主張する。しかし、㊄は甲と会ったことすらなく、甲が本件土地建物の売買に関する交渉を行うことはあり得ない。

c (c) さらに、原告は、本件土地建物の取得目的につき、本件刑事一審においては当初からパチンコ店を経営する目的であった旨供述していたにもかかわらず、本件訴訟になってAの所有資産保管のための倉庫として取得した旨供述し、その供述内容を合理的な理由なく変遷させている。

しかも、原告は、Dの社長であるSの死亡後、福島での碎石事業と関連してAの所有資産を保管するための倉庫として本件土地建物を取得したとも主張するようである。しかし、Sが死亡したのはG開店後の昭和58年2月であるし、原告の本件刑事一審の供述によれば、Dが工業採掘権権利証書なるものを取得したのは本件土地建物

の取得後である昭和５７年１０月３１日であることからすると、原告が碎石事業を行おうとしたのは、本件土地建物の取得時期よりも後であることが窺われる。本訴における原告本人尋問の結果は信用できない。

- (d) 原告は、G開業の経緯について、昭和５７年４月ころ、甲が、本件土地建物の購入を予定しつつも、同所でパチンコ店を営業することは考えていなかったが、戊が甲をねばり強く説得したため、甲も、本件土地建物を購入してパチンコ店を開業する意向を有するようになった旨主張する。

しかし、戊は、本件刑事一審において、甲が本件土地建物でパチンコ店を開業しようとしていたが、自分がしたいと頼んだところそれを受け入れてくれたと証言しており、原告の主張との間には事業開始に係る基本的な経緯について大きく相違している。夫婦間でかかる事項について認識が大きく相違することはあり得ないことからすると、原告の主張する戊の関与があったとは到底考えられない。

また、原告は、戊の発案の経緯について、戊が本件土地建物を見て、建物の構造を少し改築すれば郊外型パチンコ店に転用できるとの意見を開陳したとも主張するが、Bは新たにパチンコ店舗用に建物を建築したものであるのに対しGは家具屋の建物を利用したものであること、原告は当該建物の７０パーセントを取り壊して改築工事を行っていることからすると、戊がCのBと建物の構造が似ているからパチンコ店にしたい旨発案したものともいえない。

(イ) Gの開業資金

- a T銀行三宮支店支店長代理のU（以下「U」という。）は、原告から当該融資を戊名義にしたいと依頼され、実質的に開業資金の融資交渉も原告と行い、Gの実質的な経営者は原告であると認識していたこと、借入れに際しては原告がT銀行三宮支店で手続一切を行っていることなどからすると、Gの開業資金２億５０００万円の借入れは、原告が従前から取引のあったUと交渉し、本件土地建物に極度額合計２億５０００万円の根抵当権を設定するとともに原告とDが保証人となることにより実行されたものというべきであるから、開業資金はまさに原告が調達したものというべきである。
- b 原告は、契約名義人が戊であり、戊が開業資金の融資を受けた者であるとするが、名義をことさら重視すべきでない。

また、原告は、本訴に至り、T銀行三宮支店との融資交渉においてUは一切関与していない旨主張するが、Gの開業前から原告と取引上の関係があったがその開業資金の融資交渉も担当するのは自然であるし、Uは、本件刑事事件において、Gへの融資に当初自分は関与していなかったなどとは証言していない。

(ウ) 地元自治会との交渉等

- a Gの開業に対し環境の悪化等を懸念するV自治会等の反対運動が起こった際、当時、V自治会の相談役であったW（以下「W」という。）の事務所等において、Gの駐車場の面積、進入路の形態、騒音対策、各種設備の設置方法等をめぐる協議が行われたが、この協議においても、原告はパチンコ店を経営しようとしていると述べていたこと、G側からは原告のみが参加し戊は一度も参加していないこと、原告は自らがパチンコ店を経営することを自認するかのような発言をしたり、従業員やガスの契約先について自らがGの営業方針の決定者であることを前提とする申入れを行ったりしていること、V自

治会や近隣住民との協議時にもG側からは原告のみが出席してパチンコ店を営するのは自分である旨説明し、住民側の質問についても留保せず全て1人で回答していたこと、上記各協議の結果、V自治会と協定書を作成する際も、原告のみが来所して署名、押印を行ったことからすると、V自治会への懐柔、説得作業についても原告が行っていたものと認められる。

- b 原告は、V自治会からの要望書、同自治会への回答書、協定書等が戊を当事者とされていることを重視するが、名義をことさら重視すべきでない。

原告は、戊が直接中学校の先生や当時V自治会長であったX（以下「X自治会長」という。）とGの開業について交渉をした旨主張するが、いずれも信用できない。

- (エ) パチンコの自動玉配給装置及びその付帯設備（以下「自動玉配給装置等」という。）

Gの自動玉配給装置等の工事を請け負った株式会社Y（以下「Y」という。）の担当者であるZ（以下「Z」という。）が、自動玉配給装置等のカタログを見せて説明をしたり、販売部品や工事費の値段交渉をしたのは原告であり、契約書における戊の署名押印を行ったのも原告である。一方、Zは、戊に対しては、工事や機械の使用方法を説明したにすぎず、Gの開業にとって重要な当該工事については原告と交渉していた。

- (オ) Gの駐車場用建物の賃貸借

- a 郊外型パチンコセンターであるGにとって必要不可欠な駐車場施設について、原告は本件土地建物の隣接地に倉庫用建物を所有するa（以下「a」という。）との間で、上記建物を改築して駐車場にするべく、昭和57年11月11日、一時使用の建物賃貸借契約を締結しているが、その際、原告が上記建物の借主となり、保証金の支払も原告が行った。aも、原告が自らGを営するとの認識の下に、上記賃貸借契約を締結した。
- b 原告は、駐車場の確保について、偶然aの妻と原告が高校時代の知り合いであったことや時間が迫っていたこともあって原告が交渉した経緯があるものの、あくまでも戊の事業のために行ったものである旨主張するが、原告の主張する交渉経緯は見いだせず、原告は主体的かつ積極的に交渉し、aにおいても原告が賃借人であるとの認識を有していた。

また、保証金及び賃借料がb名義の預金担保貸付の資金5250万円の一部から支払われているとしても、b名義の預金口座の原資は本件補償金の一部であって甲が管理するものではないこと、上記預金担保貸付はT銀行三宮支店からの開業資金融資が間に合わなかったためのものであること、b名義での借入手続は原告が行ったこと、及び、実質的に原告が調達した戊名義の開業資金を返済金に充てていることからして、Aを統括していた原告が、b名義の預金口座を担保に短期のいわゆる「つなぎ」資金を借入れ、そこから駐車場の保証金を支払ったとしても何ら不自然ではないから、上記支払の事実をもって原告がGの事業主でないことの根拠とはならない。

- (カ) 売上金の管理・処分

- a Gの売上金は、Gの事務所の金庫に保管する一部を除き、原告がその大部分をT銀行三宮支店の戊名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件普通預金口座」という。）及び当座預金口座（以下「本件当座預金口座」という。）に、若干をd信用組合宝塚支店（以下「d信用組合宝塚支店」という。）のe名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件d信用組合e名義口座」という。）に入金していた。そ

の他、原告は、本件普通預金口座の預金を原資として、T銀行三宮支店に戊の定期預金口座、仮借名定期預金口座及び仮名普通預金口座を開設していたこと、Uは、本件普通預金口座から仮借名預金口座への振替は原告に依頼して承諾を得ており、戊に依頼したことは一度もないこと、戊は、Gの開店以降、預金残高の把握を原告に任せていたこと、本件普通預金口座、本件当座預金口座等の資金が原告やDのために用立てられていたにもかかわらず戊は定かな記憶を有していないこと等からして、Gの売上金が入金された上記各預金口座の預金は原告が戊の意向とは無関係に自己の計算と判断の下に管理処分していたものといえる。

- b 原告は、戊は、甲や甲一家の意向に反しない範囲で収益の配分、使用を許したものであり、戊がGの売上金を管理していた旨主張するようであるが、何ら具体的な証拠に裏付けられておらず、客観的な資金の流れを具体的に説明したものでない。Gの売上金がT銀行三宮支店に入金されたのも、Uが原告と交渉した結果である。

(キ) 従業員の採用

Gの開業当初、営業主任としてホール係の従業員等を統括する業務に従事していたfことf（以下「f」という。）は、原告との面接の際、原告から働いてくれないかと言われ給料の提示を受けたものであり、戊は何ら実質的な活動をしていない。また、Gのホール従業員として雇い入れられたg（以下「g」という。）も、戊との面接の際、戊から、社長が不在なので翌日再度面接に来るように指示され、その翌日、原告から採用することを告げられている。これらのことからすると、原告は重要な役割を担う開業当初における営業主任の採用に主体的かつ積極的に関与し、また、一般従業員の採用についても社長として採否の決定に関与しているといえる。

(ク) 取引業者との折衝

- a 戊は、Gに換金用景品を納入していた株式会社h（以下「h」という。）の従業員i（以下「i」という。）から、パチンコ店の換金システムをいわゆる直買いの方式から四者買いの方式に改めるよう再三にわたり求められていたのに対し、「社長（原告）に言うとか。」という返事ばかりで、いっこうに返事をしなかったが、直買いから四者買いにすれば脱税発覚のリスクが飛躍的に高まるなど、Gが四者買いへ移行するか否かは事業主にとってきわめて重要な問題であったことからすると、戊にはGの経営方針について権限はなく、原告がその権限を有していたことは明らかである。
- b 原告は、Gの日常業務を戊が行っていたことから事業主は戊であると主張するようであるが、パチンコ店の経営において、事業者が信頼の置ける人物を店長や支配人として日々の日常業務に当たらせることは通常であり、E商工会常勤理事の原告に代わり戊がGの日常業務に当たることは何ら不思議でないから、戊が日常業務に従事していたことをもって、Gの事業主が戊であるとはいえない。

(ケ) 事業主に関するG従業員等の認識

- a G開業当初からの営業主任であるf及びホール担当をしていたgの両名は、いずれも原告を「社長」と呼ぶ一方、戊を「奥さん」と呼び、両者とも戊は原告から日常業務を任されてこれに当たっているにすぎず、Gの経営者は原告であると認識していた。また、Gの店舗事務所から押収された同マネージャーのj（以下「j」という。）作成の「黒表紙フリーダムノート」、「連絡帳」、「電話連絡簿」にも同様の記載がされており、Gに

においては、原告が通常、事業主を指す呼称である「社長」と呼ばれ、単に「奥さん」などと呼ばれる戊とは明らかに区別されていた。このように、当該従業員らは、戊はパチンコ店の日常業務を任されていたにすぎず、Gの経営者は原告であると認識していた。

- b 原告は、従業員のk（以下「k」という。）が、戊が喫茶Nで従業員の面接をし、暴力団の不当な要求に対しても毅然とした態度で拒否していたため戊を経営者として認識していたことを根拠に、戊が経営者であった旨主張する。しかし、kは、G等の賄いとして従事していた者にすぎず、原告と接する場面も他のGの従業員と比較して極端に少ないので、kの認識をもってGの実質的経営者を判断することはできない。また、kは、原告が経営していたFについても戊が経営者であると認識していたようであるが、これも同店で原告を見たことがない状況で戊が日常業務を行っていたことのみを根拠とするものにすぎない。

また、原告自身、自ら社長と呼ばれていたこと、月に1回程度Gを訪問していたことを認めているところ、経営者でなければ自宅や勤務先から離れた郊外にあるGをわざわざ定期的に訪れるべき理由は認めがたい。

（コ） G等の事業所得に係る所得税の確定申告

- a G等の事業所得に係る昭和58年分の確定申告書は戊名義で提出されているが、上記確定申告書を原告が作成したことは明らかである。
- b 原告は、尼崎税務署長が、戊のした昭和59年ないし61年分のG等の事業所得に係る所得税の確定申告書を受理して所得税の納付を受けていることをもって、Gの事業主が戊である旨主張する。しかし、事業所得に係る所得税の納税手続は申告納税方式であるから、税務署長が確定申告書を受理し、納税を受けたことをもって事業所得の帰属者が申告名義人であることを認めたことにはならない。

（サ） Gの経営方針に対する支配的影響力の行使の可能性

原告は、AとQとの間の本件補償金をめぐる交渉について業務を行っていることを自認しており、このことは、原告がE商工会の専任であっても、Gの業務に関与することができたことを示すものである。

（原告の主張）

ア 所得税法12条は、夫婦の経営に携わる表面的な事柄を指針にするのではなく、事業による収益は誰に帰属するのか、その経営の根幹を判断している者は誰かという点に絞って判断するものである。

本件では、以下の事情によれば、Gの事業主は、名義と経営の実態から客観的にみて明白に戊であるから、所得税法12条の実質所得者課税の適用の余地はない。仮に適用の余地があるとしても、原告は他に勤務しているのに対し、戊は、Gの用に供されている資産の所有者又は賃借権者であり、かつGの取引名義人であるとともに許可の名義者であるから、所得税基本通達12-5柱書後段及び(1)により、戊が事業主と推定される。

イ 本件土地建物の帰属

（ア） 被告は、本件土地建物は原告が取得したとなどと主張するが、それを裏付ける資料は存在しない。Dも、Aに帰属した資産の変遷の結果であり、原告の所有するものではない。

（イ） 本件土地建物は、本件補償金を原資としてD名義で購入したものであるが、本件補償金は実質的に甲に帰属するものであるから、本件土地建物も甲のものである。被告は、原

告が実質上Aを統括していたとして原告が本件土地建物を確保したかのように主張するが、Aは甲が宝塚市で砕石業を行うために原告と戊を尼崎市に残して設立した会社であり、Aを原告が統括したなどという事実は本件刑事事件の審理からも何ら顕出されていない。

(ウ) 原告は、甲から、事業に係る対外関係交渉を処理するよう指示を受けており、Qとの示談交渉においても甲の補佐を果たし、本件土地建物についてもその指示により買収交渉を行い、同人から値引き交渉の指示を受けるなどした。本件土地建物の代金決済も、甲自身が、T銀行三宮支店に原告及び丙と赴き、丙にA関係の預金口座からの払戻しを指示して引き出させた資金で行ったものである。

(エ) 本件土地建物取得の経緯

本件土地建物は、もともとパチンコ店開業を目的としたものではなく、Aのプラント敷地の売却により撤去する砕石設備を保管するために本件補償金で買収したものであった。しかし、戊が本件土地建物を見て、建物の構造が少し改築すれば郊外型パチンコ店に転用できるとの意見を開陳し、パチンコ店として開業するよう、甲をねばり強く説得した。また、当時、Aは、Sを代表取締役としてDを設立し、福島県で新たに珪石砕石業を行う計画を立てていたが、Sが不治の病に冒され、このプランが挫折し、Aの次の事業計画について検討を迫られていたこともあったため、甲は戊を信頼し、本件補償金で本件土地建物を買収し、戊にパチンコ店営業をさせる計画に変更したものである。

戊がパチンコ店を開業することになったのは後のことであり、買収資金を出すのは甲であることから、甲が戊に交渉を委ねる余地はなく、当時は戊が本件土地建物の交渉に関わる必要もなかった。

(オ) なお、被告は、Sが死亡したのはGの開店後の昭和58年2月であり、上記経緯は不自然である旨主張するが、Sが不治の病に冒されたのは昭和56年であり、同人の死亡時期と同人の重篤な病による業務変更の時期が異なるのは当然である。

また、被告は、Bは建物を新築したのにGは新築していないから建物の類似性がないとするが、戊が着目したのはパチンコ店の立地条件であり、建物が新築か否かではない。

ウ 戊の職務経験

戊は、原告との婚姻前に、戊の実父が島根県松江市と同県安来市で経営していたパチンコ店で1年間、事務と経理を手伝い、昭和46年に甲が滋賀県でパチンコ店を経営していたときも、1年間営業全般を担当して手伝った。また、昭和51年に甲がCを設立してBを開業したときも、頼まれたときはFを閉め、子どもらを宝塚の義父母宅に預けておき、開店時から営業全般を手伝った。その他、戊は、尼崎市の長洲市場でFを切り盛りしていた。このように、戊は、家事従事に専念する婦人でなく職業婦人であり、経済社会の取引主体たりうる経験を積んできた。

エ G開業資金の調達

開業資金の融資についても、T銀行三宮支店との契約で融資を受けたのは戊であり、債務者として返済を迫られるのも戊である。契約成立まで誰が何を言ったかとかどう行動したかとかは、契約の法的効果の帰属する契約者の判断とは無関係である。甲や戊がパチンコ店開業のための活動の一部たる資金の借入れの折衝を原告の裁量に委ねても、原告が経営者となるものではない。また、開業資金の融資は、専ら甲の資産と信用が裏付けとなつてなされたものであり、甲一族の代表として戊が借入れ、そのために原告が尽力したとしても、こと

さら原告の個人事業だとするのは極めて不自然である。

なお、上記開業資金の融資に関する交渉を原告と主体的に行ったのはT銀行三宮支店m支店長（以下「m」という。）であり、Uは全く関与していない。同支店は、当時、審査部・支店長主導で審査をしていた。

オ 営業許可

昭和59年法律第76号による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）は、風俗営業の社会の風紀への悪影響や暴力団等との関係から、名義貸しを罰則付きで禁止し（同法11条、49条）、許可基準においても役員の名称と実態が乖離することを厳しく規制しており（同法4条1項5号）、許可の条件、審査が極めて厳しい。このような風俗営業の許可を得たにもかかわらず他の人間が当該事業を行うことはありえず、許可を受けた者が事業の経営者でないなどと断定するには特別の事情が客観的に確認される必要があり、被告のいう経営方針の決定についての支配的影響力なるものによって戊が事業主であることを否定できるものではない。

本件では、戊は原告を伴い川西警察署保安課を訪れ、戊が事業主になることを言明し、許可要件の適合性について事前協議を申し出ている。また、戊のみならず原告の人物審査書類も提出した上で戊に対する許可が出されており、原告名義で許可申請をしても許可は得られていたのであるから、原告が自らパチンコ店の営業をするのであれば、E商工会の専従を外ればよかっただけである。それにもかかわらず、ことさら事業を行う意思のない戊が名義貸しを行うことは、名義貸しが判明した場合の許可取消等による多大な損害のリスクを考慮すると、取引通念上ありえないことである。

そもそも、営業許可を受けて日常業務を前面に出て行っている者が税金の申告もする場合、事業の名義人で申告書を作成するのが通常であり、特に許可制の事業について名義人以外で申告することは実務上あり得ない。

カ 地元自治会との交渉等

(ア) 本件では、近隣住民やV自治会等の関係団体とのやりとりの過程で交換された文書、回答書、要望書、協定書等は全て戊が当事者とされている。また、Gの開業に関し、戊は開設者としてニュースの取材に応じ、X自治会長ともやりとりを繰り返し、中学校の先生とも直接話し合いをし、n組合とも交渉を重ね、覚書を交わしている。開業準備のための折衝や合意も全て戊の名前で行われ、その過程で同人が直接住民と折衝する場面もあったことからすると、原告が折衝の場に出て大きな役割を果たしたことがあったとしても、それは全て戊の事業のために行われているものであって、それにより原告が事業者となるわけではない。

また、戊は、行政指導を受けて自ら足を運んでO組合にも加入しているが、他の人間を介して同組合への加入手続を行ったとしても、戊が事業主でなくなるわけではない。

(イ) Wは、本件刑事一審の証人尋問においては、捜査段階とは異なり、Wの出席した住民集会に原告が来たことは覚えていないし、原告が説明したことも聞いていない、住民集会に参加していた戊と会ったことがある、Gの経営者が戊であることに違和感はなかったなどと証言している。

キ 本件土地建物の改築工事等

戊は、本件土地建物においてパチンコ営業を行うため、p株式会社（以下「p」という。）

と本件土地建物の改築工事契約を締結した。また、戊は、Gの運営のため、q株式会社（以下「q」という。）と警備契約をし、r協会とも自家用電気工作物保安契約を締結した。Gの駐車場の確保も、貸主aの妻と原告が高校時代から知遇を得ていたことや時間の問題もあり、原告に折衝や契約の一部代行をしてもらったことはあるものの、あくまで戊のG営業のためのものであった。

また、戊は、パチンコ営業に必要な土地賃貸借契約書（ネオン塔設置）を貸主と交わしている。

その他にも、自動玉配給装置等に係る契約も、戊がYから説明を受けて契約当事者となっている。Zは、本件刑事一審の証人尋問では、契約条件に係るやりとりを原告のみと行ったなどとは証言しておらず、自動玉配給装置等の取引の相手方は戊であり、代金の支払も戊から受けたと証言している。

ク Gの業務状況、取引業者との折衝等

(ア) 戊は、毎日Gに出勤し、午前9時半から翌日の午前2時くらいまで、現場で報告を受け、指揮や指示をして事業を続けた。また、日々の営業において、過去のパチンコ店営業の経験を生かし、パチンコ業務にまつわる様々な問題をこなすとともに、暴力団らの不法行為を実力で排除するなど、女性社長としての貫禄を発揮した。また、従業員の給料の点検、支払、採用面接も戊が行っていた。主要な景品たる食品や菓子は、戊がt株式会社（以下「t」という。）と取引を行い、商品の在庫管理も注意し、価格の交渉や支払も行った。

パチンコ機械の取引も、有限会社y（以下「y」という。）との売買の話や支払をすべて戊が行い、取引担当者であるA（以下「A」という。）も戊を社長と呼んでいた。AはGで戊から原告の紹介を受けたが、商談は全くしていない。

自動販売機については、開店前の商談の段階から戊が株式会社B（以下「B」という。）と取引をしており、自動販売機や商品の納入及び機械の修理取引を継続的に行っていた。

開店後、川西警察署の行政指導により、パチンコ景品の換金所を移転することとなったが、戊はGに来ていた株式会社C（以下「C」という。）の従業員と話をして移転工事を依頼した。

Gの従業員kは、戊が事務員採用の面談や給料の支払を行い、やくざの不当な要求にも毅然としていたことに感銘している。単なる名目上の人間が身を挺してやくざとの対応に関与することはあり得ない。また、Gの開業当初から、戊とGを見続けてきたX自治会長は、戊が死亡するときまで、Gの経営者は戊以外いないと理解して戊と接してきた。

(イ) 被告は、fの雇用に関与しなかったことをもって従業員の採用について事業主として行動したのは原告であるとするが、採用面接に関与する者が事業主であるとすれば企業の人事担当者が事業主ということとなり、失当である。

また、被告は、一部の従業員が原告を「社長」と呼んでいたと主張するが、これは原告を立てて言ったにすぎないし、事業主の認定の基準にもならない。gも、本件刑事一審において、戊が社長で従業員も戊をGの社長と理解していた旨証言している。

(ウ) 被告は、換金システムをいわゆる四者買いにすることは脱税発覚のリスクが高まるとして戊が原告に相談したことをもって経営方針が原告により決まっているなどと主張するが、戊が即断せず原告に相談したとしても経営主体の問題とは全く関係がない。

ケ 本件各年分後の確定申告

被告は、昭和５９年分ないし昭和６１年分の所得税について、戊名義での確定申告を受け入れている。

コ 売上金の管理・処分

売上金の管理・処分についても、被告は、売上金が原告、Ａ、Ｄに支出されたとか、預金の管理に原告が関わっており、戊は預金口座の名義を貸したにすぎないと主張する。しかし、ＡとＤは甲が経営する会社であるし、Ｇは甲家の事業方針の決定等について絶対的権利を有している甲に戊が働きかけて開業したものであって、Ｇの収益についても、戊が甲や甲一家の意向に反しない範囲で配分、使用を許したにすぎず、戊が名前だけ貸したという筋合いのものではない。

サ T銀行三宮支店のUの供述（証言）の信用性について

Uは、Ｇの開業資金の一部をT銀行三宮支店が融資した経過に乗じて戊や原告に取り入り、仮名定期預金を作り成績を上げたものの、本件査察調査で取調べを受けることになり、自らの言動の責任を戊や原告に転嫁するため課税庁に迎合し原告に責任をかぶせており、その供述に信用性はない。

Uが本件刑事事件において、原告がＡの実権者であると認識していたとか、戊はただの名義人であり原告こそがＧの実質経営者であると証言したのは、自らの成績を上げるためＣやＧ等の資金について約１０数億円の架空名義非課税預金をさせたことなどについての責任を問わない代わりに査察部や検察側に有利な証言をするとの密約が成立したためである。

(2) 争点２

(被告の主張)

ア 雑所得の金額

雑所得金額は、原告のＫ及びＭへの貸付金に対する受取利息等の金額である。Ｋ及びＭに対する貸主は原告であるから、受取利息も原告に帰属する。

(ア) 本件各年分の貸付金に対する受取利息の金額は、別表「昭和５６年分の貸付利息収入金額（Ｋ分）」ないし別表「昭和５８年分の貸付利息収入金額（Ｍ分）」のとおり、Ｋ分の昭和５６年分が２４５万９４３７円、昭和５８年分が１４７８万３２６０円であり、Ｍ分の昭和５６年分が２２５０万０５２６円、昭和５８年分が９３０万８０００円である（貸付期間が昭和５５年以前又は昭和５７年以後にまたがる利息収入については、昭和５６年分の利息収入を按分計算により算出した。）。

また、定期積立金の給付補てん金は、別表「雑所得の計算」の「③定期積立金給付補てん金」のとおりであり、原告が仮名、借名で預金していたもののうち、昭和５６年分がd信用組合尼崎支店（以下「d信用組合尼崎支店」という。）の①名義（口座番号

）の１５９２円、昭和５８年分がd信用組合尼崎支店の①名義（口座番号

）の１３６５円及び⑩銀行三宮支店（以下「⑩銀行三宮支店」という。）の⑩名義

（口座番号）の９万４７５０円の計９万６１１５円である。

(イ) 一方、各貸付金の原資となった借入金に対する支払利息は、経費として控除すべきである。原告がT銀行三宮支店ほかで行った借入金のうち、Ｇの開業資金として借り入れたものなど、用途が明確なものを除いた借入金の支払利息は、別表「借入利息の計算」のとおり、昭和５６年分が６６１万７７７３円、昭和５８年分が８０５万９３１８円である。

(ウ) したがって、雑所得の金額は、上記(ア)の合計金額から上記(イ)の金額を差し引いた

金額であり、昭和56年分が2134万3782円、昭和58年分が1612万8057円である。

イ 貸付金の資金源等に関する預金口座の原告への帰属

(ア) K及びMに対する貸付金は、①主に原告名義預金口座及び仮借名預金口座から捻出し貸し付けられている。また、②貸付金利息のうち、一部は現金又はいわゆる天引きにより、その余は小切手、手形等により支払われている。その入金先である以下の各仮借名預金口座が原告に帰属することは、以下のとおり明らかである。

a T銀行三宮支店の㊦名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件T銀行㊦名義口座」という。）

本件T銀行㊦名義口座は、以下のとおり、原告に帰属する。

(a) T銀行三宮支店のUは、㊦という人物に会ったことはないこと、本件T銀行㊦名義口座から12万7563円、T銀行三宮支店の㊦名義の普通預金口座（番号 ）。以下「本件T銀行㊦名義口座」という。）から9万3094円がそれぞれ出金されて、同支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件T銀行原告名義口座」という。）に合計22万0657円が入金されていること、入出金伝票等の筆跡も原告のものであることを供述し、これらの事実は入出金伝票により裏付けられている。

(b) Iは、刑事一審において、本件T銀行㊦名義口座は自分のものではない旨供述している。

b ㊤銀行三宮支店の㊦名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件㊤銀行㊦名義口座」という。）及び㊤銀行三宮支店の㊧名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件㊤銀行㊧名義口座」という。）

(a) 本件㊤銀行㊦名義口座及び本件㊤銀行㊧名義口座と原告名義の預金口座等との間では頻繁な入出金が見られる。

(b) 本件㊤銀行㊦名義口座に関しては、原告が、㊤銀行豊中支店（以下「㊤銀行豊中支店」という。）の渉外係長であった㊨（以下「㊨」という。）に対し、原告の手形の取立てを依頼している。

(c) 本件㊤銀行㊦名義口座開設時に作成された印鑑届の筆跡は、原告自身のものである。

c T銀行京都支店（以下「T銀行京都支店」という。）の㊩名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件T銀行㊩名義口座」という。）

(a) Mは、原告に支払う金銭を本件T銀行㊩名義口座に振り込むこと及び同口座が原告のものであることを証言している。

(b) Mが借入金利息として支払った約束手形や小切手の裏書名義が㊩であり、本件T銀行㊩名義口座はその取立口座である。

(c) これらによる支払金額がMの原告に対する支払利息の明細表の記載や査察部職員の調査結果と一致している。

(d) Iは同口座を管理しておらず、JがIの管理を引き継ぐこともありえない。

d d信用組合三宮支店（以下「d信用組合三宮支店」という。）の㊪名義の普通預金口座（口座番号 ）。以下「本件d信用組合㊪名義口座」という。）

- (a) Mが借入金利息として支払った約束手形や小切手の裏書名義が㊦であり、本件d信用組合㊦名義口座には、その手形及び小切手等が入金されている。
- (b) これらの支払金額がMの原告に対する支払利息の明細表の記載や査察部職員の調査結果と一致している。
- (c) Iは同口座から入出金管理等をしたことがなく、JがIの管理を引き継ぐこともありえない。

e d信用組合三宮支店の㊦名義の普通預金口座（口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）。以下「本件口座」という。）

- (a) 原告が、本件口座にKからの受取利息を入金している。
- (b) 本件口座に留保された金銭を基に、原告自身の借入金1100万円が返済されている。
- (c) 後記のとおり、本件口座から原告に帰属する定期預金が設定されている。
- (d) Kの元帳（以下「本件元帳」という。）、振替伝票（以下「本件振替伝票」といい、本件元帳と併せて「本件元帳等」ということがある。）に、借入れ及び返済並びに支払利息の相手方として原告の名前が記載された支払が存する。

本件口座には、昭和58年12月9日、K作成の約束手形が決済されて1億0248万6833円が入金されているところ、本件振替伝票によれば、上記入金は、Kの原告に対する手形借入金及びその利息の支払である。なお、上記手形借入金は、元々原告及びIからの手形借入金及び支払利息を合わせて原告に対する手形借入金に書き替えたものであり、同月13日に本件口座から上記金額が出金され、その半分の原告に帰属する分の金銭のみを原資として、T銀行三宮支店において㊦名義の定期預金口座（口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）。以下「本件T銀行定期㊦名義口座」という。）が設定されており、本件振替伝票は信用性が高い。

- (e) 本件元帳等及びKが作成した借入明細写し（以下「本件借入明細写」という。）記載の支払利息の支払状況と、本件口座への入金状況とは、日付及び金額がほぼ一致する。
- (f) 本件口座の届出印鑑欄（昭和59年3月28日改印）の印影は、d信用組合三宮支店の㊦名義の普通預金口座（番号 〇〇〇〇〇〇〇〇）。以下「本件d信用組合㊦名義口座」という。）の届出印鑑と酷似しており、本件d信用組合㊦名義口座は、改印後の本件口座の印章を用いて開設されたと考えられるところ、本件d信用組合㊦名義口座は、Gに対する本件査察調査の際にその存在が明らかになったものであり、Gの事業主である原告が開設したと解され、結局、本件口座も原告が開設したというべきである。

(イ) 各預金口座の帰属に関する原告の主張に対する反論

原告は、本件㊦銀行㊦名義口座を除く上記各預金口座について、Cの資金管理口座であり、Iないし同人の弟であるJが管理していたこと、貸付金利息も同人らが管理したものであり、原告とは無関係である旨主張する。

しかし、Iがこれらの口座を管理していなかったことは前記のとおりである。また、原告は、本件T銀行㊦名義口座及び本件㊦銀行㊦名義口座がCの資金管理口座であるとしつつ、他方では上記各口座がCとは無関係な原告ら夫婦のものであるなど、一貫性がない主

張をしている。また、本件T銀行⑩名義口座については、原告とは無関係と主張しつつ、他方で、甲の商売の都合上、T銀行三宮支店で⑩名義の口座が必要であった際にUが作ってくれた口座であるなど、一貫性のない主張をしている。

原告は、本件⑩銀行⑩名義口座について、Hから、原告の管理するCの資金の一部を利子非課税定期預金にするように言われたため同口座の設定を任せたとし、同口座がH又はCに帰属するかのように主張する。しかし、同口座が新規開設されたのは、昭和55年11月22日であり、原告の主張する同年2月から9か月も経過した後である上、実際に同口座の入出金が頻繁に行われ始めたのは、原告がHから依頼されたとする約1年後の昭和56年1月31日の1000万円入金の後である。したがって、同口座の開設経緯に係る原告の上記主張は不自然であり、到底信用できない。

ウ Kからの受取利息が原告に帰属すること

(ア) 前記のKに対する貸付金及び利息金額に係る貸付けは原告による貸付けであり、受取利息が原告に帰属することは以下のとおりである。

a Lの供述の信用性

Kの代表取締役であるLは、査察部職員に対し、原告からの借入れにつき、同社の帳簿書類、経理担当者に作成させた本件借入明細写等を引用しつつ詳細な供述をしている。当該供述は本件元帳等とも一致し、Lがあえて原告にとって不利な発言をする理由は存在しないこと等にかんがみれば、その信用性は極めて高い。

b 原告の貸付金が本件元帳等に記載されていること

本件元帳等には、Kの借入れ及び返済並びに利息の支払状況等が記載され、その摘要欄には、各取引の相手方がそれぞれ記載されている。かかる記載内容に照らせば、本件元帳等は、Kの経理業務を行うに際し、その業務内容を正確に記録すべく作成された信用性の高いものであることは明らかであって、その摘要欄に取引の相手方として原告の名前が明示されていることは、それ自体で原告がKに対する貸付けを行い利息を収受していることを強く推認させる。

c 原告がKの記録と符合するメモを作成していること

本件借入明細写及び本件元帳等の記載と、原告の昭和56年度の黒手帳及び同58年度の黒手帳（以下、それぞれ「56年黒手帳」、「58年黒手帳」といい、両者を併せて「本件各黒手帳」ということがある。）のメモ内容は各々ほぼ対応している。原告が自らの手帳にKとの取引内容を具体的に記録していることからして、原告がKの借入金の貸主であることは明らかである。

d 原告とLが仮装工作をしていること

原告とLは、昭和59年に強制調査を受けた後、それまでに原告が受領していた利息合計8864万7621円をKに返却したように見せかける仮装工作をしている。具体的には、原告は、Kの当座預金口座に上記金額を入金し、他方、Kは、決済日間近の支払手形2通（額面6406万6500円、2895万4125円）の額面を8000万と1300万円に書き換えた後（差額の2万0625円は現金で支払われた。）、原告から入金された金員をもって8000万円の手形を決済し、残りの額は、464万7621円の手形と400万円の現金で原告に支払っている。

これは、原告が、受取利息をKに返却し、これをもって原告の貸付けの元金等の返済

に充当したかのように装うことで受取利息の課税を免れようとしていたものであり、原告がこのような工作をしていること自体、原告がKに対し貸付けをして利息を収受していたことの証左である。LやKの経理担当者も8000万円の借入元本を原告から戻してもらった利息金で返済したというのは嘘である旨供述している。

(イ) 原告の主張に対する反論

a 原告は、Kから収受した受取利息は、CかHに帰属するものであり、本件元帳等の借入先に原告の氏名が記載されているものは、原告がCの窓口をしていたことから便宜上記載されたものにすぎないこと、Lは原告・Iを窓口とするCからの借入れとIからの借入れとを明確に区別できない曖昧な状態であったのに、査察部職員の意に沿うねじ曲げられた内容の質問てん末書にサインさせられた旨本件刑事一審で証言していること、Kからは貸付金利息はおろか元本の回収もできなかったこと、昭和56年12月14日の貸付金1億2000万円について、Kに直接金員を手渡して貸し付けたのはIであること、その際に戊が約5000万円をIに資金提供したことなどを根拠に、Kに対する貸付金が原告のものではない旨主張する。

b まず、Cに関する原告の主張は後記オのとおり、理由がない。

また、原告のいうLの証言については、本件元帳の他、Lの承認印が押された本件振替伝票においては、借入先として原告とIとを明確に区別して記載されており、原告の名前が記載された借入れについて、どちらからのものか区別できないのは極めて不合理であること、Kの経営者であり自ら多額の借入れを行ったにもかかわらず借入先という極めて重要な事項を区別できないことは不自然であること、Lの仕分指示によらなければ従業員が本件元帳に記載しえないにもかかわらず、自己の指示内容について曖昧な証言をしていること、借入金の利息はほとんどIに渡していたとしながら、本件元帳の支払利息の仕分帳に「@手形借入利息」等と記載するのは不自然であること、本件元帳に原告名が記載された借入れとその内容が符合する本件借入明細写は、複数ではなく一つの借入先からの貸借内容等をまとめたものであることが書面の体裁上明らかであること等からすると、本件刑事一審におけるLの証言は全く信用できない。

c Kからの貸付金利息は、現金若しくは天引きにより支払われ又は本件口座に入金されていることから、Kから貸付金利息はおろか元本の回収もできなかったとする原告の主張が事実に反することは明らかである。

d 前記1億2000万円の貸付金の資金は、昭和56年12月14日に、原告に帰属する本件T銀行原告名義口座、本件T銀行F名義口座、本件D銀行F名義口座及び本件D銀行G名義口座から合計6018万8000円が捻出され、その資金を元に自己宛小切手が振り出されKに貸し付けられたものである。

したがって、上記貸付金のうち6000万円は、原告に帰属する預金から捻出されており、しかも56年黒手帳に、原告がLに金銭を支払った旨の記載があることからして、少なくとも上記6000万円に対応する貸付金利息が原告に帰属することは明らかである。

e 戊が約5000万円を資金提供したとする点も、戊は、家族の生活費さえもFの収入だけでは賄えなかったものであり、昭和56年12月14日当時に約5000万円もの資金力を有していたとは到底認められない。なお、甲がそれ以上の金銭を有していたなら

ば、直接甲に依頼すれば足り、わざわざ戊を介して資金提供の依頼をすること自体不自然である。

エ Mからの受取利息が原告に帰属すること

(ア) Mに対する貸付けを行ったのは原告であり、その受取利息は、原告に帰属する。

a Mの供述の信用性

Mは、査察部職員に対し、Cや甲は知らないが原告のことは知っていること、原告から金主になる旨の申出があり、昭和54年初めに借入れを申し込んだこと、和議申請の受理後も原告から返済を執拗に催促され、昭和57年1月29日に利息を支払う旨の念書（以下「本件念書」という。）を作成したこと、資金が足りず本件念書のとおり支払えなかったが、昭和59年2月5日までに2400万円余りを返済したこと、その後、法定利息で計算し直した支払超過額500万円余りについて過払金返還請求訴訟及び譲渡担保に供した不動産の所有権移転登記抹消登記手続請求訴訟（以下「別件民事訴訟」という。）を提起し、同年6月29日に和解したこと、当該和解調書（別件民事訴訟の訴状）添付の別表（以下「別件民事訴訟別表」という。）の「返済額」から「借入額」を差し引いたものが利息相当額であること、別件民事訴訟別表では返済額として金額を記載しているが、その当時としては、元本5000万円に対する利息として支払っていたものであることなどを明確に述べ、原告からの借入れ及び返済の状況並びに利息の支払状況について、詳細な供述をしている。かかる供述は上記和解により原告との紛争が終結した後になされたもので、Mがことさら原告に不利な供述をする理由に乏しいこと、Mの供述に係る原告への支払状況は原告に帰属する預金口座への入金状況とおおむね合致していること等にもかんがみれば、Mの供述の信用性は高いといえる。

b 別件民事訴訟において、原告が和解していること

Mが原告に対し昭和59年2月に提起した別件民事訴訟では、第2回目の期日に和解勧告がなされ、同年6月には、要旨、①原告がMから所有権移転登記を受けていた不動産を取得する、②原告はMに対する債権を放棄するとの内容で和解が成立しているところ、原告が、Cが貸主であり自己は貸主でない旨主張して争った形跡はなく、その和解内容からして、まさにMに対する貸主として行動している。

c Mから小切手又は手形により支払われた借入金利息が、原告に帰属する仮借名預金口座に入金されていること

Mは、借入金利息の一部を小切手又は手形で原告に支払っているが、これらの小切手等の取立口座は、前記第2、4(2)（被告の主張）イ(ア)aないしd)の各預金口座であり、これらが原告に帰属することが認められる。これらの入金額は、別件民事訴訟別表の記載と符合すること、原告のMに対する貸付金残高は、和議申請後から昭和59年の別件民事訴訟提起時まで5000万円であり変動していないことから、これらの借入金利息は原告が受領したものであることが明らかである。

(イ) 原告の主張に対する反論

a 原告は、MがHとの取引をきっかけとしてHに資金力があることを知り、原告に対しHの資金を借り入れる手引きを強力に依頼してきたこと、Cの代表取締役であったHが同社の資金を限度額5000万円まで貸すことにしたこと、Mは本件刑事一審において、Hが貸主であることを念頭に取引していた旨証言していること、本件念書には利息を支

払う文言もないことなどを根拠に、Mに対する貸付金が原告のものではない旨主張し、別件民事訴訟の相手方を原告名とした理由について、原告は、自己が貸付けの窓口であったためである旨供述する。

また、原告は、Mは昭和57年に倒産し、昭和58年に利息の支払をする余地はない旨主張する。

- b (a) しかし、仮に原告の主張どおり、MがHの資金力を目当てに原告に貸付けの取次ぎを依頼してきたのであれば、別件民事訴訟においてもHを相手方として争うはずであり、交渉の窓口になっていたから相手方にされたにすぎない旨の原告の供述は信用しえない。また、原告の主張によれば、Mは借入前からHと取引関係があり、Hの自宅で交渉等を行っていたのであるから、Mがその後も原告を窓口とし続ける必要はなく直接Hと交渉すれば足りるものである。
- (b) 原告は、Mに対する貸付限度額は5000万円であったと主張するが、Mは、その額を超過する6000万円を昭和56年4月23日に借り入れている。しかもその前後も数回借入れをしており、これらの返済年月日及び返済額からすると、同年5月12日現在の借入金元本の残高は9500万円と上記限度額を大幅に超過する。
- (c) 原告のいう、Hが貸主であることを念頭に取引していた旨のMの証言についても、Mは同証言の直後やそれ以降では、原告から借入れをしたことを前提として証言を続けていることから、Hが貸主であることを念頭にMが取引をしていたとの原告の主張は事実に反する。
- (d) 原告は本件念書は利息でなく元金の支払約定である旨のMの証言から、昭和58年にMが利息の支払をする余地はなかった旨主張するが、同証言でも、貸主が原告であったこと自体は否定されていない上、利息の支払であったとする質問てん末書の供述内容を合理的な理由なく変遷させており、容易に信用し得ない。
- (e) 原告は、本件念書が原告あてに作成された理由について、Mの意思は分からないがMがそうしたため受け取って帰った旨供述し、自らが本件念書を受領したにもかかわらず曖昧かつ不合理な弁解をしている。
- (f) 昭和57年に倒産したMが昭和58年に利息の支払をする余地はないとする点についても、Mが和議申請をした昭和57年1月当時、原告に対する借入残高は5000万円であり、同申請後の同月29日付けで、Mは原告との間で利息を支払う旨の本件念書を作成している。そして、Mは、昭和59年1月に原告に対し提訴した別件民事訴訟の訴状において昭和58年以降も5000万円に対する利息を支払った旨主張している。
- c 以上より、原告の主張はいずれも理由がなく、同主張に沿う原告の供述も到底信用しえない。
- オ K及びMへの貸付金はCが貸し付けているものではないこと
- (ア) 原告は以下のとおり、K及びMへの貸付金がC等に帰属する旨主張し、これに沿った供述をする。
- a Cの資金
- Cがその売上金の一部をT銀行三宮支店の仮名預金口座に送金してK及びMに対し貸し付けていたもので、その実務は、上記送金資金を管理していたIと貸付けの窓口と

なった原告が行っていた。また、返済金のために受領した手形はIが管理していた。原告が回した金銭がCの売上金であることはIが裁判所の尋問で認めている。

b Hの資金

HがCの資金とは別にH自身の資金についてもK及びMに貸付けを行っていた。

c 甲、戊等の資金

Mから返済された手形の決済が出来ないとしてその決済用資金の融資を依頼され、戊の資金、Gの資金及び原告が管理する別のCの資金を貸し付けたことがあり、Kについても同様であった。

d 原告とCへの二重課税

K及びMからの貸付金利息を受領したのはCであり、Cの修正申告によって当該利息に係る租税は徴収されたといえるから、これを原告に課税することは二重課税に等しい。

(イ) Cの資金とする点について

a そもそも原告の主張は、何ら具体的、客観的な根拠がない。Cには、甲、乙、丙など甲一族が関与していることから、貸付金に関するCの帳簿書類等を証拠として提出することは容易であるにもかかわらず、原告はこれらの書類を一切提出していない。

b 原告のいうIの本件刑事一審における証言内容は推測程度の極めて曖昧なものである。

c 原告は、甲の資金及び戊の資金も含めてすべてIが把握しており、原告はこれらの資金を管理していない旨供述するが、真に甲、戊、Gの資金をKやMに貸し付けているのであれば、Iでなく原告ら甲一族が管理するはずであるから、これらの資金すら把握していない旨の原告の供述は到底信用しえない。

d 原告は、本件刑事一審において、H側はCとH自身の資金とを使っていたが原告ら甲一族は個人の資金は一切使っていなかった旨明言しているところ、これは戊やG、甲の各資金が貸し付けられたとする本訴での原告の供述と明らかに齟齬している。

(ウ) H、甲、戊等の資金とする点について

a 本件元帳等、本件借入明細写を比較検討すると、前記のとおり、Kにおいては、原告とそれ以外の者とを明確に区分しており、原告からの借入金については原告のものとして認識し、経理していたことは明らかである。

b 原告は、戊、Gの資金をMに貸し付けた旨主張するが、原告のMに対する貸付金残高は、昭和57年1月の和議申請後から昭和59年の別件民事訴訟提起時まで5000万円のまま変動しておらず、この間、Mは新たな借入れをしていない。なお、原告は、和議申請の前後に、戊の了解を得てGの資金をMに貸し付けたことがあった旨供述するが、Mが倒産寸前の状態であったことを認識しながら、しかも、原告主張によるならば、Mに対する貸付けはCのH及び甲の決定によりなされており、原告は窓口になったにすぎないにもかかわらず、窓口となった責任のみであえてGの資金を貸し付けたとするのは不自然といわざるを得ない。さらに、戊は、家族の生活費さえもFの収入だけではまかなえなかったものであり、当時、Mに貸付可能な資金力を有していたとは到底認められない。

また、原告は、原告が別に管理するCの資金をMに貸し付けた旨主張するが、この点に関する原告本人尋問での供述は要領を得ず、実務をしていたのはIであって現金をK

やMに渡していたのは原告ではないとも供述しており、上記主張と齟齬している。

(エ) 二重課税とする点について

被告は、原告に帰属する所得は原告に、原告以外のC等に帰属する所得はC等にそれぞれ区分して課税し、原告に帰属しない可能性のある利息については課税しない取扱いをしているのであるから、原告以外の者に帰属する所得を原告に課税することはあり得ない。

(オ) 原告名義の預金口座から出金された資金が貸付金となっていること

K及びMに対しては、原告名義の預金口座から、8回（昭和56年に6回、昭和58年に2回）、合計1億0680万5596円もの資金が出金され貸し付けられている。これにつき、原告は、緊急事態が発生したときにそうしたかもしれない旨供述するが、何ら具体性、合理性のない弁解であることは明らかであり、上記の原告名義預金口座からの捻出は、他の仮借名預金口座（特に㊦名義）からの出金と同時に貸し付けている場合が多数を占めていること、合計1億円を超える金額を貸し付けていることからすると、到底信用できない。

(カ) 原告による貸付資金の出所としては、原告自身、昭和56年中に1億9000万円、昭和58年中に1億5000万円を金融機関から借り入れており、Cからの資金を調達しなくともKやMへの貸付資金は十分にあった（なお、原告の借入利息は、本件各年分の課税に際し、雑所得の必要経費として考慮している。）。

(原告の主張)

ア 原告は、KやMへの貸付けを行った当事者ではなく、Iとともに、Cの資金をKやMに手渡していただだけである。したがって、これらの貸金や利息はHと甲に帰属する。

イ 貸付けの原資について

Uは、自己の成績を上げるため、Hに対し、CのBの売上金をT銀行厚木支店（以下「T銀行厚木支店」という。）からT銀行三宮支店に移し替えるよう強く要望し、Hはこれを受け入れた。Uは、T銀行厚木支店に複数の仮名預金口座として、㊤名義の預金口座（番号〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「本件T銀行㊤名義口座」という。）及び㊭名義の預金口座（番号〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「本件T銀行㊭名義口座」という。）を設定して通帳と印鑑をHに渡し、それをHの息子であるIが管理していた。Uは、T銀行三宮支店にも、3口の仮名口座として、㊮名義（番号〇〇〇〇〇〇〇〇。以下「本件T銀行㊮名義口座」という。）、本件T銀行㊯名義口座及び本件T銀行㊰名義口座を開設した。これらの口座には、CのBの営業で得た利益金が入金され、その管理はIが行っており、その資金の用途については、HらCの共同代表と原告が相談し、実際の実務はIが行っていた。さらに、Hは、自らもIを通じ、上記利益金以外の金銭をKやMに対して貸し付けていた。

ウ Kからの受取利息について

(ア) 本件口座はIが管理し、Kからの受取利息を収受していたものであり、その利息はCかHに帰属する。本件口座の通帳と㊱名義の印鑑はIが所有しており、同人の周辺から押収されたものであり、本件口座の預金履歴復元に係る報告書は虚偽のものである。

また、昭和58年12月13日付けの本件口座の払戻請求書（1億0248万6833円）の署名はIの筆跡によるものである。Iは、すでに昭和55年4月27日ころには、㊱の名義を使って銀行取引をしており、その住所もIの住所を記載していた。

被告は、IがKから受け取った手形の取立てについて、㊲名義で取り立てた分とは異なる

り、㊟名義で取り立てた分については㊟の印影をわざわざマジックペンで消去し、真実を隠蔽する画策をしている。

(イ) Kにとって取引相手の特定が重要なのは資金の入金先ではなく不動産取引の相手方であり、本件元帳等に原告の名前の記載があるのも、原告が年長者であり取引のつなぎを行ったことから、帳簿作成者又は事務担当者が便宜的に記載したためにすぎない。

本件元帳等で原告を取引先として扱われているのはCの収益から貸し付けられたものであり、Iを取引先として扱われているものはHの事業から出された資金を貸し付けられたものである。

(ウ) 被告は、Lが原告からの借入を認めている旨主張するが、これは、査察部が、原告・Iを窓口とするCからの借入れとIを窓口とする借入れの整理もできないまま取調べに臨んだLに対し、全て原告との金銭消費貸借契約である旨のねじ曲げた質問顛末書を作成してLにサインさせたためである。

(エ) 被告は、原告がKに対し1億2000万円を貸し付けたと主張するが、当該貸付けは、全てI(H)がKから担保を取って貸し付けたものである。原告は、その際に、Iから頼まれ、戊に5000万円ほど出してもらい、Iが1億2000万円をKに融資したにすぎない。

(オ) 被告は、本件各黒手帳の記載が原告が貸主であることの証拠である旨主張するが、原告は、Lからの連絡を受け、金銭を提供するIを呼んで取引をさせただけであり、Iの貸金のきっかけを作ったにすぎず、上記記載が原告による貸付けの証拠となるものではない。

(カ) 被告は、原告が昭和59年に8864万7621円をKに返却したように見せかける偽装工作をした旨主張するが、原告が金銭を交付した事実はない。本件査察調査後に、Lが実際には新たな借入れをするつもりであるにもかかわらず利息を返還したことにして協力すると称して金銭の交付を求めてきた。原告がこれに応じなかったところ、LはIと話を進め、Iが上記金額について本件念書を作成したものであり、原告は関与していない。

(キ) 被告が経費とする借入利息の計算に係るT銀行三宮支店の㊟名義の普通預金口座(口座番号)。以下「本件T銀行普通㊟名義口座」という。)の管理もIが行っており、原告との関わりはない。

エ Mからの受取利息について

(ア) a Mは、原告に対し、Hの資金を借り入れる手引きを強力に依頼してきた。そこで、Hの自宅で、H、M及び原告との間で、Iも同席する中、HがMに対し資金を提供する合意が成立し、窓口を原告にすることとした。Mとは、手形割引ではなく月単位の現金貸しの取引であり、利息等の具体的な条件はHとMが決定していた。

同時に、Hは、貸付限度額は5000万円までを目安とし、架空名義でT銀行三宮支店に移して引き出すために、Hの指示で設定された本件T銀行㊟名義口座に送金されたBの売上金、剰余金等をもMに貸すことにし、その実務はIと原告に委ねた。

b Mは、H(C)からの借入れの際に差し入れていた手形の決済資金の段取りがつかないとして、原告に対し手形決済資金の融資を依頼することが何度かあり、原告は、戊に依頼してGの資金と原告が管理していた別のCの資金を貸すこともあった(受取利息は金主のものである。)

(イ) Mからの受取利息の取立口座について

a 本件d信用組合①名義口座及び本件T銀行①名義口座

上記各口座は、Iが、元金や利息の振込口座として、Mから同人の通帳と印鑑を渡されたものを管理して手形を取り立てていたものであり、後にJがIから引き継いで管理した。

b 本件T銀行⑥名義口座について

⑥は戊の通称名であり、仮名口座ではない。本件T銀行⑥名義口座も、甲の商売の都合上の必要から、Uに作ってもらったものである。

Iの筆跡による本件T銀行⑥名義口座の普通預金入金票は、Iが昭和55年7月から同口座を管理していた事実を示すものである。

なお、被告指摘の本件T銀行⑥名義口座は、Cの資金を架空名義でT銀行三宮支店に移し、架空名義で引き出すため、Hの指示でUが作った口座である。

c 本件⑩銀行⑥名義口座について

昭和55年2月ころ、Hが⑩を伴い、両者が原告の管理するCの資金の一部について、⑩銀行三宮支店に利子非課税定期預金をするように求めたため、原告は、その場で本件⑩銀行⑥名義口座の設定を任せた。その後、いくつかの仮名口座を作るのを許し、原告が管理していたCの資金で利子非課税定期預金をするようになった。

d 本件T銀行①名義口座について

Iは、同口座から375万0870円を引き出し、Hの経営する株式会社⑨（以下「⑨」という。）へ送金しており、同口座はIが管理していた事実は明らかである。

(ウ) Mの利息の支払の事実がないこと

Mは、昭和57年には倒産しており、昭和58年当時に利息を支払う余裕はない。現に、昭和57年1月26日に和議申請が受理された後は、元本はもちろんのこと利息の支払もなくなった。本件念書にも、金利を支払うなどという文言は一切記載されていない。Mは、本件念書を持参した際、Hに融資を求めたが、これをHが断ったところ、和議申請が受理されているため法律上今後支払う分はすべて元本に充当される旨言い残している。

M自身、和議申請直後は利息は全てまけてもらっていたこと、金利まで支払できるような状態ではなかった旨証言している。

オ その他

原告が銀行から借金をしてKやMに対して貸付けをしたというのも、たまたま原告名義で借入れがあった日時とつじつまを合わせているだけであり、根拠がない。

カ 二重課税について

査察部は、CがBの営業により得た資金をMやKに融資しており、その資金がT銀行厚木支店からT銀行三宮支店の仮名口座へ送金されていたことを把握していた。そして、G等への臨検差押えと同時に行われたCへの強制調査により、課税庁（査察部）はCの金の流れやその運用の全てを察知していた。

その後、Cは、共同代表のHが、原告、戊の逮捕及び甲の入院加療という甲一家の苦境に乗じて独断で査察部と手を打って約1億円の修正申告で決着させ、これにより、課税庁は、実際には上記修正申告により本件の雑所得分の税金を収受したにもかかわらず、Cの貸金利息をさらに原告に対し賦課徴収しようとすることは、二重課税に等しい極めて不合理な処分である。

被告は、Kへの貸付けの一部はIのものであり、これには課税していないと弁解するが、それは、原告とIの共同で貸付けの処理をしていた分の不足分について、I（H）が用意できる分は用意してもいいと助言した結果のものであり、原告が貸主である根拠にはならない。

キ Cの昭和60年2月7日付けの修正申告について

上記修正申告は、前記のとおり、原告と戊の逮捕勾留、甲の入院加療中に、額面10数億円の非課税架空名義預金の発覚を受け精神的に追いつめられたH及びIが査察部と結託して行ったものである。

原告が、保釈後に甲一族に何ら同意確認や事後報告もなく行われた上記修正申告を知り、本件刑事事件の進行上必要なCの修正申告関係書類の提出をIに求めたところ、Iは原告に対し、査察部職員とHとの協議の結果、修正申告すればCの件は決着するという事になったこと、申告による納税はHが管理し甲側には迷惑を掛けないこと、上記関係書類は、修正申告後に、全て焼却すべきとの査察部職員の指示に従い焼却したことを告げたこと、上記修正申告の後に戊から原告に立件替えがなされていることから、上記結託は明らかである。

ク Iの供述の信用性について

被告の主張は、Iらの供述を根拠としているが、Iは、Hの資金について、架空名義を含め百数十名の口座を管理し、T銀行三宮支店にも約5億円を預けていたが、査察部の捜査を受けるやいなや、自己の保身のため、課税庁と密約し、事実と反する証言等を繰り返したものであり、その供述は信用できない。

(3) 争点3

(被告の主張)

ア 利子所得は、小額貯蓄非課税制度扱いとなっていた原告に帰属する本名及び仮借名定期預金のうち非課税限度額超過部分に係る受取利息について総合課税としたものであり、その金額は、別紙「利子所得金額の内訳」（以下「別紙利子所得」という。）のとおり、昭和56年分が24万4157円、昭和58年分が208万2638円である。

イ 別紙利子所得記載の各定期預金は、前記第2、4(1)(被告の主張)記載のとおり原告に帰属するGの売上金等、原告に帰属する資金によって設定されている。

原告は、上記売上金のうち戊が事務所金庫に保管する部分を除く大部分を本件普通預金口座及び本件当座預金口座に、若干を本件d信用組合e名義口座に入金していた。また、原告は、昭和58年9月21日、本件普通預金口座から出金した1580万円の一部である600万円を入金して開設したT銀行三宮支店の@名義の普通預金口座（番号 ）。以下「本件T銀行@名義口座」という。）にも、Gの売上金を入金、管理していた。原告が各預金口座の開設、管理権限を有していたことからしても、原告が自身に帰属するパチンコ売上金を基に定期預金を設定していたと認められ、それらの預金に係る利子も含め、原告に帰属することは明らかである。

ウ 別紙利子所得記載の各定期預金を資金出所別に分けて検討するに、以下のとおり、いずれも原告が原告自身に帰属する資金を基に設定している。

(ア) 本件普通預金口座からの出金により設定された定期預金（別紙利子所得記載の番号22ないし31及び38ないし40の各定期預金（以下、同別紙記載の各定期預金については番号のみで特定する。））

a 昭和58年1月28日、1500万円が出金され、同日、番号22ないし24の定期

預金３口各３００万円が、同月２９日、番号２５及び２６の定期預金２口各３００万円が設定された。

- b 昭和５８年２月４日、９００万円が出金され、同日、番号２７ないし２９の定期預金３口各３００万円が設定された。
 - c 昭和５８年６月２８日、６０９万５０００円が出金され、同日、番号３０及び３１の定期預金２口各３００万円が設定された。
 - d 昭和５８年４月２２日、３００万円が出金され、同日、番号３８の定期預金２００万円が設定された（番号３９及び４０は、この預金の継続分である。）。
- (イ) 本件普通預金口座以外の原告に帰属する預金口座（d信用組合三宮支店の原告名義の普通預金口座（番号　　）。以下「本件d信用組合原告名義口座」という。）、本件T銀行㊦名義口座、本件d信用組合e名義口座、本件口座、本件T銀行㊦名義口座及び本件㊤銀行㊦名義口座）からの出金により設定された定期預金（番号１、７、９ないし１２、３２、３３及び４１ないし４５の各定期預金）
- a 昭和５６年９月５日、本件d信用組合原告名義口座から３０５万円が出金され、同月７日、番号１の定期預金３００万円が設定された。
 - b 昭和５６年１２月２９日、本件T銀行㊦名義口座から１１５２万円が、本件T銀行㊦名義口座から５３０万円が出金され、同日、T銀行三宮支店の㊮名義の通知預金口座１３８２万円及び番号７の定期預金３００万円が設定された。
 - c 昭和５８年６月８日、本件口座から３００万円が出金され、同日、番号９の定期預金１００万円が、同月９日、番号１０の定期預金２００万円が設定された。
 - d 昭和５８年６月１７日、本件普通預金口座から３６０万円及び本件口座から２７０万円が出金され、同月１８日、番号１１及び１２の定期預金２口各３００万円が設定された。
 - e 昭和５８年２月１５日、本件d信用組合e名義口座から３００万円が出金され、同日、番号３２の定期預金３００万円が設定された（番号３３は、この預金の継続分である。）。
 - f 昭和５５年１１月１９日、本件T銀行㊦名義口座から５００万円が出金され、同月２０日、番号４３の定期預金２００万円が設定された（番号４４は、この預金の継続分である。なお、残額３００万円については、同月１９日、原告名義の定期預金となった。）。
 - g 昭和５６年５月９日、本件㊤銀行㊦名義口座から２００万円が出金され、同日、㊤銀行三宮支店の㊮名義の定期預金２００万円が設定された（番号４５の定期預金は、この預金の継続分（昭和５７年５月９日書き換え）である。）。
 - h その他、番号４１及び４２の各定期預金は、d信用組合尼崎支店の原告名義の預金口座の継続によって設定されたものである。

(ウ) Gの売上金により設定された定期預金

Gの昭和５８年１月５日ないし昭和５９年４月３０日の売上金額（１０００円未満切り捨て）と割数（景品交換割合）及び銀行入金額が記載された集計表（乙７０。以下「本件集計表」という。）によれば、当該売上金を原資として、本件集計表（６月分）DB欄記載の６月２５日の３００万円、同月２６日の３２０万円、同月２７日の２２０万円の一部から、昭和５８年６月２７日、番号１３及び１４の定期預金２口各３００万円が設定されている。

(エ) 現金により設定された定期預金

- a 昭和58年2月5日、番号2ないし6の定期預金5口各300万円が設定された。
- b また、昭和58年2月9日、番号34の定期預金30万円（番号35及び36はこの預金の継続分である。）、同年3月9日、番号37の定期預金40万円、昭和54年3月16日、番号46ないし48、昭和56年12月25日、番号49、昭和58年5月9日、番号50の各定期積立金がそれぞれ設定された。

(オ) 原告に帰属する預金及びパチンコ売上金により設定された定期預金

昭和58年6月3日に本件普通預金口座から1279万円が、同月1日に本件d信用組合原告名義口座から403万円が出金され、本件集計表（5月分）の5月31日DB欄の230万円、同（6月分）の6月1日DB欄の220万円、同月3日DB欄の300万円の一部と合わせ、これらを原資として、同月2日に、番号15の定期預金300万円が、同月3日に、番号8及び17ないし21の定期預金6口各300万円及び番号16の定期預金102万円が、それぞれ設定された。

エ また、以下のとおり、別紙利子所得記載の各定期預金の印鑑は、原告に帰属する預金に使用されている印章と酷似しているものが多い。

(ア) 「甲」の印影

- a d信用組合宝塚支店の原告名義の普通預金口座（番号 ）の届出印鑑及びd信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座（番号 ）の届出印鑑は、番号1、32ないし37及び49の各定期預金等の印影と酷似している。
- b 原告に帰属する本件普通預金口座から番号28の定期預金が設定されているところ、この印影と番号2ないし5及び28の各定期預金の印影は酷似している。

(イ) 「I」の印影

原告に帰属する本件普通預金口座から番号25、27及び29の各定期預金設定されているところ、この印影と番号9、12、15、16、20、21、25、27及び29の各定期預金の印影とは酷似している。

(ウ) 「㊟」の印影

原告に帰属する本件普通預金口座から番号22ないし24、26及び31の各定期預金設定されているところ、この印影と番号10、14、17ないし19、22ないし24、26及び31の各定期預金の印影とは酷似している。

(エ) 「b」の印影

原告に帰属する本件普通預金口座から番号11の預金設定されているところ、この印影と番号11、13及び30の各定期預金口座の印影とは酷似している（なお、本件T銀行普通㊟名義口座の届出印鑑も、上記各定期預金口座の印影と酷似しており、同口座も原告に帰属する。）。

(オ) 「㊟」の印影

原告に帰属する本件T銀行㊟名義口座の届出印鑑及び本件㊟銀行㊟名義口座の届出印鑑は、番号43、44及び50の各定期預金等の印影と酷似している。

オ 以上のとおり、別紙利子所得記載の各定期預金等の真実の預金者はいずれも原告であることが明らかであるところ、同定期預金等は、いずれも昭和56年又は昭和58年に満期又は解約となっていることから、収入金額の計上すべき時期は、所得税基本通達36-2に従い、

昭和56年又は昭和58年となる。

そして、原告に帰属する上記各定期預金等の名義は、3口の原告名義の定期預金等を除き、いずれも原告名義ではなく、原告が虚偽の氏名を使用していたことは明らかであり、残りの原告名義の定期預金等については、昭和55年11月19日に⑩銀行三宮支店において原告名義の定期預金300万円が設定され少額貯蓄非課税制度の適用を受け、その後1年ごとに同定期預金を継続していたため、上記3口の原告名義の定期預金等は少額貯蓄非課税制度の限度額（所得税法10条6項）を超えて設定されたものと認められる。

したがって、原告に帰属する定期預金等の利子を利子所得として課税したことは適法である。

カ 原告の主張に対する反論

(ア) 原告は、番号1及び8ないし31の定期預金25口は、原告が戊の代理で開設したものであるとして、いずれも戊に帰属する旨主張する。

しかし、定期預金の開設に戊の了解が必要であればUは戊に直接依頼すれば足りたはずであり、原告を介して上記定期預金の開設を依頼したとする原告の主張は不自然である。

(イ) 原告は、番号2ないし7の定期預金6口はいずれもIに帰属するとし、その根拠として、定期預金申込書の筆跡がI又は行員のものであること、印鑑をUが保管していたこと、番号3の定期預金口座の申込書の住所がIの住んでいるマンションと同一のものであることを挙げる。

しかし、定期預金等の申込書は、一般的に顧客が記載するものであるが、時間がない場合は行員等が記載することもあること、番号3の定期預金（@名義）申込書に記載された住所はIの住所とは異なること、定期預金申込書にIの住所の記載がある@名義の定期預金についても原告が開設を依頼したものであることからすると、定期預金申込書にIの住所の記載があることは、当該定期預金がIに帰属する根拠とはならない。

また、印鑑をUが保管していたことについては原告は尋問でこれと矛盾する供述をしている上、仮にUが印鑑を保管していてもこのことをもって定期預金がIに帰属するとはいえない。

(ウ) 原告は、番号46ないし48の各定期積立金はHに帰属する旨主張する。しかし、昭和59年当時、⑪銀行神戸支店（以下「⑪銀行神戸支店」という。）の窓口には上記各定期積立金に係る現金を持参してきたのは原告であるから、H関連の預金とはいえない。

(エ) 原告は、番号34ないし36の各定期預金が戊に帰属する旨主張するが、その根拠を何ら示しておらず失当である。また、残りの定期預金13口については原告は明確な反論をしていない。

（原告の主張）

ア 出金口座について

(ア) 本件d信用組合e名義口座は、戊がGの日々の取引のために使用していたものであり、原告とは全く関わりがない。

(イ) d信用組合宝塚支店の原告名義の普通預金口座は、戊がGの収支に使用していた口座である。また、d信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座は、戊がFを営業していたころの通帳であり、戊の営業活動に使用されたものである。

イ 別紙利子所得記載の各定期預金口座等について

- (ア) これらのうち、下記(イ)ないし(カ)以外の各定期預金口座等は、戊に帰属するGの売上金を原資とするものであるから、その利息はすべて戊に帰属する。そのうち、番号8ないし31の各定期預金は原告が戊の代理で開設したものである。また、番号1の定期預金は甲が開設したものである。
- (イ) 番号2ないし7の各定期預金は、Iが開設したものであるから、その利息は、同人かHに帰属する。
- a 番号2、3及び5の各定期預金申込書は行員が書いたものである。また、番号2、4及び本件T銀行定期①名義口座の各定期預金申込書はIが書いたものである（なお、番号3、5及び6の各定期預金申込書の筆跡は同一である。）。
- b 番号3の定期預金申込書の住所はIの住んでいるマンションの住所になっている。
- c また、これらの定期預金の解約は、全てIが行っている。
- d なお、甲の印鑑はUが保管していた。
- (ウ) 番号46ないし48の各定期預金は、Hが①銀行神戸支店から融資を受けてマンションを建てる際に開設されたものであり、Hに帰属する。原告は、上記融資の際に保証人となっただけである。
- (エ) Uの上司である⑩（以下「⑩」という。）は、本件T銀行定期①名義口座の解約をしたのは原告ではないこと、同口座は原告と戊の兩人の仮借名定期預金である旨査察部職員に対し供述している。
- (オ) 戊の売上金で⑤（架空人）名義を作ったが、これはUが懇願したことによる。
- (カ) 昭和58年に①名義で定期預金を開設したのは戊である。長男の名義でわずかな定期をしたものである。

第3 当裁判所の判断

1 争点1について

所得が誰に帰属するかにつき、所得税法12条は、資産又は事業から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であり、その者以外の者がその収益を享受する場合には、その収益は、これを享受する者に帰属する旨規定し、いわゆる実質所得者課税の原則を定めているところ、その趣旨は、担税力に応じた公平な税負担を実現するため、収益の法形式上の帰属者（名義人）と法律実質的帰属者が相違する場合、後者を収益の帰属者とするというものと解される。

そして、これを受け、所得税基本通達12-2は、事業から生ずる収益を享受する者が誰であるかは、その事業を営んでいると認められる者（事業主）が誰であるかにより判定するものとする旨規定し、同通達12-5柱書前段は、所得の帰属が争われることの多い親族間における事業主の判定について、生計を同一とする親族間における事業（農業を除く。）の事業主が誰であるかの判定をする場合には、その事業の経営方針の決定につき支配的影響力を有すると認められる者が当該事業の事業主に該当するものと推定する旨規定するところ、かかる基準は、実質的な所得者の判断基準として適切であるといえる。そして、その判断基準となるべき誰が事業の経営方針の決定につき支配的影響力を有するかという点は、実質所得者課税の原則を定めた所得税法12条の趣旨にかんがみ、事業許可等の名義のみならず、事業資産や事業資金の調達・管理、利益の管理・処分状況、従業員の雇用等事業の運営に関する諸事情を総合的に勘案して判定すべきである。

(1) 風営法上の営業許可の取得等

証拠（甲１６）及び弁論の全趣旨によれば、兵庫県公安委員会は、昭和５７年１１月に提出された戊名義のＧに係る風営法所定の風俗営業許可申請に対し、同年１２月１０日付けで風俗営業の許可をしたこと、戊と原告は、上記許可申請に先立ち、２人で兵庫県川西警察署保安課を５、６回ほど訪れ、営業許可申請の手続等について㊦課長らに対し質問をした上、同申請書提出時にも、原告、戊の２人が行政書士を伴って同課を訪れていたこと、Ｇの開店以降、パチンコ機械の入替えの都度行われる警察職員の検査には戊が立ち会っていたことが認められる。

(2) 本件土地建物取得の経緯

ア 証拠（甲１０、１１、４５、１１５（後記認定に反する部分を除く。）、乙４、５ないし７、９、１０、原告本人（同））及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) Aは、昭和４２年に甲が設立した会社であり、宝塚市内に碎石設備を設け、碎石生産、販売を行っていたが、Qとの間に紛争が発生し、昭和５７年ころには、Aが碎石設備を撤去し、同社に対してQが補償金を支払う旨の合意が成立する見込みとなったことから、上記補償金を原資として代替物件の取得を企図するようになった。Aの昭和５７年４月１日から昭和５８年３月３１日までの事業年度における活動は、Qとの和解交渉等に尽きていたが、原告はその交渉で中心的役割を果たした。

(イ) 原告は、本件土地建物においてパチンコ店の営業をすることを目的として、昭和５７年４月ころ、Pとの間で本件土地建物の買受けに関する交渉を開始した。Pの代表取締役であった㊧は、買手候補はAであると認識し、交渉に臨んでいた。原告は、㊧に対し、「鉄骨等の本体工事の改造等はなんだったらお前とこでやらしてもいいから、もう少し、売買代金も安くならんか」、「せめて固定資産税だけでもまからんか。できたら、２００万ほど値引いてくれ」、「親父に、そのまま払うて、と言って怒られとる」などと売買代金の値引交渉をした上、同年５月１３日、D名義で本件土地建物を３億４５００万円で購入する旨の売買予約（国土利用計画法１４条の許可により当然に本契約成立となる旨の特約付き）の締結に至った。

(ウ) ㊧は、上記のとおりAが買手候補であると認識し、また、その代表取締役が甲であると認識していたが、甲とは交渉しておらず、また、上記予約締結時には買主がDとなり、当時の同社の代表取締役であるSとは面識がなかったが、買主が誰であるかはさほど気かけずに上記予約を締結した。

(エ) 原告は、昭和５７年５月１９日ころ、上記売買予約の手付金３４５０万円を、甲が借り入れた現金でPに支払い、その後、同売買予約の本契約が成立した。

(オ) 原告は、当時、T銀行三宮支店に勤務していたUに対し、Qからの本件補償金５億９０９５万円を受領する場への立会い及び受領した補償金をT銀行三宮支店に開設した口座に入金することを了解した。

原告は、昭和５７年７月２９日、Qの者から自己宛小切手で本件補償金の支払を受け、Uは、同日ころ、その小切手金をT銀行三宮支店のA名義他２口の普通預金口座に入金する手続をした。

(カ) 原告は、昭和５７年７月３０日、本件補償金が入金された上記A名義の普通預金口座から約３億８０００万円をT銀行三宮支店の㊨名義の普通預金口座に移した上で、これを原資とする自己宛小切手により、本件土地建物の残代金３億１０００万円及びD負担分の固定資産税額等（合計３億１１９５万１８４８円）をPに支払った。

(キ) 戊は、本件土地建物の購入に係る交渉過程には関与しておらず、交渉経緯の詳細も知らない。なお、戊は、G開業前は、尼崎市内において、地元の主婦層を対象とするFの業務に従事していたが、売上げはそれほどなく、子供の教育費等の増加もあいまって、生活費が不足しがちな状態にあった。

(ク) 本件土地建物については、賃貸人をD、賃借人を戊とし、賃料月額100万円、賃貸期間40年、敷金1500万円とする昭和57年9月2日付けの賃貸借契約書が存在する。前記賃貸借契約書の賃貸人欄にDの代表取締役として記名されたSは戊の義弟であるが、両者が前記賃貸借契約につき交渉したことはない。なお、Sは、昭和56年ころ病に罹患し、昭和58年2月死亡した。

(ケ) その後、本件土地建物のうち建物が改築され、Gとして開業した。

イ 上記認定事実によれば、本件土地建物のPからの最終的な買受人がA又はDのいずれであるのか、また、最終的に所有権を所得したのが両社のいずれであるのかは必ずしも明確ではないが、原告は、Aの取締役として昭和57年時点では同社の残された主たる業務であったQとの間の和解交渉等で中心的役割を果たしたほか、Aの取締役又はDの代表取締役（前記認定のとおりD名義及び戊名義で作成された賃貸借契約書ではDの代表取締役はSと記載されており、代表取締役が2名の期間があったのかなどは不明であるが、仮に、当時、Sが唯一の代表取締役であったとしても、同人の罹病のため、実質的には原告が代表者であったと推認できる。）として、Pの㊾との間で本件補償金を原資として取得する本件土地建物の買受けの交渉を単独で行ったものと認められる。そして、昭和57年当時、Aの代表取締役である甲が1909年生まれ（当時74歳）と相当高齢で、原告はその長男であったこと、未払となっていたAのRに対する碎石プラント代金1542万6200円についても原告が債権放棄の交渉をしていること（乙1、2の1）などをあわせ考えると、原告は、当時、Aの経営に大きな影響力を持ち、AがQから取得した本件補償金をその購入資金の大半に充て、自らが代表取締役を務めるD名義でパチンコ店経営の目的をもって後にGの営業用建物及び敷地となる本件土地建物を購入したのであって、原告がパチンコ店G営業のために必要不可欠な開業場所の確保につき主導的な役割を果たしたことは明らかである。

これに対して、開業場所の確保に関する戊の関与についてみると、GはDから賃借した本件土地建物をパチンコ店としたものであるところ、本件土地建物の購入に当たっては戊は何ら関与していないし、前記賃貸借契約についても契約内容の決定に同人が実質的に関与したのか疑わしい。

ウ 原告の主張について

(ア) 原告は、Aの経営者である甲が、Qとの示談交渉を原告に指示し、本件土地建物の買収交渉においても値引交渉の指示を行ったり、代金決済時も自らT銀行三宮支店に赴き、丙にA関係の預金口座からの払戻しを指示するなどしており、また、本件補償金も甲に帰属し、これを原資とする本件土地建物も甲に帰属する旨主張し、乙115号証（原告の陳述書）及び原告本人の供述中にはこれに沿う部分がある。しかし、原告がQ及びPとの交渉の主体であったことは前記認定のとおりであり、これが甲の単なる手足として動いたか又はその意を酌み自らの判断を挟むことなく行動したに過ぎないことを窺わせる客観的証拠はない。原告が㊾に対して、甲から値引き交渉の指示を受けている旨述べたのは、値引き交渉における方便とみることができる。また、本件土地建物の代金支払の場に同席し

(乙4)、丙に伝票作成の指示をした点(甲79)についても、単にAの代表取締役の地位にある年長者としてこれを指示したとみることができ、これをもって、原告が甲の手足等に過ぎないということとはできない。また、本件補償金が甲に帰属することを疑わせる証拠はない。

(イ) 原告は、本件土地建物は、もともとパチンコ店営業を目的としたものではなく、撤去する砕石設備を保管するために取得したものであったが、戊が本件土地建物を見て郊外型パチンコ店に転用できるとの意見を開陳したことや保管した砕石設備を利用して計画していた福島県でのDによる珪石砕石業が同社の代表取締役であったSの発病により挫折したことから、甲が戊に本件土地建物でパチンコ店営業をさせることになった旨主張し、陳述書(甲115)及び原告本人尋問においてもその旨供述する。

しかし、原告は、本件刑事一審の被告人質問において、本件土地建物は、当初からパチンコ店を開業する目的で買収し、昭和57年10月初めころ、パチンコ店営業のための建物改築工事の契約を締結した旨供述し、しかも、同一期日に、他方では、Dが東北方面で鉱業採掘をする予定で、同月31日ころ、同社名義で鉱業採掘権を購入した旨、要するに、パチンコ店開業目的での本件土地建物の取得とDの採掘事業とを両立するものとして供述していたのであり(乙5)、本訴に至って前記のとおりこれを合理的理由なく変遷させたというべきである。しかも、Dによる福島県での砕石事業計画が挫折したため本件土地建物でパチンコ店を営業することになったとの主張は、パチンコ店用の建物改築工事契約締結の後に鉱業採掘権を取得した旨の前記供述と明らかに矛盾する(なお、上記建物改築工事契約は、発注者を戊として同月5日付けで締結されている(甲53))。この点、戊も、本件刑事一審において、本件補償金で川西の方に土地を買ってパチンコ店を営業する旨原告から聞いたため、パチンコ店をやりたいと原告に申し出た旨、前記被告人質問における原告の供述と符合する証言をしており(乙27)、同証言とも食い違う本訴における原告本人の供述等は信用性がない。なお、Gの建物は元々家具店であり、前記改築工事でも建物の約70パーセントが改築されていること(乙4、5、弁論の全趣旨)からすると、戊が建物の構造を見て少し改築すれば郊外型パチンコ店に転用できるとの意見を開陳したとする点も不合理である。

したがって、本件土地建物は、前記認定のとおり、原告が、パチンコ店として利用することを目的として交渉し、D名義で買い受けたというべきである。

(3) 原告及び戊の事業経験

ア 証拠(甲10、乙27)によれば、戊は、戊の父親が島根県の松江市と安来市の2か所でパチンコ店を営業していたときに手伝いをし、原告との婚姻後、甲が滋賀県で経営していたパチンコ店の営業全般を約1年間担当して手伝ったことがあり、その後、CのBにおいても開業準備から開業後にかけて1年間、全般的に関わっていたことが認められ、同人は、パチンコ店の営業に関与した経験を有していたものと認められる。他方、証拠(甲115、原告本人)によれば、原告も、Bの開業に当たり事前協議及び許可申請に関わり、開業後もその実際の営業を通じて(原告が営業主体であるとの趣旨ではない。)種々の知識を得、また、商工会の会員がパチンコ店を開業する際に協力援助したことが認められ、原告自身もその本人尋問においてパチンコ店の営業に関する知識、パチンコ店とはどういうものであるという面での知識はかなり持っていたと自負するから、原告も、G開業前にパチンコ店を自ら経営

した経験はないものの、その営業に関しては相当程度の知識を有していたといえる。

イ 前記のとおり戊はパチンコ店の営業に関与した経験があるとはいえ、原告の主張によっても、戊が行っていたのは手伝いという程度であり、Bについても、頼まれたときはFを閉めて手伝いに行っていたという程度にすぎないというのであり、Gの経営方針の決定につき支配的影響力を有するのが原告であるのか戊であるのかを判断する上で、原告の有していた知識と対比して、戊の有していたパチンコ店への関与の知識、経験は重視すべきようなものではない。

(4) 開業資金の融資

ア 証拠（甲11、50ないし52、乙6（67と同一）（後記認定に反する部分を除く。）、8ないし11）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（ア） 原告は、T銀行三宮支店に対し、Gの開業資金に必要であるとして、融資を申し込んだ。

（イ） 原告は、T銀行三宮支店の担当者であるUとの交渉途中で、同人に対し、債務者を戊の名義にしてほしい旨依頼した。

（ウ） Uは、債務者の名義を戊とするにつき、当時は遊戯関係事業に関する融資の審査が厳しかったことも考慮し、上司とも協議した上、D名義の本件土地建物を担保として提供するとともに、原告が保証人となること及びGの売上をT銀行三宮支店の預金口座に入金することを条件として、戊名義での融資を実行することとした。

（エ） 上記過程においては、戊は関与せず、原告が契約内容の交渉に当たっており、Uは、戊とは、契約締結の数日前に、契約関係の書類作成のために面談したのみであった。

（オ） T銀行三宮支店は、債務者を戊として、昭和57年10月30日に1億3000万円、同年11月30日に1億2000万円の合計2億5000万円を貸し付け、上記融資金を本件普通預金口座に入金した。

（カ） 上記融資に係る返済は、原告がGの売上金を入金していた本件普通預金口座から自動引き落としの方法により行われていた。

イ 前記認定事実によれば、Gの開業資金の融資の名義は戊であるものの、上記融資に関するT銀行三宮支店との実質的な交渉・条件決定等はずばら原告が行っており、このことはUを始めとするT銀行三宮支店関係者も認識していたといえる。また、上記融資が実行されたのは、名義人である戊の信用によるものではなく、本件補償金を原資として取得した本件土地建物が担保として提供され、かつ原告が保証人となったためであるといえ、Gの営業にとって必要不可欠な開業資金2億5000万円は専ら原告が調達したものであり、そこに戊の寄与というべきものはないといえる。

ウ 原告の主張について

（ア） 原告は、当時は審査部・支店長主導で審査を行っており、本件においてもT銀行三宮支店との融資交渉はmが主体的に行いUは一切関与しておらず、Uの供述は信用できない旨主張し、甲115号証にはこれに沿う部分がある。

しかし、前記計2億5000万円の貸付けは、T銀行において本部決裁の案件であった（甲115、乙11）というのであるから、そもそも三宮支店の一担当者に過ぎないU（役職は課長又はそれより下（乙10））に決裁権限などなく、Uの意見が審査で重視されるとは限らないことも自明であり、Uが、T銀行側では自分1人が原告と交渉をしたとか自

分の意見により貸付けが決定したなどという不合理な証言、供述をしたことを認めるべき証拠もない。他方、融資の交渉一切を支店長のみが行うことなど通常ないし、関与の程度及び具体的内容はともかく、Uが前記貸付けの交渉に全く関与していないというのは、戊の証言（乙6）に照らしてもあり得ないことというべきである。また、甲115号証の記載によっても、上記貸付けは原告とT銀行三宮支店の支店長との交渉で決まったというのであり、同支店長が融資実行を約した場には戊も同席していたというものの、専ら原告が同支店長と交渉したとは記載されておらず、開業資金の借入れ交渉をしたのは、専ら原告というべきことになる。

(イ) さらに、戊は、本件刑事一審において、交渉当初に原告とともにUと面会したが、その後は戊のみがUと交渉し、契約条件等も戊が交渉して決定した旨証言し（乙6）、原告も、本人尋問において、融資の交渉には当初は原告が窓口として行ったが、その後は融資の手續に従い戊のみ又は原告と2人で交渉を行ったとか、戊はFの営業に関して融資の経験があった旨供述する。しかしながら、前記のとおり原告の陳述書（甲115）によっても、2億5000万円の融資自体は原告の交渉により決定したということになり、細部の条件の交渉はともかく、上記証言及び供述の趣旨が、戊が単独で交渉して融資を決定させ、融資の重要な条件もすべて自ら交渉して決定したというにあるとすると、Uがこれまで取引のあった原告（原告本人）ではなくさしたる収入、資産もない戊を交渉相手とすることは考えがたいこと、戊はT銀行の要求により本件土地建物が担保とされた理由は分からないなど交渉当事者とは思えない不合理な証言をしていること（乙6）からして、いずれもたやすく信用できないものといえる。

(ウ) 原告は、上記融資を受けたのは戊であり、債務者として返済を迫られるのも戊であるなどとして、名義を重視すべき旨主張するが、本件においては、前記のとおり、むしろ原告が保証人となり、本件土地建物も担保として提供されたことを重視すべきである。

(5) Gの駐車場用建物の賃貸借

ア 証拠（乙14）及び弁論の全趣旨によれば、原告が、本件土地建物の隣接地上の建物を所有するaとの間で、昭和57年11月1日付けで、賃貸期間を昭和62年10月末日まで、賃料月額80万円、保証金1500万円の約定で同建物を賃借する旨の契約を締結したこと、原告は、上記契約に係る契約書を作成する際にaと対面していること、aは、昭和58年4月ころから賃料の振込名義人が原告から戊になったことから無断で転貸したのではないかと思ったが戊が原告の妻である旨聞き賃料も継続して支払われていたので特に問題とすることなくそのままにしていたこと、戊とは、上記賃貸借契約の締結後に、上記建物の底等の修理を依頼された際に会話を交わしたにすぎないこと、その際に戊が従業員から社長と呼ばれていたため、そのときになって初めて戊がGの経営者であると認識したことが認められる。

イ 上記認定事実によれば、郊外型パチンコセンターであるGにとって重要な駐車場用地について、原告がaとの間の折衝に当たり、上記賃貸借契約の締結に至ったことが認められる。

ウ(ア) 原告は、上記駐車場用建物の確保につき、偶然aの妻と原告が高校時代の知り合いであったことや時間が迫り原告が交渉した経緯があるが、あくまでも戊の事業のためであった旨主張し、陳述書（甲115）にも、その旨の供述記載があり、上記賃貸借契約の仲介に当たった㊦代表の㊦（以下「㊦」という。）も、当初は賃借人はGの経営者である戊とする予定であったが、妻が賃借人であることにaが難色を示したため、便宜的に社会的信

用度のある原告名義で行った旨述べる（甲 7 9）が、a の本件刑事一審の証言（乙 1 4）と全く食い違っており、にわかに採用できない。

(イ) 原告作成の陳述書（甲 1 1 5）には、上記賃貸借契約の保証金及び賃借料は、Uの強い要望により甲の仮名預金であるb名義の預金を担保としてなされた同人名義による貸付金から支払われた旨の記載がある。

しかし、証拠（甲 1 1 5、乙 9、1 0、3 1）及び弁論の全趣旨によれば、T銀行三宮支店では、b名義の預金を担保とした同人名義の借入れが多数あり、Uは、bは甲の仮名であると認識していたこと、ただし、上記賃貸借契約の保証金及び2か月分の賃料の原資となった昭和57年10月21日のb名義計5250万円の借入れについては、原告がその手続をし、甲は関わっていなかったこと、上記5250万円の預金担保貸付はT銀行三宮支店からの開業資金の融資が間に合わなかったために行われたもので、戊名義での前記開業資金1億2000万円の借入金を原資として返済されていることが認められ、これによると、甲が上記保証金及び賃料を支払った又は一旦立て替えたことと直ちに認めることはできず、また、開業資金1億2000万円は専ら原告が調達したことは前記のとおりであるから、全体として見ると、駐車場用建物の賃借及びそれに伴う金員の支払等は原告の行ったGの開業準備行為の一環といえることができる。

(6) 自動玉配給装置等の契約

ア 証拠（乙 1 3）によれば、昭和57年8月か9月ころ、当時、Yの神戸営業所に勤務していたZは、三宮の喫茶店で原告と会い、原告に対し、自動玉配給装置等（Zの供述では「補給装置」）のカタログを見せ、同装置等のアウトラインについて説明したこと、その後も原告と交渉し、同月24日、自動玉配給装置等の工事について戊との間で請負契約を締結したこと、Zは、上記契約締結前に、戊とも会って上記装置等や工事内容等の説明をしてはいるが、契約内容については原告と話し合っただけで決めたこと、上記契約の契約書への署名には戊が立ち会い、同契約書の当事者欄にも戊の署名があるが、これは原告が署名したものであること、上記契約に係る請負代金の支払は小切手又は手形でなされたがその振出人名義は戊となっていたことが認められる。

イ 前記認定事実によれば、原告は、自動玉配給装置等の工事の契約に関して交渉等を行い、契約の成否を決し、パチンコ営業にとって重要な機械の工事の契約に主体的に関与したものというべきである。

ウ なお、Zは、本件刑事一審において、喫茶店で原告と会った際に、戊が隣のテーブルに座っており、原告に対する説明も聞いていたこと、その後も原告のみならず戊と十数回会って契約の細部を説明したり見積書を持参したこと、契約書の署名押印や手形又は小切手による代金の支払も戊がしたことなど上記認定と同旨の検察官に対する供述（乙 1 3）とは異なる事実を証言するとともに、検察官からは読み聞かせはしてもらったが、白紙の調書に署名捺印したとも証言する（甲 1 1 9）。しかし、上記証言は、検察官に対する供述時点から3年半以上経過した後のもので記憶の正確性に疑問があること、Zは白紙の左端に署名した旨証言するが（甲 1 1 9）、上記検察官面前調書（乙 1 3）におけるZの署名指印（捺印はない。）は12行ある調書の右から4行目になされていること（乙 1 3）に照らし、上記証言は検察官面前調書の供述記載と比較して信用できないというべきである。

(7) V自治会等との交渉

- ア 証拠（甲５８、５９、６３、６４、６６ないし６８、７０、７８（後記認定に反する部分を除く。）、乙１２の１・２）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- （ア） Gの建設については、近隣住民による反対運動があったが、これらとの折衝等に関し、以下のとおり、戊作成名義又は同人宛の書面等が作成されている。
- a 戊がX自治会長に対し、これまでの申入れの趣旨を住民に説明すること、反対署名活動を中止すること等を求めた「要望書」と題する昭和５７年１０月１３日付けの手書きの内容証明郵便
 - b 上記書面を受け、X自治会長が戊に対し、V自治会の具体的な要望事項（ガードマンの常時設置、周辺防犯灯の設置等）に対する回答を求めた「申入書」と題する昭和５７年１０月２８日付けの手書きの書面
 - c 戊が、X自治会長及びパチンコ店進出反対委員会の㊟委員長（以下「㊟」という。）に対し、それぞれ上記要望事項に対する回答をした昭和５７年１１月１日付け「回答書」と題する各書面
 - d ㊟連合会自治会がG代表者戊に対し、G開業に伴う要望事項の遵守を求めた「G開業に伴う要望書」と題する昭和５７年１１月９日付けの手書きの書面
 - e 上記書面を受け、G代表者戊が、㊟連合会自治会に対し、要望書の内容を謙虚に受け入れることを約束した「回答書」と題する昭和５７年１１月１３日付けの書面
 - f 戊が㊟に対し、昭和５７年１０月２０日の住民説明会における発言内容を示し、また、前記要望事項に対する回答をした同年１１月１６日付けの書面
 - g 上記書面を受け、㊟が戊に対し、パチンコ店進出反対委員会を解散する旨を表明した昭和５７年１１月２４日付けの書面
 - h 立会人をWとし、G代表者戊、X自治会長及び㊟との間で作成された戊の署名押印のある「協定書」と題する昭和５７年１２月３日付けの書面
- （イ） Wは、警察官を退職した後に、V自治会の相談役を務めていたが、昭和５７年９月ころ、㊟連合会川西支部委員長から原告がパチンコ店を営業しようとしているので、近隣住民の同意やパチンコ営業許可の取得等について協力してやって欲しいとして原告を紹介された。
- （ウ） Wは、V自治会のX自治会長に話をし、Wの事務所において、３、４回程度G側とV自治会役員等との話合いが行われた。その際、G側からは常に原告一人が出席し、戊はGの開店までにWに挨拶に出向いたことはあったが、上記話合いには一度も出席しなかった。
- （エ） 原告は、V自治会役員等に対し、上記の話合いにおいて、「自分の親が厚木にもパチンコ店を営業していて成功しているので自分もパチンコ店を作る。」、「今は、町中より駐車場さえあればVのような所がいい。」と述べ、また、従業員の雇用やプロパンガスの購入等を地元において行うことを了承した。
- （オ） その後、㊟会館で近隣住民（約３０名から４０名）との話合いが数回行われたが、その際も、G側からは原告のみが出席し、パチンコ店を経営するのは原告自身であるという言い方で、近隣住民からの質問に対しても全て１人で回答した。その際に、原告が、回答を留保して誰かと相談した上で回答することはなかった。
- （カ） 昭和５７年１２月３日には、Wの事務所において、Wを立会人として、X自治会長、㊟との間で前記協定書が作成されたが、その際にも、G側からは原告１人が出席し、協定

書の戊部分の署名押印も原告が行った。

イ 上記認定事実によれば、V自治会等との間で交わされた書類の名宛人が戊であったり、Gの代表者として戊が表示されている事実が認められるが、原告は、G開業のため、近隣住民の同意を得るべく、自治会関係者との再三の協議や近隣住民との会合にも1人で出席して、自ら方針を決定して対応していることからすると、Gの開業のための重要事項である地元対策を主体的に行ったのは原告であると認められる。

ウ 原告の主張について

(ア) a 原告は、Wが本件刑事一審において、原告や戊の住民集会への参加状況等について捜査段階とは異なる証言をしていることを指摘する。

確かに、Wの検察官に対する供述（乙12の1・2）と本件刑事第一審における証言（甲78）には一致しない点があるが、Wは、Gの開業の有無に利害を有する者ではなく、捜査段階においてあえて原告に不利な虚偽供述をする理由はないこと、Wの上記証言は平成元年になされたものであるのに対し、検察官に対する供述は昭和60年になされており、W自身も取調べの当時は記憶に基づき供述した旨証言していること（甲78）からすると、検察官に対する供述の方がより信用性は高いものというべきである。

b また、fは、本件刑事一審において、戊も住民集会に参加していたと思う旨証言する（乙16）が、その内容は曖昧である上、上記証言は当該集会から約6年後である昭和63年に至ってなされたものであり、にわかに採用できない。仮に、戊が住民集会に出席したことがあったとしても、Gとしての対応を専ら同人がしたと認めるに足りる証拠はない。

(イ) 原告は、本件では近隣住民やV自治会等の関係団体とのやりとりで交換された文書等が全て戊を当事者とされていること、戊がマスコミの取材に応じたこと、X自治会長や中学校の先生ともパチンコ店の営業について戊が話し合いをしたこと、開業準備のための折衝や合意も全て戊の名前で行われていたこと、戊がO組合にも加入したりn組合とも交渉の末覚書を交わしたことを根拠に、原告が折衝の場に出ることがあったとしても、それは戊の事業のためのものである旨主張し、陳述書（甲115）や原告本人尋問においてもその旨供述する。

しかしながら、Gは、当初から戊名義で風俗営業の許可をとることが予定されていたのであるから、原告が経営方針の決定につき支配的影響力を有するとしても、Gの対外的活動において、戊の名義が使用されたり同人が経営者と名乗って行動することがあることは特に不自然ではない。重要なのは、戊が、自らの経営判断に基づき経営者としての行動をしていたのか、それとも、重要な経営判断は専ら原告が行い、戊は経営者の補佐役を兼ねたパチンコ店の店長的な立場で行動していたか又は外形的には経営者的な行動が見られても一部にすぎず、主として原告の差配により若しくはその意を受けて動いていたに過ぎないかである。かような観点から見た場合、原告の指摘する諸点は、前記許可名義が戊であることからの必然的な結果に過ぎず又は店長的な立場の者の行為として説明が可能な範囲にとどまり若しくは経営者的行動だとしても部分的なものに過ぎないというべきである。

なお、X自治会長作成に係る平成17年11月8日付けの「報告書」と題する書面（甲

80)には、前記住民集會に戊が参加して折衝を行ったこと、前記協定書作成の際も戊が出席していた旨の記載があり、X自治会長が戊の葬儀の際に朗読した弔辞(甲102)には、戊の精力的な活躍と人柄で地域住民の反対運動も円満に解決できた旨の記載があるが、いずれも反対尋問を経ない供述記載書面である上、弔辞は、その性質上、字義どおり捉えるのも相当でなく、いずれも採用することはできない。

(8) 日常業務の遂行等

ア 証拠(甲12ないし16、46、47、115、乙18、原告本人)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 戊は、ほぼ毎日Gにおいて開店前から閉店後まで稼働し、従業員に対し店舗運営に必要な指示等をしていた。また、Gの1日の売上金の計上、記帳の指示、給与の点検やその支払等の業務、さらにはいわゆるみかじめ料、守り料等の要求をする暴力団関係者との対応も行っていた(ただし、戊が主たる役職者の採用を決定したことを認めるに足る証拠はない)。

(イ) tの営業社員であった㊦(以下「㊦」という。)は、Gが開業して数か月後に、前任者からGの社長であるとして戊の紹介を受け、以後、Gに卸す景品類の納入条件等について年に7、8回程度戊と交渉を行い、戊がGにいる場合には代金の支払も同人から受けていた。

㊦は、戊のことを女主人又は女社長という意味で「奥さん」と呼んでいたが、原告とは交渉したことはなく、戊から夫であるとの紹介を受け、たまに事務所で会った際に世間話をする程度であった。

(ウ) yの社員であった㊠は、Gの開業前に納入されていたパチンコ機械の入替え、メンテナンス等について戊と交渉を行い、その代金の支払も戊から受けた。

㊠は、当初Gを担当していた同人の兄から戊がオーナーであると聞かされていたことから、戊のことを社長と呼び、Gの経営者であると認識していた。一方、㊠は原告と交渉したことはなく、戊から夫であると紹介されたのみであった。

(エ) ㊡の深江営業所長であった㊢(以下「㊢」という。)は、昭和57年10月ころ、前任者から、戊がGの社長である聞き、G内の飲料の自動販売機の設置、商品の納入及びGに支払われる販売手数料等について、数回にわたり戊と交渉をした上で、契約を締結し、契約の更新についても戊と交渉をしていた。戊は交渉の際に原告に相談することではなく、契約書には戊の記名押印がなされ、㊢が販売手数料の支払として持参した小切手も戊が受け取っていた。

㊢は、戊から原告を紹介されたのは上記契約から約1、2年後であり、その後も年に1、2回ほど、Gで姿を見かける程度であった。

(オ) hは、当時、ペンダント、キーホルダー、ネクタイピンといったパチンコ店の換金用の景品をGに販売していたが、hの第2事業部の阪神営業所において勤務していたiは、昭和56、57年ころ、パチンコ客が景品を換金する際に第三者を介在させないでパチンコ店が直接景品を買い取る方式(直買い方式)から、パチンコ客から第三者が景品を買い取り、当該第三者からさらに景品販売業者が買い取ってパチンコ店に再度販売する方式(四者買い方式)に改めるべきとする行政指導がなされたため、当時、直買い方式を採用していたGについても四者買い方式に改めるよう戊や部長の甲に提案した。直買い方式は、

四者買い方式よりも、商品の仕入れが少なくてすみ、販売業者（h）に対する手数料を支払う必要もなくなるため、パチンコ店側にとってより利益が高い方式である。

これに対し、戊は、「返事は社長に言うとか。」「オーナーに言うとか。」と返事を繰り返すのみであった。i は、戊をGの社長であると認識していたが、戊がいう「社長」、「オーナー」とは原告のことであると認識し、原告に四者買い方式を直接申し出ようとしたが、Gの甲部長からは、忙しくてなかなか会えないと言われた。

イ 上記認定事実によれば、戊は、Gにおける売上げの計算や従業員への給与の支払、景品等の在庫の管理等の日常業務に従事していたといえるが、これらはいずれもパチンコ店の日常業務の範囲を超えるものではなく、事業主から店舗の運営を委ねられている店長的な立場の者でもなしうる業務内容であって、これらの業務を戊がなしていたとしても、原告がGの事業主とみることと矛盾するものではない。また、戊は、Gのパチンコ機械の入替えやメンテナンス等に関して業者との交渉を行っていたと認められ、パチンコ機械のメンテナンスはGの日常業務に属する事項であるが、その入替えについて戊が機種の選定権限を有していたとすると、そのみでは戊がGの経営方針に支配的影響力があつたとまで評価することはできないが、それを推認させる事情の一つにはなり得るものといえる。なお、hのiからの景品買取り方式変更の申入れに対する戊の返事は、経営の実権が原告にあることを表明したものと見えそうであるが、申入れを体よくかわすための口実とも取れる。

(9) 労務管理

ア 証拠（乙6、12の1、16、17、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（ア） f は、Gの開業前に、㊄連合会川西支部委員長である義理の兄から原告を紹介され、面接をした原告から勧誘され、給料の提示も受けて、Gの営業主任として採用され、昭和58年4月ころまでの間、Gにおいて勤務した。

f が勤務している当時、Gでは閉店後ミーティングが行われ、原告は当初出席し、戊はたまに出席した。

（イ） g は、昭和58年5月ころ、新聞に掲載されたGの求人広告を見て応募し、G2階の事務所で、戊の面接を受け、給料の話や当時の仕事の状況等を聞かれたが、社長が今日は不在であり明日来るから勤める気があるなら明日来るようにと言われたため、翌日、再度Gに赴き、同事務所で原告と面接をし、原告から、勤めるなら明日から勤めるようと言われ、昭和58年9月ころまでGで勤めた。

g が勤務している当時、Gにおいては、閉店後、当時の営業主任であつたjを中心としてミーティングが行われており、原告も月に1、2回顔を出すことがあつたが戊は出席しなかった。

（ウ） また、Gの従業員（事務員）らが作成又は記載した電話連絡簿、連絡帳、Gのマネージャーであるjが作成した手帳や黒色表紙のノートには、いずれも、原告を「社長」「社長様」、戊を「奥様」「奥さん」などと記載されていた。

イ 上記認定事実によれば、原告はGの従業員の採否を最終的に決定していたことがあり（これが例外的なケースであることを認めるべき証拠はない。）、Gの運営についてミーティングに出席するなどし、Gの経営者は戊よりもむしろ原告であると認識していた従業員が少なくとも一定数いたことが認められる。

ウ 原告は、戊もGの従業員採用面接や給料の支払等を行っていた旨主張する。

証拠（甲14、82）によれば、戊は、G及び喫茶Nの一般従業員の採用に係る事務、給料の支給事務等の労務管理的な事務を処理していたことが認められるが、これらは店長的な立場の者の業務の範囲内の行為であり、他の事情とあいまって戊の支配的影響力を肯定する事情となり得る余地があるといえるにとどまり、少なくとも、原告によるGの支配的影響力を否定する理由とはならない。

(10) 売上金の管理等

ア 証拠（乙7、8、10、11、15、20）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(ア) 前記のとおりT銀行三宮支店からの開業資金2億5000万円の融資については、Gの売上金を同行に預金することが条件となっていたところ、当初、原告は、Gの所在地に近いT銀行川西支店の口座に売上金を入金することを希望したが、Uの要請を容れてT銀行三宮支店に設けた口座に入金することとし、毎日、戊が閉店後金銭出納帳に記帳し、翌朝、原告が夜間金庫を利用するなどの方法により、本件普通預金口座及び本件当座預金口座に入金し、一部については本件d信用組合e名義口座に入金していた。

(イ) Uは、売上金の入金により残高が日々増額する本件普通預金口座の預金の定期預金化をこまめに依頼していたが、同人はGの実質的な経営者は原告であると認識していたため、常に原告にその依頼をし、戊に依頼したことは一度もなかった。また、Uが原告に上記定期預金の設定を依頼した際、原告が戊に相談することは一度もなく、原告は、戊名義の印鑑を所持していた場合はその場で定期預金の設定に応じたこともあり、定期預金証書も原告が受け取っていた。上記定期預金はいわゆるマル優の関係で名義は戊のほか仮名借名が多数利用されて預金は分散したが、その名義を指定したのも原告であった。

一方、Uは、売上金の集金のために5回ほどGを訪れたことがあり、その際には戊とも面会し、売上金を受領していたが、その際、戊は売上金を本件普通預金口座と本件当座預金口座のいずれに入金すべきかすら認識していなかった。

(ウ) 戊は、本件普通預金口座や本件当座預金口座に入金後は、営業用の支払時に小切手で支払ったり、現金が必要なときは引き出してもらうなどするのみで、その管理は原告に委ねており、上記各口座の残高等は把握していなかった。

イ 上記認定事実によれば、Gの日々の売上金の計算、記帳は戊が行っていたものの、同人は、本件普通預金口座及び本件当座預金口座に入金された後は、その残高や預金の使途等について把握しておらず、前記各口座への入金原告が行い、その定期預金化も、Uの勧誘を受け原告がすべて行っており、Gの売上金の管理や処分については、原告が実質的な権限を有していたことが認められる。また、これらの事実によれば、Gの売上金が入金されていた本件普通預金口座、本件当座預金口座及び本件d信用組合e名義口座は、いずれも原告に帰属するものというべきである。

ウ 原告の主張等について

(ア) 原告は、パチンコ店の収益について、戊は甲や甲一家の意向に反しない範囲で配分、使用を許したにすぎない旨主張し、陳述書（甲115）及び原告本人尋問で、甲を絶対的権利者とする甲一族の特殊性を強調し、戊も本件刑事一審において、前記のDが負担すべき各種の支払等について甲から頼まれて行ったものである旨証言する（乙6）が、原告及

び戊のいう甲の権威、意向又は指示の具体的裏付けがないから、採用できない。

(イ) 原告は、本人尋問において、本件 d 信用組合 e 名義口座への入金を行ったのは原告ではなく、同口座は戊が管理していた旨、また、本件普通預金口座から定期預金への振替は、戊の承諾を得て行っており、その定期預金の証書も戊の指示で U に預けていた旨供述するが、乙 7 号証に照らし採用できない。

(ウ) 原告は、T 銀行三宮支店への G の売上金の入金及びこれを原資とする定期預金の設定等に関する U の供述又は証言には信用性がないかのように主張し、陳述書（甲 115）や原告本人尋問においても同旨を供述するが、いかなる供述部分に信用性がないのか不明であり、また、U の供述又は証言がことごとく客観的事実又は原告や戊の供述、証言と食い違っていることを認めるべき証拠はないから、U の供述又は証言が全面的に信用できないとは到底いえない。

(11) G 関連書類の名義（ただし、原則としてこれまでに名義について認定したものを除く。）

証拠（甲 17 ないし 21、45、53 ないし 55、108 ないし 114、乙 5）及び弁論の全趣旨によれば、以下のとおり、戊名義に係る書面等が作成されていることが認められる。

ア D から本件土地建物を賃借する旨の昭和 57 年 9 月 2 日付け賃貸借契約書（甲 45）の賃借人欄には、戊の署名押印がなされている。

イ 本件土地建物のうち建物の改装工事に係る、請負人を p とする昭和 57 年 10 月 5 日付けの工事請負契約書（甲 53）の発注者欄には、戊の署名押印がなされている。また、同請負契約の代金の一部の支払につき発行された同月 6 日及び同月 11 月 1 日付け各領収書（甲 54）のあて名は、「G 戊」、「㊦ 戊」とされている。

ウ 上記建物の改装工事に係る建築確認申請の建築主は戊名義とされ、また、昭和 57 年 10 月 19 日付けの建築確認通知書（甲 55）も戊に対し通知されている。

エ G の警備等に係る q との昭和 57 年 12 月 29 日付け警備請負契約書（甲 20）の当事者欄には、「パチンコ G 戊」との記名押印がなされている。また、r 協会との間の同年 11 月 11 日付けの自家用電気工作物保安契約書（甲 21）の委託者欄には、戊の記名押印がなされている。

オ G の広告塔設置のための土地の賃貸借契約に係る昭和 57 年 11 月 15 日付けの賃貸借契約書（甲 18）の借主欄には、戊の記名押印がなされている。

カ G のパチンコ景品換金所の移転工事に係る㊦との間の昭和 58 年 4 月 12 日付けの工事請負契約書（甲 22）の注文者欄には、「パチンコ G 戊」との記名押印がなされている。

キ O 組合に対する加入金の昭和 57 年 11 月 8 日付けの領収証（平成 5 年 1 月 18 日再発行）（甲 17）のあて名は「G 代表者戊」とされている。

ク n 組合との間の農業用㊦水路への汚水放流に関する昭和 57 年 10 月 6 日付けの覚書（甲 19）には、戊の署名押印がなされている。

ケ G 壁面付ネオン式看板一式工事に係る株式会社㊦との間の昭和 57 年 10 月 20 日付けの請負契約書（甲 108）には、G 戊の署名押印がなされている。

コ ㊦（㊦）作成の設計料支払に係る領収書 5 枚（昭和 57 年 9 月 20 日付け、同年 10 月 23 日付け、同年 11 月 9 日付け、同年 12 月 20 日付け、昭和 58 年 2 月 23 日付け。甲 109 ないし 111、113、114）のあて名は、いずれも戊とされている。ただし、㊦の代表者に対する金銭の振込みに関する昭和 57 年 9 月 14 日付けの振込金（兼手数料）受取

書（甲 1 1 2）のご依頼人欄には、原告の署名がされている。

(12) Gの確定申告

Gの収入に係る昭和56年分ないし昭和61年分の所得税確定申告が戊名義でなされていたこと、少なくとも昭和58年分の確定申告書は原告が作成したものであり、戊はその内容を承知していないことは前記第2、2(1)ア(ウ)記載のとおりであり、証拠（乙7）によれば、Gに係る税務処理は原告が行っていたことが認められる（したがって、上記期間の他の年分の戊の確定申告書の作成も原告がしたものと推認される。）。

(13) 本件における所得税法12条の実質所得者

前記第2、2の事実に前記第3、1(1)ないし(12)の認定説示を併せて判断するに、本件においては、Gの風営法上の営業許可の名義をはじめとするG関連の各種契約書やV自治会等との間で交わされた文書のほとんどが戊名義で作成されており、戊は、実際に、Gの売上げの計算や従業員への給与の支払、景品等の在庫の管理等の日常業務に従事するほか、従業員の採用事務、一部の取引業者との交渉も自ら一部行い、さらには経営に大きな影響を与えるパチンコ機械の機種を選定に関わるなどしていたといえる。

しかしながら、前記認定のとおり、原告は、本件土地建物を開業場所として確保し、開業資金の融資を受けるため銀行との交渉に当たり、保証人となってその融資を実行させ、開業のため重要となる地元対策もほぼ一手に引き受け、郊外型パチンコ店に必要な駐車場用地の確保についても、自ら所有者と交渉して賃貸借契約の締結に至り、パチンコ店施設である自動玉配給装置等についても、ほぼ一人で業者との折衝に当たるなどパチンコ店営業のために必要不可欠な準備行為について主導的な役割を果たしている。また、原告は、Gの開業後も、その売上金の管理や処分について、実質的な権限を有し、Gにおける人事や取引業者との折衝にも深く関与して、従業員や取引業者の間でも営業許可や契約の名義が戊とされていたにもかかわらず、実質的には原告がGの経営者であると認識されることも少なくなかったこと、反面、戊は、売上金の管理や処分、税務処理等G程度の規模の事業であるなら経営者が自らある程度は直接関わるか少なくとも概要を把握してしかるべき業務についてほとんど無知又は無関心であり、日常業務の範囲を超えるパチンコ店の経営方針に関する重要事項を決定する権限を行使した様子もうかがわれないことからすると、前記のとおりG関連の風俗営業許可及び各種契約、書類等の名義が戊とされ、同人がGの日常業務及び一部これを超えるともいえる業務に従事していたことを考慮したとしても、なおGの事業の経営方針の決定につき支配的影響力を有していたのは原告であるというべきであり、原告がGの事業主に該当すると推定されるというべきである。そして、当該推定を覆すべき特段の事情も見受けられないことから、Gの実質所得者は戊ではなく原告であるというべきである。

なお、昭和59年分ないし昭和61年分の確定申告については、税務署長がGの収入に係る所得税の確定申告について戊名義で受理し、更正処分もなされていない（弁論の全趣旨）が、それによって税務署長が過年度分のGの収入に係る所得の帰属主体を戊と認めたことにはならないし、これが原告であると主張することが信義則上許されなくなるというものではない。

(14) 以上より、本件各年分のGの事業所得の実質所得者は原告であることから、これらは原告に課税されるべきものというべきである。

2 争点2について

(1) K関係について

ア 本件元帳等の記載

証拠（甲 7 1、乙 2 8 ないし 3 2、6 6）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（ア） Kにおいては、その経理業務を行うに当たり作成された同社の借入れ及び利息を含む借入金の支払の状況等を本件元帳等に記載していた。本件元帳等の作成はKの経理の事務員等が行い、公認会計士による監査も行われていた。

本件元帳等の摘要欄にはいずれも各取引の相手方が記載されているところ、その取引の相手方として、「@」、「@氏」と、原告の氏名又は原告の姓と思しき記載がされている。

（イ） 本件元帳等においては、取引の相手方について、以下のように、借入先が区分して記載されている。

a 昭和 5 8 年 8 月 1 9 日

原告及び I からの手形借入れ各 4 5 0 0 万円、並びに、上記両名に対する利息支払各 1 5 7 万 5 0 0 0 円

b 昭和 5 8 年 9 月 2 1 日

原告及び I からの手形借入れ各 3 5 0 万円、並びに、上記両名に対する利息支払各 2 4 万 5 0 0 0 円

c 昭和 5 8 年 1 1 月 1 8 日

原告及び I からの手形借入れ各 4 8 5 0 万円、並びに、上記両名に対する利息支払各 1 5 7 万 5 0 0 0 円

（ウ） 本件口座には、昭和 5 8 年 1 2 月 9 日に 1 億 0 2 4 8 万 6 8 3 3 円が入金されているところ、同月 1 2 日付けの振替伝票に記載されたKの原告に対する借入金元金の返済金及びその利息の合計額は、上記金額と同額である。

また、同月 1 3 日には、本件口座から、上記入金額が出金され、その半分の 5 1 2 4 万 3 4 1 7 円を原資として、本件 T 銀行定期①名義口座が設定されている。

イ Lの供述

証拠（乙 2 4、2 8 ないし 3 0、3 2、3 4）及び弁論の全趣旨によれば、Lは、査察部職員に対し、原告からの借入れの事実があることを認め、その具体的内容については、本件元帳等に基づき、同社の事務員⑥（以下「⑥」という。）が作成した本件借入明細写を引用しつつ、借入れの経緯、昭和 5 6 年 1 2 月 1 4 日の 1 億 2 0 0 0 万円の借入れが兵庫県三木市の不動産の買収交渉に係るものであること、本件借入明細写しの中には I からの借入れも含まれているが本件元帳等に原告の名前が記載してあるものについては原告からの借入れであること、原告からの借入れに係る利息は神戸市内の喫茶店で原告に直接手渡ししており、I からの借入れに係る利息は I に渡していることなど、詳細に供述しているところ、その供述内容は本件元帳等の記載ともほぼ一致していることが認められる。

ウ 貸付金の返済口座の帰属

（ア） 証拠（乙 2 4、2 8 ないし 3 2、4 6）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

a Kに対する貸付金利息は、昭和 5 6 年分に関しては、現金又は小切手により支払われており、昭和 5 8 年分に関しては、天引きによるものを除くほかは小切手又は手形等により支払われているところ、本件元帳等及び本件借入明細写し記載の支払利息の支払状

況と本件口座への入金状況とは、日付及び金額がほぼ一致している（なお、査察部職員作成に係る報告書（乙２８）記載の本件口座への入金日は本件元帳等の年月日欄に記載された日時よりも１、２日前となっている。）。

b Uは、本件口座の名義人である㊤という人物に会ったことはない。

c T銀行三宮支店には、本件口座以外にも㊤名義の口座が開設されており、昭和５５年４月１７日には、T銀行三宮支店の㊤名義の定期預金が解約され、元本及び税引き後の利息が、原告名義の定期預金に移し替えられている。また、昭和５９年５月２３日には、同支店の㊤名義の定期預金が原告に対する貸付金の担保となっている。

d 本件口座からは、昭和５８年９月１２日に１１００万円が出金されて本件T銀行原告名義口座に入金され、同日、同口座から２回に分けて（９４８万２０００円、１５１万８０００円）同額の出金が行われている。

(イ) 上記認定事実によれば、Kからの貸付金返済の入金先である本件口座は、原告の仮名又は借名口座であると認められる。

エ 原告による本件各黒手帳の作成

(ア) 証拠（乙２９、３０、３２、３６、３７）及び弁論の全趣旨によれば、原告が作成していた本件各黒手帳と本件元帳等の同一日時における記載内容は、以下のとおりである。

a 昭和５６年１２月１４日

５６年黒手帳には、「P１時－L氏と三木に行く 三木法務局－（判読不能）の問題１２０、０００千支払う」との記載、本件元帳等には、「甲氏より借入金１億２０１８万８０００円、甲氏借入金戻し１８万８０００円」との趣旨の記載がある。

b 昭和５８年４月５日

５８年黒手帳には、「KL（数文字判読不能）３０００」との記載、本件元帳等には、「４月５日@手形借入３０００万円」との趣旨の記載がある。

c 昭和５８年７月２０日

５８年黒手帳には、「L－１０００－５１７」との記載、本件元帳等には、「７月２０日@手形借入１０００万円」、「７月２０日@手形借入利息５１万８０００円」との趣旨の記載がある。

d 昭和５８年８月１９日

５８年黒手帳には、「K ９０００ １／２（〇〇）貸付」との記載があり、本件元帳等には、「８月１９日@手形借入４５００万円、I手形借入４５００万円」との趣旨の記載がある。

(イ) 上記認定事実によれば、本件各黒手帳と本件元帳等とは、昭和５６年１２月１４日午後１時ころに、原告とLが兵庫県三木市方面に出向き、その際、原告がLに対し１億２０００万円を貸し付けた(a)、昭和５８年４月５日に、原告がKに対し３０００万円を貸し付けた(b)、同年７月２０日に、原告がKに対し１０００万円を貸し付け、同時に利息５１万７０００円又は５１万８０００円を受領した(c)、同年８月１９日に、原告及びIがKに対し４５００万円ずつ貸し付けた(d)という点で、それぞれ内容が一致又は概ね一致するものといえる。

オ 原告とLによる仮装工作

証拠（甲１０１、乙２４、３４、３５）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、Lと共謀し

てこれまでLが支払った利息相当額を原告がLに返還したように仮装することを企て、昭和59年10月2日、Kの当座預金口座に、Lがそれまで原告に支払った借入金利息相当額8864万7621円を入金したこと、他方、Kは、同年9月28日、同月30日を満期とする原告に対する支払手形2通（額面6406万6500円、2895万4125円）を金額8000万（満期同年10月28日）と1300万円（満期昭和60年7月31日）の2通の手形に書き換え、昭和59年10月3日付けで、原告が振り込んだ上記8864万7621円はKが事業資金の協力を受けてきた謝礼金のつもりで原告に預けていたものを返してもらったものである旨記載した念書を作成した上、同年10月8日に、原告から入金された上記金員をもって金額8000万円の上記手形を決済したが、Kの経理上、原告に対する借入残高が8000万円減額されない処理がなされ、また、上記8864万7621円と8000万円の差額864万7621円については、Kが昭和60年1月31日を満期とする464万7621円の手形と400万円の現金で原告に支払ったことが認められる。

カ 原告に帰属する預金口座等を原資とする貸付け

- (ア) 証拠(乙24、29、30、32、33、38、39、46ないし48、50、52、56、69)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。
- a 昭和56年4月4日、本件T銀行原告名義口座から2000万円が、本件⑩銀行⑩名義口座から1000万円が、それぞれ出金され、これらを原資として、同月5日、3000万円がKに対し貸し付けられた。
 - b 昭和56年12月14日、本件⑩銀行⑩名義口座から1487万5000円が、本件T銀行⑩名義口座から2831万3000円が、本件T銀行原告名義口座から500万円が、本件⑩銀行⑩名義口座から1200万円が、それぞれ出金され、これらを原資として、同日、6000万円がKに対し貸し付けられた。
 - c 昭和58年4月5日、本件普通預金口座、本件d信用組合原告名義口座及びGの売上金を原資として設定された番号22ないし29の各定期預金(各300万円。後記第3、3(1)ア(ア))が解約され、また、本件普通預金口座から400万円が出金された。これらに加え、同日、本件当座預金口座から出金された1000万円のうちの200万円と上記各定期預金の解約及び本件普通預金口座からの出金による金銭を原資として、同日、3000万円(利息90万円は天引き)がKに対し貸し付けられた。
 - d 昭和58年7月20日、本件T銀行原告名義口座から948万2000円が出金され、これを原資として、同日、1000万円(利息51万8000円は天引き)がKに対し貸し付けられた。
 - e 昭和58年8月19日、本件T銀行原告名義口座から3300万円(借入金)、⑩銀行三宮支店の原告名義の普通預金口座(口座番号)。以下「本件⑩銀行原告名義口座」という。)から300万円(借入金)が、本件普通預金口座から665万円が、それぞれ出金され、これらの金銭等を原資として、同日、4500万円(利息157万5000円は天引き)がKに対し貸し付けられた。
 - f 昭和58年9月21日、本件普通預金口座から1580万円が出金され、これを原資として、同日、350万円(利息24万5000円は天引き)がKに対し貸し付けられた。なお、残額1230万円を原資として、同日、本件T銀行⑩名義口座及びT銀行三宮支店の⑩名義の普通預金口座(各600万円)がそれぞれ開設されている。

- g 昭和58年12月26日、本件T銀行原告名義口座から150万円が、本件⑩銀行原告名義口座から350万円が、それぞれ出金され、これらを原資として、同日、500万円がKに対し貸し付けられた。
- h 本件元帳等に原告が取引の相手方である旨記載されたKの昭和56年度における借入金の総額は1億3500万円であり、昭和58年度における同借入金の総額は1億7375万5000円である。
- (イ) 上記を総合すると、本件普通預金口座（前記第3、1(10)イ）、番号22ないし29の各定期預金口座（後記第3、3(2)ア）、本件T銀行⑩名義口座（後記第3、2(2)ア(ア)）、本件⑩銀行⑩名義口座及び本件⑩銀行⑥名義口座（いずれも後記同(イ) b）はいずれも原告に帰属する預金口座であるというべきであるところ、Kに対する貸付金は、昭和56年度は1億3500万円のうち9000万円が、昭和58年度は1億7375万5000円のうち9350万円が、上記預金口座の金銭を原資としているといえる。
- キ Kに対する貸金の貸主の判断

以上を前提に判断するに、本件元帳等は、Kがその業務上日常的に作成する性質のものであり、Kの業務内容を正確に記録すべく作成された信用性の高いものであるといえる（なお、前記の本件口座に入金された1億0248万6833円については、本件口座を管理する原告が、自己に帰属する半分の金銭を原資として本件T銀行定期⑩名義口座を設定したものと推認されるが、本件振替伝票の記載はそれと一致している。）。そして、その記載をみると、Kの借入金に関して、原告は、Iを含む他の取引相手とは明確に区別して記載されている。また、Lも、査察部職員に対して、原告からの借入れの経緯や、本件元帳等には取引の相手方を区別して記載していること、利息の支払方法等を詳細に供述し、Lがあえて原告に不利な虚偽の供述をすべき理由もなく、その供述は信用できる。そして、原告作成の本件各黒手帳にも、本件元帳等の記載と合致する記載があり、本件元帳等及びLの査察部に対する供述を裏付けている。さらに、Kに対する貸付金の返済口座である本件口座は、上記のとおり原告に帰属する口座であると認められる上、昭和56、58年度において本件元帳等に原告が取引の相手方である旨記載された貸付金の半分以上が原告に帰属する口座の預金を原資としている。

これらの事情を勘案すると、本件各年分におけるKに対する貸付金の貸主は原告であると推認することが相当であるものというべきである。

そして、証拠（乙24、28ないし30、32）によれば、原告の受取利息額は、別表「昭和56年分の貸付利息収入金額（K分）」及び「昭和58年分の貸付利息収入金額（K分）」記載のとおりであると認められる（昭和56年分のうち、貸付期間が同年の前後に及ぶ貸付については按分計算）。

ク 原告の主張について

- (ア) 原告は、Lの供述について、査察部が、原告・Iを窓口とするCからの借入れとIを窓口とする借入れの整理もできないまま取調べに臨んだLに対し、全て原告との金銭消費貸借契約である旨のねじ曲げた質問顛末書を作成してLにサインさせたものであるとして、信用性がない旨主張する。そして、Lも本件刑事一審において、当時は資金繰りをするのが精一杯で、事務員の⑤には本件元帳等の記載の指示も行っておらず、取引の相手方（借入先）も原告とIのいずれであるか不明であること、本件元帳等では原告が借入先と

記載されているものについても利息の支払はIに対し行っていたこと、査察部職員の調書に署名押印したのは、査察部職員から、調書に署名押印しなければ結婚式を控えた⑥を取り調べて結婚式に出させないようにする旨脅されたためであることなど、上記主張に沿うかのような証言をする（甲71、72）。

しかし、本件元帳等においては、原告からの借入金は、Iからの借入金とも区別して記載されているところ、Lの指示によらず経理の事務員にすぎない⑥が独断で振り分けて記載するとは考えられず、L自身、別の部分では（帳簿上、原告からの借入れとIからの借入れが区別されていることにつき）「おそらく帳簿の記載は、私が指示したと思うんです。けれども、経理の女の子、単独ではできないと思うので」と証言するとおり（甲72）、上記記載はLの指示によるものであるとしか考えられない。個別の貸付けの貸主を原告又はIとした根拠については、記憶の減退もあり平成2年の証言時点（甲71、72）ではあいまいな説明しかなし得ていないが、Lも適当に貸主の振り分けをしたとは考えられず、各貸付時点でLなりの根拠があつてのことと考えるのが自然である。したがって、本件元帳等に原告からの借入金として記載されているものについては、原告をその貸主と考えるほかない（なお、利息については、Lが原告からの借入れの分もIに支払っていた可能性は否定できないが、仮にそうであっても、それは原告からの借入れについてIが窓口として関与し、原告に代わって受領していたことによるものと推認される。）。⑥を結婚式に出席させないと脅されたとの点については、そのために細かい数字等記憶がない部分もあつたが調書に署名したというのであるが（甲72）、上記認定に沿うLの供述のうち記憶がなかった部分を特定する証言はないから、Lの証言は上記認定を直ちに左右するものではない。

- (イ) 原告は、本件口座を管理していたのはIであり、同人がKから収受した受取利息はCかHに帰属すると主張し、その根拠として、①本件口座の通帳と②名義の印鑑はIが保有していたこと、③昭和58年12月13日付けの本件口座の払戻請求書（1億0248万6833円。甲124）の署名の筆跡がIのものであること、④Iは、すでに昭和55年4月27日ころには、⑤の名義を使って銀行取引をしており、その住所もIの住所を記載していたことなどを主張する。また、原告本人尋問において、d信用組合三宮支店には⑥名義の口座が全部で3つ程度あり、そのうち原告が管理していたのは1つだけで、残り2つはIがCの資金管理等のために勝手に開設して管理していたものである旨供述する。

しかし、これらの主張を裏付ける客観的な証拠はないし、原告も、本件口座がIや名義人（⑥）に帰属するのではなく、C又はHに帰属すると主張するものであって、Iが何人かからの指示により本件口座の管理をしていたことを自認しており、Iへの指示が原告によるものであると考えても矛盾しない。

また、原告は、本件口座の預金履歴復元に係る査察部職員の報告書（乙28）は虚偽のものである旨主張するようであるが、これを裏付ける事実は見受けられない。

- (ウ) 原告は、本件元帳等に原告の名前が取引先として記載されていることにつき、Kにとって取引相手の特定が重要なのは資金の入金先ではなく不動産取引の相手方であるとか、上記記載は年長者であり取引のつなぎを行った原告に配慮して便宜的になされたものにとすぎない旨主張する。

しかし、金銭消費貸借において誰が貸主であるかは重要事項であり、それはKが不動産

業務を行う会社であっても異ならない。また、本件元帳等は原告に示すことを予定していないKの内部資料であることからすると、原告が年長者であることに配慮して原告の名前を記載したと考えることは相当でなく、この点に係る原告の主張も採用できない。

- (エ) 原告は、昭和56年12月14日のKに対する1億2000万円の貸付けは、全てI(H)がKから担保を取って貸し付けたものであること、原告は、その際に、Iから頼まれ、戊に5000万円ほど出してもらった旨主張する。

しかしながら、戊は、昭和57年12月にGが開店される前は教育費もほとんど出ないぐらいの状況にあったというのであり(乙6)、5000万円もの貸付原資の提供が不可能であったことは明白である。また、前記のとおり、上記貸付けは、いずれも原告に帰属する本件⑩銀行⑥名義口座、本件T銀行⑦名義口座、本件T銀行原告名義口座及び本件⑩銀行⑦名義口座からの出金を原資として行われたものであることは、上記出金額の合計が6000万円に近似する6018万8000円であること、出金日が貸付日と同日であることからして明らかである。

- (オ) 原告は、本件各黒手帳の記載について、Lからの連絡を受けて決まった日時に金銭を提供するIを呼んで取引をさせただけで、Iの貸金のきつかけを作ったにすぎず、上記記載が原告が貸主であることの証拠となるものではない旨主張するが、原告主張のとおりであるならば本件各黒手帳にIに関する記載も何かしらあつてしかるべきであるところ、本件各黒手帳には、Kとの取引が相当回数記載されているにもかかわらず、氏名はおろかIに関する記載は一切見受けられないこと(乙36、37)からして、上記原告の主張は採用できない。

- (カ) 原告は、Lとの仮装工作について、原告が金銭を交付した事実はないと主張し、その旨供述するとともに、K作成の原告宛の昭和59年10月3日付け念書(甲101)は、Iの字で記載されたもので、何のために作成されたものかも知らない旨供述する。しかしながら、上記念書の体裁、作成時期及び弁論の全趣旨によれば、これが雑所得の所得者に対する課税を回避するために作成されたものであることは明らかであるが、その体裁に照らし、原告に課税義務を転嫁する目的で作成されたものとは考えがたく、上記念書の入手経緯に係る原告の供述も、押収された資料にあったとか自分の手元にはきていないなどと要領を得ず(むしろ、原告代理人作成の証拠説明書では、Lから受領した旨記載されている。)、仮にIとLが原告に課税義務を転嫁する目的で作成したのであれば、これを原告が所持していることは不自然であり、原告の上記主張ないし供述も採用できない。

- (キ) 原告は、原告名義の口座からKやMに対する貸付金が捻出されていることにつき、本人尋問において、緊急事態が発生したときにそのようにしたかもしれないとして、あくまで貸主はHでありその援助をしたにとどまるかのように供述するが、緊急事態の内容や原告が貸主でない旨の具体的な根拠についての供述はなく直ちに信用することはできない。

- (ク) 原告は、本件T銀行普通①名義口座はIが管理していたと主張するが、後記第3、3(2)ア説示によれば、同口座は原告に帰属するものと認められから失当である。なお、仮にこれが本件T銀行定期①名義口座をいうものであったとしても、同口座が原告に帰属することは前記第3、2(1)キのとおりであり、失当である。

(2) M関係について

ア 貸付金の返済口座の帰属

(ア) 本件T銀行㊦名義口座

証拠(乙25、26、31、38、43、64)及び弁論の全趣旨によれば、Mは、別件民事訴訟別表記載のとおり原告から金員の借入れ及び返済を繰り返したが、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると過払いが生じていると主張して、昭和59年2月ころ、原告に対し、過払金約502万円の支払等を求める不当利得返還等請求訴訟(別件民事訴訟)を提起したこと、本件T銀行㊦名義口座には、昭和56年9月ないし12月の各28日にそれぞれ30万円ずつ入金されているところ、これは別件民事訴訟別表と一致すること、Uは同口座の名義人である㊦という人物に会ったことはないこと、昭和53年8月31日に本件T銀行㊦名義口座から12万7563円が、本件T銀行㊦名義口座から9万3094円がそれぞれ出金されて、本件T銀行原告名義口座にその合計22万0657円が入金されていること、本件T銀行㊦名義口座及び本件T銀行㊦名義口座の各出金伝票の筆跡は原告のものであること(原告の筆跡の識別に関するUの供述は、Uと原告との従前の取引関係に照らすと信用できるものといえる。)が認められ、これらの認定事実によれば、本件T銀行㊦名義口座にMからの返済金が入金されており、かつ、同口座が原告に帰属することが推認される(なお、上記認定事実によれば、本件T銀行㊦名義口座についても、原告に帰属することが推認される。)

原告は、㊦は戊の通称名であり、本件T銀行㊦名義口座は、甲の商売の都合上の必要からUに開設してもらったものであるとか、Iが昭和55年7月から同口座の管理を行っていたことは同口座への入出金に係る伝票を記載したのがIであることから明らかである旨主張し、本人尋問においても、同口座は原告とIが管理していた旨供述する。

しかし、Iは、本件刑事一審において、本件T銀行㊦名義口座については記憶がなく自分の口座ではない旨証言していること(甲76)、原告も、同口座は甲の商売の都合上、Uに開設してもらったと主張しながら、Iと原告が2人で管理していたと供述したり(原告本人)、㊦は戊の通称名であり、同口座と原告名義の口座の資金交流は、夫婦関係にある戊と原告が資金を共有名義でやりくりしたものであると供述する(原告本人)など一貫性のない主張、供述をしている。また、昭和55年7月10日には、上記口座に260万1995円が入金された事実が認められるが(甲121)、これがIによるものであると認めるに足りる証拠はない。したがって、原告の主張は採用できない。

(イ) 本件㊤銀行㊦名義口座

a 証拠(乙39、40、46、65)及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

(a) 昭和56年2月3日、本件㊤銀行㊦名義口座から1000万円が出金され、同日、本件T銀行原告名義口座に入金され、また、同月26日及び同月27日に本件㊤銀行㊦名義口座から合計2000万円が出金され、同日、本件T銀行原告名義口座に入金されている。

さらに、昭和56年7月30日、本件㊤銀行㊦名義口座から11万1777円が出金され、同日、本件㊤銀行原告名義口座へ入金されている一方、同年12月14日、同口座から5万円が出金され、同日、本件㊤銀行㊦名義口座に入金されている。

(b) 昭和57年7月2日、本件㊤銀行㊦名義口座から2万0703円、本件㊤銀行㊤名義口座から9万2421円がそれぞれ出金され、そのほぼ合計額である11万31

00円が、同日、本件⑩銀行原告名義口座に入金されている。また、同年8月31日、本件⑩銀行⑨名義口座から567円、本件⑩銀行⑧名義口座から352円が出金され、その合計額919円が、同日、本件⑩銀行原告名義口座に入金されている。

(c) 本件⑩銀行⑨名義口座について、原告は⑩銀行豊中支店の渉外係長であった⑩に対し、Mの振り出した手形を取り立てて、上記口座に入金するよう依頼した。また、同口座開設時に作成された印鑑届の筆跡は原告のものである（⑩と原告との従前の取引関係等に照らし、原告の筆跡の識別に係る⑩の供述は信用できるものといえる。）。

b 上記認定事実からすると、本件⑩銀行⑨名義口座と原告名義の預金口座との間には資金交流が認められ（(a)、(b)）、本件⑩銀行⑨名義口座の開設及びMの振り出した手形の取立依頼を⑩に依頼していること（(c)）に照らせば、本件⑩銀行⑨名義口座が原告に帰属することが推認される。

なお、本件⑩銀行⑧名義口座についても、前記a(b)の事実と併せ、同口座の印鑑届の筆跡が原告のものであることや同口座を返済口座とする貸出金が原告の要請によるものであること、原告名義の定期預金も上記貸出金の担保とされていたこと（乙40）からして、原告に帰属することが推認される。

c 原告は、本件⑩銀行⑨名義口座が開設されたのは、昭和55年2月ころ、Hから原告の管理するCの資金の一部について⑩銀行三宮支店に利子非課税定期預金を開設することを求められたためである旨主張し、同口座は原告とIが管理していた旨供述する（原告本人）が、一方では、⑨は戊の通称で、⑨名義の口座と原告名義の口座との間で資金の交流があるのは夫婦間の資金の移動であるかのような一貫しない供述をし、また、証拠（乙39、40）によれば、同口座が新規開設されたのは、原告が主張するよりも9か月後の同年11月22日であり、実際に同口座にまとまった入金があったのは、原告がHから依頼されたとする時から約1年後の昭和56年1月31日であると認められることからすると、同口座の開設経緯に係る原告の上記主張は不自然であり、採用できない。

(ウ) 本件T銀行①名義口座

証拠（乙25、41、43、58）及び弁論の全趣旨によれば、Mが借入金利息の支払のために振り出した小切手が①名義で取り立てられていること、これらの小切手の支払額がM作成に係る別件民事訴訟別表の記載や本件T銀行①名義口座の入出金状況に係る査察部職員の調査結果と一致すること、Mは、査察部職員の取調べに対し、原告に支払う返済金又は利息を同口座に振り込んでいたこと及び同口座が原告のものである旨供述していることからして、同口座は原告に帰属するものと推認され、Mは原告に対する返済金を同口座に入金していたといえる。

原告は、上記口座は、Iが、元金や利息の振込口座として、Mから渡された通帳と印鑑を管理して手形を取り立てていたものであり、後に、Iの弟であるJが引き継いで管理したもので、Iが同口座から375万0870円を引き出してHの経営する⑨へ送金するなど、Iが管理していたことは明らかである旨主張し、それに沿う供述をする。しかし、Iは、本件刑事一審において、上記両口座はいずれも知らず、Mからの返済金を上記両口座へ入金してもらったこともない旨証言しており（甲76）、昭和57年3月1日に本件T銀行①名義口座から375万0870円が出金され、同日、⑨名義の預金口座に同額が入

金されていることが認められるが（甲 1 2 2、1 2 3）、仮にこれが I によるものであったとしても、その入出金は一度にとどまる。以上によれば、I ないし J が上記口座を管理したということはできず、原告の上記主張は採用できない。

（エ） 本件 d 信用組合①名義口座

証拠（乙 4 2、4 3、5 9 ないし 6 3、8 1）及び弁論の全趣旨によれば、M が借入金利息として支払った約束手形や小切手が①名義で取り立てられていること、これらの小切手の支払額が M 作成に係る別件民事訴訟別表の記載や同口座の入出金状況に係る査察部職員の調査結果及び同口座の預金元帳と一致すること、これらと同様の状況にある本件 T 銀行①名義口座は、前記のとおり原告に帰属するものであることからすると、本件 d 信用組合①名義口座も原告に帰属するものと推認され、M は原告に対する返済金を同口座に入金していたといえる。

原告は、本件 d 信用組合①名義口座も I が管理していた旨主張し、昭和 5 8 年における本件 d 信用組合①名義口座に係る払戻請求書 3 通の氏名の筆跡（甲 8 5 ないし 8 7）と T 銀行三宮支店の J 名義の普通預金口座に係る払戻請求書の氏名の筆跡（甲 8 8、8 9、9 1 ないし 9 4）は類似している旨主張するが、類似性はあるものの同一筆跡と断定はできず、J が本件 d 信用組合①名義口座を管理していたものということとはできない。したがって、この点についても原告の主張は採用できない。

イ M の供述

M は、査察部職員の質問調査に対し、C や甲は知らないが原告のことは知っていること、原告から金主になる旨の申出があり、最初の借入れは昭和 5 4 年はじめころに原告に電話で手形割引をしてもらったことであること、資金繰りに行き詰まり昭和 5 7 年 1 月 2 6 日に和議申請をした時点で原告に対する債務は約 5 0 0 0 万円あったこと、上記和議申請が受理された後も原告から返済を執拗に催促され、同月 2 9 日、毎月利息を支払う旨の本件念書を作成したこと、同月 2 4 日以降和議認可決定後も昭和 5 9 年 2 月 5 日まで 2 4 0 0 万円余りを返済したこと、その後、法定利息で計算し直した支払超過額 5 0 0 万円余り等について、原告に対し別件民事訴訟を提起し、同年 6 月 2 9 日に和解したこと、昭和 5 6 年 1 1 月 1 6 日までの支払については、別件民事訴訟別表の「返済額」から「借入額」を差し引いたものが利息相当額であること、昭和 5 7 年 1 月 2 4 日以降の支払について、同別表では「返済額」として金額を記載しているが、その当時としては、元本 5 0 0 0 万円に対する利息として支払っていたものであることを供述しているところ（乙 2 5、2 6）、上記 M の供述に係る原告への支払状況は上記ア認定の各預金口座への入金状況とおおむね合致しており、上記供述が、和解により原告との紛争終結後になされたものであり、M がことさら原告に不利な供述をすべき理由にも乏しく、上記供述の信用性は高いといえる。

なお、M は、本件刑事一審において、原告から、原告が交付する金銭は共同経営のお金であり原告のお金ではなく I や H が金主である旨聞いたことがあること、別件民事訴訟の和解において H が代表取締役を務める株式会社◎（以下「◎」という。）が不動産を取得しているのは、◎からお金が出ていたためであること、H や I、同社から金を借りているという意識もあったが、住所又は名前がはっきりとわからなかったため別件民事訴訟において被告とすることができなかった旨証言している（甲 7 5）。

しかし、M は、査察部職員の取調べ後、上記証言の 1 期日前までは、原告からの借入で

あることを認めていたのに（甲 7 4）、突如その供述を変遷させており、その理由について合理的な説明もしていない上、Mの本件刑事一審における証言は、昭和 5 6 年から 1 0 年近く、査察部職員に対する取調べからも約 5 年が経過してなされたものであって、Mも証言するとおり、記憶の減退の可能性が高い。また、原告の主張によれば、MはHの自宅で交渉等の取引をしていたというのであるし、㊸が別件民事訴訟の和解において利害関係人として関与していることからして、同訴訟においてこれらの者を被告とすることに困難が伴っていたとは考えがたい。したがって、Mの本件刑事一審における供述はにわかに採用できない。

ウ 本件念書の宛名

証拠（乙 2 6）及び弁論の全趣旨によれば、Mが原告による支払の催促を受け、昭和 5 7 年 1 月 2 9 日ころ、原告に、原告宛の本件念書を差し入れた事実が認められる。

エ 別件民事訴訟における原告の応訴態度

Mが、別件民事訴訟別表記載のとおり原告から金員の借入れ及び返済を繰り返したが、利息制限法所定の制限利率に引き直して計算すると過払いが生じていると主張して、昭和 5 9 年 2 月ころ、原告に対し、過払金約 5 0 2 万円の支払等を求める別件民事訴訟を提起したことは前記認定のとおりであり、証拠（乙 2 5、2 6、4 3）によれば、同年 6 月 2 9 日の同訴訟の第 3 回口頭弁論期日において、おおむね、原告がMから譲渡担保として所有権移転登記を受けていた不動産については原告に所有権があることを確認し、一方で、原告はMの原告に対する貸金 4 口の債務（昭和 5 6 年 8 月 2 8 日付け 1 0 0 0 万円、同年 9 月 2 9 日付け 1 0 0 0 万円、同年 1 0 月 1 5 日付け 2 0 0 0 万円及び同年 1 1 月 1 6 日付け 1 0 0 0 万円）を免除し、その支払のため受領していた手形も返還する旨の裁判上の和解が成立したことが認められる。なお、原告が別件民事訴訟において、自らが貸主でないと主張して争ったことを認めるべき証拠はなく、原告は、別件民事訴訟の被告とされたのは、自らが貸付の窓口となっていたからにすぎない旨供述するが、Mの刑事一審における証言と同様採用できない。

オ 原告に帰属する預金口座等を原資とする貸付け

（ア） 証拠（乙 3 8、3 9、4 7、4 9、5 1、5 5、5 7）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- a 昭和 5 6 年 1 月 3 0 日、本件 T 銀行原告名義口座から 1 2 3 0 万円、本件 T 銀行㊸名義口座から 1 0 0 0 万円がそれぞれ出金され、さらに、同日、原告が㊸銀行三宮支店から 5 0 0 万円を借入れ、これらの金銭等を原資として、同日、3 0 0 0 万円がMに対し貸し付けられた。
- b 昭和 5 6 年 3 月 1 7 日、本件㊸銀行㊸名義口座から 1 0 0 0 万円が出金され、これを原資として、同日、1 0 0 0 万円がMに対し貸し付けられた。
- c 昭和 5 6 年 4 月 2 2 日、本件㊸銀行㊸名義口座から 1 0 0 0 万円、同月 2 3 日に本件 T 銀行原告名義口座から 2 7 3 0 万円がそれぞれ出金され、これらの金銭等を原資として、同日、6 0 0 0 万円がMに対し貸し付けられた。
- d 昭和 5 6 年 5 月 1 2 日、本件㊸銀行㊸名義口座から 1 5 0 0 万円が出金され、これを原資として、同日、Mに対し 1 5 0 0 万円が貸し付けられた。
- e 昭和 5 6 年 6 月 2 2 日、本件㊸銀行㊸名義口座から 1 6 7 万 6 千 4 百 4 円、㊸銀行三宮支店の原告名義の通知預金口座から 1 7 7 万 2 千 3 百 5 9 6 円がそれぞれ出金され、これら

の金銭等を原資として、同日、Mに対し2000万円が貸し付けられた。

f 昭和56年7月15日、本件⑩銀行⑥名義口座から1820万円が出金され、この金銭等を原資として、同日、Mに対し2000万円が貸し付けられた。

g 昭和56年8月28日、本件T銀行⑥名義口座から970万円が出金され、この金銭等を原資として、同日、Mに対し1000万円が貸し付けられた。

h 昭和56年9月29日、本件T銀行⑥名義口座から910万円が出金され、この金銭等を原資として、同日、Mに対し1000万円が貸し付けられた。

i 昭和56年10月15日、本件T銀行⑥名義口座から800万円、本件d信用組合原告名義口座から1000万円がそれぞれ出金され、これらの金銭等を原資として、同日、Mに対し2000万円が貸し付けられた。

j 昭和56年におけるMに対する貸付金の総額は2億4500万円である。

(イ) 原告名義の各預金口座の他、本件T銀行⑥名義口座（前記第3、2(2)ア(ア)）、本件⑩銀行⑥名義口座（前記同(イ)b）もいずれも原告に帰属する預金口座であり、Mに対する昭和56年における貸付けのうち、少なくとも上記合計1億6400万円は原告に帰属する預金口座の金銭や原告の借入金を原資としているといえる。

カ Mに対する貸付金の貸主の判断

上記のとおり、昭和56年におけるMへの貸付金の約6割が原告に帰属する各預金口座の金銭を原資とするものであること、Mの支払った返済金が入金された前記ア(ア)ないし(エ)の各口座がいずれも原告に帰属する預金口座であること、Mの査察部職員に対する供述の信用性が高いといえること、Mが原告による支払の催促に対し差し入れた本件念書の宛名が原告となっていること、別件民事訴訟においても、同訴訟において自らが貸主でないと主張することはなく和解の成立に関与し、まさにMに対する貸付金の貸主として行動していることからすれば、本件各年分におけるMに対する貸付金の貸主は原告であると推認することが相当であるというべきである。

そして、証拠（乙25、38、39、41、42）によれば、原告の受取利息額は、別表「昭和56年分の貸付利息収入金額（M分）」及び「昭和58年分の貸付利息収入金額（M分）」記載のとおりであると認められる。

キ 原告の主張について

(ア) 原告は、自己が貸主として貸し付けたわけではなく、Bの売上金、剰余金等であるCに帰属する資金をMに貸す際の窓口がIと原告であったに過ぎない旨主張する。そして、証拠（甲76、原告本人）及び弁論の全趣旨によれば、Uが原告に対し、本件T銀行⑩名義口座及び本件T銀行⑩名義口座（いずれもT銀行厚木支店）に入金されていたCの経営するBの売上金をT銀行三宮支店に移すことを勧め、原告がこれに応じてT銀行三宮支店に本件T銀行⑥名義口座、本件T銀行⑩名義口座及び本件T銀行⑥名義口座を開設して上記売上金をこれら3つの口座に移したこと、IもMに対し貸付けをしていたことが認められる。

しかし、証拠（甲76、77）によれば、上記の売上金の移動にIは関与していなかったこと、Iは原告を通じてMに貸付金を渡していたが、返済のために受領した手形については①名義の預金口座で取り立てていたことからすると、I及び原告がCの資金を貸し付けたり、IがHの資金を貸し付けることがあったとしても、それは原告の貸付けとは別の

ものであったものと推認すべきである。また、Mが交付した手形がH名義で取り立てられていること（甲83、84）は、CやHもMに対する貸付けをしていたとすると不自然ではなく、上記結論を左右するものではない。

- (イ) 原告は、Mから、同人のHに対する返済金の融資を何度か依頼され、MをHに紹介した手前、戊に依頼してGの資金や原告が管理していた別のCの資金を貸すこともあった旨主張し、本人尋問においても、和議申請の前後に戊の了解を得てGの資金を貸し付けたことがあった旨供述する。

しかし、まず、戊の資金を貸し付けた旨の主張について検討すると、原告のMに対する貸付金残高は、昭和57年1月の和議申請後から昭和59年2月の別件民事訴訟の提起まで5000万円のまま変動しておらず（乙25）、この間、Mは新たな借入れをしていないところ、前記のとおり、Gの開業は昭和56年12月であり、Gの資金を貸付けの原資とすることは考えられないし、前記のとおり、戊は、Gの開業前は家族の生活費にすら窮する状態にあったのであり、戊の資金を貸し付けた旨の原告の主張は採用できない。

また、Cの資金を貸し付けた旨の主張について検討しても、原告は、預金の管理権限の有無について曖昧な供述をしており、この点についての原告の主張も採用できない。なお、原告は、甲の管理するAの資金を貸し付けたとも供述しているが、裏付けがなく採用できない。

- (ウ) 原告は、Mが①昭和57年には倒産し、昭和58年当時に利息の支払などする余裕はなく、現に、和議申請の受理後は、元本のみならず利息の支払もなくなったこと、②本件念書にも、金利を支払うなどという文言は一切記載されておらず、Mも、和議申請が受理されているから法律上今後支払う分はすべて元本に充当される旨述べていた旨主張する。そして、証拠（甲74、75）によれば、Mは、本件刑事一審において、和議申請により利息まで支払える状態ではなかったこと、原告には和議後は利息は全て免除してもらったので元本を返すのが先であり、本件念書記載の支払予定額は利息ではなく元本の返済である旨証言していることが認められる。

しかし、①については、本件T銀行①名義口座及び本件d信用組合①名義口座にMが支払った金銭が入金されていることは明らかであり、元本どころか利息も支払っていないということはない。また、元利いずれであろうと、Mは和議条件を無視した弁済を原告にしているのであるから、和議申請をする以上利息まで支払う余裕がなかったはずであるとの一般論は本件に当てはまらない。元金の返済を先に延ばせば利息の支払は可能である。また、②についても、証拠（乙43）によれば、Mは、別件民事訴訟において、和議後利息の免除を得たとの主張をしておらず、かえって、昭和57年1月24日から昭和59年2月5日までの間、原告に対し1回30万円ないし180万円（ただし最終回は16万円）の「利息の支払をなしてきた。」と主張していたことが認められ、これに反するMの上記証言は信用できない。

- (エ) その他の原告の主張について

a 二重課税の主張について

原告は、その趣旨は判然としないが、査察部はCに対する修正申告により本件の雑所得分の税金を収受したにもかかわらず、さらに原告に対し賦課徴収することは二重課税であり極めて不合理であるなどと主張するようである。しかし、被告は、KやMに対す

る貸付金利息について、本件元帳等や別件民事訴訟別表の関係書類等を基礎としてCやHに帰属するものと原告に帰属するものを明確に区分して課税していることは明らかであるから、上記主張は理由がない。

b Cの昭和60年2月7日付けの修正申告について

原告は、上記修正申告は、査察部の強制捜査による多額の非課税架空名義預金の発覚を受け精神的に追いつめられたH及びIが、原告や戊の逮捕等の甲一家の窮状に乗じて査察部と結託して行ったものであるとか、査察部職員が、Hらに対し、修正申告に応じればCの件は決着する旨告げたりCの修正申告関係書類について焼却することを指示した旨主張する。そして、証拠（甲76）及び弁論の全趣旨によれば、Cの昭和60年2月7日付けの修正申告から6日後にG関係について戊から原告に立件替えがされたこと、平成3年の時点において、すでにIはKやMに対する貸付けに関する書類を全て焼却していたことが認められる。しかし、査察部職員が焼却を命じたことを認めるべき証拠はなく、また、上記立件替えは本件査察調査等により押収した資料等や関係人の供述等を勘案した上でなされたものであって、その時期のみをもって原告主張に係るHらの査察部との結託等の事実を推認することはできないというべきである。

(4) 以上より、K及びMに対する貸付金の貸主は原告であるといえる。そして、本件における原告の金銭の貸付けは事業として行われているものではないので、それにより収受した利息は雑所得（所得税法35条）に該当するところ、所得税基本通達36-14、36-8(7)及び36-8の5は、所得の収入すべき時期を客観的に定める観点から適正であるといえるから、別表「昭和56年分の貸付利息収入金額（K分）」ないし別表「昭和58年分の貸付利息収入金額（M分）」記載の昭和56年又は昭和58年の末日までに原告が収受した利子（制限超過利息を含む。）については、本件各年分において原告に課税されるべきものである。

3 争点3について

所得税基本通達12-1は、所得税法12条にいう「資産から生ずる収益の法律上帰属するとみられる者」が誰であるかについて、資産の帰属につき法律上の形式と法実質が相違する場合、実質の帰属者が収益の帰属者であるとの考え方を前提に、まず、収益の帰属者は、資産の真実の権利者が誰であるかにより判定すべきであり、それが明らかでない場合には、その資産の名義人が真実の権利者であるものと推定するとの趣旨と解されるところ、これは、実質的所得者課税の原則から妥当であるといえる。そして、このことは定期預金の利子についても別異に解すべき理由はなく、預金債権の名義人と実質的な真実の権利者が相違している場合には、上記通達の基準を用いて判断するのが相当である。

(1) 証拠（乙10、20、28、31、39、48、49、52、57、66、69ないし80）及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

ア 番号1ないし50の各定期預金口座等の設定

(ア) 本件普通預金口座から設定（番号22ないし31及び38ないし40の各定期預金）

a 昭和58年1月28日、1500万円が出金され、同日、番号22ないし24の各定期預金（各300万円）が、同月29日、番号25及び26の各定期預金（各300万円）が設定された。

b 昭和58年2月4日、900万円が出金され、同日、番号27ないし29の各定期預金（各300万円）が設定された。

- c 昭和58年6月28日、609万5000円が出金され、同日、番号30及び31の各定期預金（各300万円）が設定された（なお、原告が、昭和59年6月4日、上記各定期預金の継続分を解約している。）。
 - d 昭和58年4月22日、300万円が出金され、同日、番号38の定期預金（200万円）が設定された（番号39及び40の各定期預金は、番号38の定期預金の継続分である。）。
- (イ) 本件d信用組合原告名義口座、本件T銀行㊦名義口座、本件d信用組合e名義口座、本件口座、本件T銀行㊦名義口座及び本件㊤銀行㊦名義口座から設定（番号1、7、9ないし12、32、33及び41ないし45の各定期預金）
- a 昭和56年9月5日、本件d信用組合原告名義口座から305万円が出金され、同月7日、番号1の定期預金（300万円）が設定された。
 - b 昭和56年12月29日、本件T銀行㊦名義口座から1152万円が、本件T銀行㊦名義口座から530万円が出金され、同日、同支店の㊮名義の通知預金（1382万円）及び番号7の定期預金（300万円）が設定された。
 - c 昭和58年6月8日、本件口座から300万円が出金され、同日、原告が現金をT銀行三宮支店に持参し番号9の定期預金（100万円）が、同月9日、番号10の定期預金（200万円）が、それぞれ設定された（なお、原告が、昭和59年6月4日、上記各定期預金の継続分を解約している。）。
 - d 昭和58年6月17日、本件普通預金口座から360万円及び本件口座から270万円が出金され、原告が現金をT銀行三宮支店に持参し、同月18日、番号11及び12の各定期預金（各300万円）が設定された（なお、原告が、昭和59年6月4日、上記各定期預金の継続分を解約している。）。
 - e 昭和58年2月15日、本件d信用組合e名義口座から300万円が出金され、同日、番号32の定期預金（300万円）が設定された（番号33の定期預金は、この預金の継続分である。）。
 - f 昭和55年11月19日、本件T銀行㊦名義口座から500万円が出金され、同月20日、番号43の定期預金（200万円）が設定された（番号44の定期預金は、この預金の継続分である。なお、残額300万円については、同月19日、㊤銀行三宮支店の原告名義の定期預金口座（口座番号 ）となった。）。なお、番号43の定期預金に係る利息額15万5342円が、同月21日、本件㊤銀行原告名義口座に入金されている。
 - g 昭和56年5月9日、本件㊤銀行㊦名義口座から200万円が出金され、㊤銀行三宮支店の㊮名義の定期預金200万円が設定された（番号45の定期預金は、この預金の継続分（昭和57年5月9日書き換え）である。）。
 - h 番号41及び42の各定期預金は、d信用組合尼崎支店の原告名義の定期預金口座の継続によって設定された。
- (ウ) Gの売上金から設定

本件集計表（乙70）は、Gの業務運営上作成されていた昭和58年1月5日ないし昭和59年4月30日の売上金額及び割数（景品交換割合）及び銀行入金額を記載した一覧表（乙20）を基礎として機械的に移記して作成されたものであり、その信用性は高いと

いうべきところ、本件集計表（６月分）の売上金を原資とするＤＢ欄（本件普通預金口座への入金額を示す。以下同じ。）記載の昭和５８年６月２５日の３００万円、同月２６日の３２０万円、同月２７日の２２０万円の一部から、同日、番号１３及び１４の定期預金（各３００万円）が設定されている（なお、原告が、昭和５９年６月４日、上記各定期預金の継続分を解約している。）。

（エ） 預金及びＧの売上金から設定

昭和５８年６月３日に本件普通預金口座から１２７９万円が、同月１日に本件ｄ信用組合原告名義口座から４０３万円が出金され、本件集計表（５月分）の同年５月３１日ＤＢ欄の２３０万円、本件集計表（６月分）の同年６月１日ＤＢ欄の２２０万円、同月３日ＤＢ欄の３００万円の一部と合わせ、これらを原資として、同月２日に、番号１５の定期預金３００万円が、同月３日に、番号８及び１７ないし２１の各定期預金（各３００万円）及び番号１６の定期預金（１０２万円）が、それぞれ設定された。

（オ） その他

- a 昭和５８年２月５日、番号２ないし６の各定期預金（各３００万円）が設定されている。なお、同月４日に、本件普通預金口座から１１５０万円出金されている。
- b 昭和５８年２月９日、番号３４の定期預金（３０万円）が設定されている（番号３５及び３６の各定期預金はこの預金の継続分である。）。
- c 昭和５８年３月９日、番号３７の定期預金（４０万円）が設定されている。
- d 昭和５４年３月１６日、番号４６ないし４８の各定期積立金がそれぞれ設定されている。なお、これらは、同日、原告が㊦銀行神戸支店に来店した際に入金を受けて設定されたものである。
- e 昭和５６年１２月２５日、番号４９の定期積立金が設定されている。なお、番号４９の定期積立金に係る利息の一部（給付補填金１３６５円も含む）が、昭和５８年１２月１７日、ｄ信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）に入金されている。
- f 昭和５６年５月９日、番号５０の定期積立金が設定されている。

イ 出金口座等の帰属（原告名義の口座を除く。）

（ア） 前記のとおり、各定期預金の原資となった本件普通預金口座（前記第３、１(10)イ）、本件ｄ信用組合ｅ名義口座（前記同）、本件口座（前記同２(1)ウ(イ)）、本件Ｔ銀行㊦名義口座（前記同(2)ア(ア)）、本件Ｔ銀行㊥名義口座（前記同）、本件㊦銀行㊦名義口座（前記同(イ)ｂ）は、いずれも原告に帰属するものである。

（イ） また、Ｇの売上金が原告に帰属し、原告が管理、運用していたことは前記第３、１(10)イのとおりである。

ウ 番号１ないし５０の各定期預金等の印鑑による印影と原告に帰属する口座の印章による印影との類似性

（ア） 「甲」の印影

- a 証拠（乙７２、７３、８５）によれば、ｄ信用組合宝塚支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）及びｄ信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座（口座番号 ）の届出印鑑の印影は、番号３２ないし３７及び４９の各定期預金等の届出印鑑の印影と酷似していることが認められる（番号３７の定期預金の領収印

は判読できないが、同定期預金の定期預金申込書兼印鑑届の印影（乙 7 2）と対照すると、酷似しているといえる。）。

なお、被告は、番号 1 の定期預金の届出印鑑による印影も上記各預金口座の印鑑による印影と酷似している旨主張するが、これを認めるべき証拠はない。

- b 証拠（乙 8 5）によれば、本件普通預金口座から設定された番号 2 8 の定期預金の届出印鑑による印影と番号 2 ないし 5 の各定期預金の届出印鑑による印影は酷似していることが認められる。

（イ） 「I」の印影

証拠（乙 6 6、7 5）によれば、本件普通預金口座から設定された番号 2 5、2 7 及び 2 9 の各定期預金の届出印鑑による印影と番号 9、1 2、1 5、1 6、2 0 及び 2 1 の各定期預金の届出印鑑による印影は酷似していることが認められる。

（ウ） 「㊟」の印影

証拠（乙 6 6、7 5、7 7）によれば、本件普通預金口座から設定された番号 2 2 ないし 2 4、2 6、3 1 の各定期預金の印影と番号 1 0、1 4 及び 1 7 ないし 1 9 の各定期預金の印影とは酷似していることが認められる。

（エ） 「b」の印影

証拠（乙 5 3、7 5、7 7）によれば、上記認定のとおり本件普通預金口座及び本件口座の預金を原資として設定された番号 1 1 の定期預金の届出印鑑による印影と、番号 1 3 及び 3 0 の各定期預金の届出印鑑による印影とは酷似し、本件 T 銀行普通㊟名義口座の届出印鑑による印影も、これらの定期預金の印影と酷似していることが認められる。

（オ） 「㊦」の印影

証拠（乙 3 8、6 5、8 5）によれば、本件 T 銀行㊦名義口座及び本件㊦銀行㊦名義口座の届出印鑑による印影は、番号 4 3、4 4 及び 5 0 の各定期預金等の届出印鑑による印影と酷似しているといえる。

（2） 前記認定事実を前提に検討する。

- ア 前記第 3、3 (1) ア(ア)ないし(エ)の定期預金口座（番号 1、7 ないし 3 3、及び 3 8 ないし 4 5）

本件普通預金口座、本件口座、本件 T 銀行㊦名義口座、本件㊦銀行㊦名義口座、本件 T 銀行㊦名義口座及び本件 d 信用組合 e 名義口座がいずれも原告に帰属すること、G の売上金の管理、運用は原告が行っていたこと、上記各定期預金は、これらの原告に帰属する口座又は金銭を原資として設定されたものであること、上記各定期預金のうち、番号 9、1 0、1 2 ないし 2 1、3 0、3 2、3 3、4 3 及び 4 4 の各定期預金並びに本件 T 銀行普通㊟名義口座の印影は、いずれも原告に帰属する本件普通預金口座、本件 T 銀行㊦名義口座又は本件㊦銀行㊦名義口座から設定された各定期預金の届出印鑑による印影や原告名義の普通預金口座の届出印鑑による印影と酷似していることからすると、番号 1、7 ないし 3 3 及び 3 8 ないし 4 5 の定期預金は、形式的な名義人は原告とは異なるものの、いずれも原告に帰属する預金であるものというべきである。番号 1 の定期預金の届出印鑑による印影が原告名義の預金口座の届出印鑑による印影と必ずしも酷似しているとはいえないことは上記結論を左右しない。

- イ 番号 2 ないし 6 の各定期預金

番号2ないし6の各定期預金の設定日の前日に本件普通預金口座から1150万円という多額の出金がされていること、本件普通預金口座は原告に帰属する口座であること、番号2ないし5の各定期預金の届出印鑑による印影は、d信用組合宝塚支店の原告名義の普通預金口座（番号 ）の届出印鑑及びd信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座（番号 ）の届出印鑑による印影と酷似していることからすると、番号2ないし6の各定期預金は、原告に帰属する本件普通預金口座から出金された金銭等を原資として、原告が現金を持参するなどして設定されたと推認することが相当であるから、原告に帰属するものというべきである。

ウ 番号34ないし37の各定期預金及び番号49の定期積立金

前記のとおり、原告は甲名義の仮借名預金口座を多数設定していること、番号34ないし37及び49の各定期預金等の届出印鑑による印影は原告名義の預金口座の印影と酷似していることからすると、これらの各定期預金等も原告に帰属するものと認められる。

エ 番号46ないし48の各定期積立金

上記各定期積立金は、①銀行神戸支店に来店した原告から入金を受けて設定されたものであることからすると、原告に帰属するものと認められる。

オ 番号50の定期積立金

前記のとおり、原告は多数の仮借名預金口座を設定していること、番号50の定期積立金の印影は、原告に帰属する本件T銀行⑥名義口座及び本件⑩銀行⑥名義口座の印影と酷似していることからすると、番号50の定期積立金も原告に帰属するものと認められる。

(3) 原告の主張について

ア 出金口座について

原告は、①本件d信用組合e名義口座及びd信用組合宝塚支店の原告名義の普通預金口座は戊がGの日々の取引や収支のために使用していたものであり、原告とは全く関わりがなく、②d信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座は、戊がFを営業していたころの通帳であり、戊の営業活動に使用されたものである旨主張する。

しかし、①については、前記のとおり、Gの事業主は原告であり、その売上金も原告に帰属すると認められる上、その売上金が入金されていた3つの口座のうち、本件普通預金口座及び本件当座預金口座を原告が管理しながら本件d信用組合e名義口座のみを戊が管理するというのは不自然であるから、上記主張は採用できない。また、②の事実を認めるに足りる証拠はない。Fの実質的な経営者が原告であることは本件各年分に係る確定申告書の記載（前記第2、2(2)ア）からして明らかであるから、仮にd信用組合尼崎支店の原告名義の普通預金口座がFの営業のために設けられたものであったとしても、原告に帰属するものというべきである。

イ 番号1ないし50の各定期預金口座等について

(ア) 原告は、番号1、8ないし31の各定期預金は原告が戊の代理で開設したものであり、その利息はすべて戊に帰属すると主張するが、各出金口座やGの売上金がいずれも原告に帰属するものであることは前記第3、3(1)アのとおりであり、戊がこれらの口座等の金銭移動を把握していないこと（弁論の全趣旨）からしても、戊の代理で原告が開設したものでないことは明らかである。また、原告は、番号1の定期預金については甲が開設したかのような主張もするが、これを認めるに足りる証拠はない。

(イ) 原告は、番号2ないし7の各定期預金は、Iが開設したものであるから、その利息は、同人又はHに帰属するとし、その根拠として、①番号2、3及び5の定期預金申込書は行員が書いたものであること、②番号2、4及び本件T銀行定期①名義口座の定期預金申込書はIが書いたものであること、③番号3、5及び6の定期預金申込書の筆跡は同一であること、④番号3の定期預金申込書の住所はIの住んでいるマンションの住所地になっていること、⑤これらの定期預金の解約は、Iが全て行っていること、⑥甲の印鑑はUが保管していたことを主張する。

しかし、T銀行三宮支店の行員が定期預金申込書を作成したことも少なくなかったこと（乙9、10）からすると、上記①は、原告が預金者であると認定することの妨げになるものではない。

また、上記②及び③についても、証拠（乙66）によれば、番号2、4及び本件T銀行定期①名義口座の各定期預金申込書の筆跡は酷似していること、番号3、5及び6の各定期預金申込書の筆跡は酷似していることが認められるが、番号2、4の定期預金申込書をIが作成した事実を認めるに足る証拠はない。また、仮にこれらをIが作成していたとしても、Iが原告から指示を受けて各定期預金の設定を行った可能性もあることから、上記結論は左右されない。

さらに、上記④についても、番号3の定期預金申込書に記載された住所「神戸市」はIの住所である「神戸市」と相違しており（甲77、乙66）、Iが自己の住所を誤記するというのも不自然であり、同人が記載したとは考えられないから、この点に係る原告の主張は失当である。

また、上記⑥についても、印鑑をUが保管していたことについては原告は本人尋問で戊又は原告が管理していたとして、これに矛盾する供述をしている（原告本人）上、Uが印鑑を保管していることによって、定期預金の帰属が異なるものでもない。

加えて、上記⑤に関し、番号2ないし7の各定期預金をIが解約したことをうかがわせる事情も見受けられない。

(ウ) 原告は、番号46ないし48の各定期積立金は、Hが①銀行神戸支店から融資を受けてマンションを建てる際に開設されたものでHに帰属するものであり、原告は、上記融資の際に保証人となっただけである旨主張する。

証拠（甲96ないし100、乙80、82）によれば、Hは、上記各定期積立金の設定直前である昭和54年3月15日付けで、原告他2名を保証人として、①銀行神戸支店に対し、商品・土地購入資金として1億5000万円の融資を申し込んでいること、番号46ないし48の各定期積立金に係る集金管理カード裏面の毎月積立領収欄の右隣にはいずれも「(H)」と手書きされており、同支店においては、当該定期積立金がH関連の預金である場合はそのような記載をする取扱いをしていたことが認められる。しかし、一方、当時、①銀行神戸支店に勤務していた⑦は、H関連の資金を原資とする他の預金口座や「(H)」の記載があることを前提に、番号46ないし48の各定期積立金は、原告が現金を同支店の窓口を持参してきたものであり、上記各定期積立金はHの資金によるものではない旨明確に供述しており（乙82）、同支店においてH関連の資金により設定された数十個の定期預金及び通知預金口座には、他に「甲」名義のものは見当たらないこと（乙80）、原告は、前記のとおり、仮借名定期預金を多数開設していることからすると、上記

各定期積立金も原告に帰属するものと推認され、Hが上記各定期積立金の開設直前に同支店に融資を申し込んでいることや上記の「(H)」の記載の存在も、上記結論を左右するものではないというべきである。

(エ) 原告は、T銀行三宮支店取引先課長として当時Uの上司の立場にあった⑩が、査察部職員に対し、本件T銀行定期⑩名義口座の解約をしたのは原告ではない旨供述していること(乙76)を捉え、同口座が原告に帰属するものではないと主張し、その趣旨は、本件T銀行定期⑩名義口座の申込書の筆跡が、番号2及び4の各定期預金の申込書の筆跡と同一であることから、番号2及び4の各定期預金も原告に帰属するものではないと主張する点にあるものと解される。しかしながら、乙76号証添付の「定期預金の解約状況」と題する書面によれば、本件T銀行定期⑩名義口座の解約は、原告及び原告と同行した原告の親戚が行ったものであり、同人の姓も「甲」であったと認められ、Iが行ったものとは認められない。したがって、上記⑩の供述によっても、本件T銀行定期⑩名義口座が原告に帰属しないものとはいえず、番号2及び4の各定期預金が原告に帰属するとの上記認定を覆すものではない。また、原告は、⑩が原告と戊の兩人の仮借名定期預金であると認識している旨供述している(乙76)ことを捉え、番号1ないし50の各定期預金等が原告に帰属するものではないかのようにも主張するが、⑩がこれらの認識を有していた根拠は必ずしも明らかではなく、原告と直接取引や折衝に当たっていたUの供述に照らして過度に重視すべきものとはいえない。

(オ) その他、原告は、⑤(架空人)名義(番号14の⑤名義の定期預金を指すものと解される。)は戊の売上金で開設したものであり、⑩名義(番号34ないし37の各定期預金と解される。)についても、長男の名前でわずかな定期をした旨主張するが、上記のとおり、Gの事業主は原告であり、その売上金も原告に帰属すると認められ、また、これらの印影に照らしても、上記各定期預金が原告に帰属することは明らかである。

(4) したがって、番号1ないし50の各定期預金等はいずれも原告に帰属するものというべきであるから、これらから得た利子に対しては原告に課税されるべきである。

そして、上記各定期預金等はいずれも昭和56年又は昭和58年に解約されていること(弁論の全趣旨)から、収入金額の計上すべき時期については、所得税基本通達36-2の基準を適用すると(同通達は合理性がある。)、昭和56年又は昭和58年となる。

なお、原告名義である番号41及び42の各定期預金及び番号47の定期積立金を除いた47口の各定期預金等については、原告が虚偽氏名を使用していたことが明らかであり、一方、証拠(乙65)によれば、昭和55年11月19日に⑩銀行三宮支店において原告名義の定期預金300万円が設定され、少額貯蓄非課税制度の適用を受け、その後同定期預金は1年ごとに継続されており、番号41、42及び47の定期預金等は、少額貯蓄非課税制度の限度額(所得税法10条6項)を超えて設定されたものと認められるから、番号1ないし50の各定期預金等は、いずれも課税の対象となる。

4 まとめ

証拠(乙86、87)及び弁論の全趣旨によれば、本件各年分における原告の事業所得、雑所得及び利子所得は、別表「総所得金額及び納付すべき税額」の「事業所得金額」(うち、昭和58年分の事業所得は、別表「昭和58年分の事業所得」のとおりである。)、 「雑所得金額」(前記第2、4(2)(被告の主張)ア(ウ))及び「利子所得金額」(前記第2、4(3)(被告の主張)ア)

欄のとおりであり、納付すべき税額は別表「総所得金額及び納付すべき税額」の「納付すべき税額」欄のとおりであると認められるから、本件各更正処分は適法であり、また、本件の認定事実によれば、原告に上記各所得について隠蔽の認識があったことも優に認められることから、本件各更正処分を前提とする本件賦課決定処分も適法である。

第4 結論

以上の次第で、原告の請求はいずれも理由がないから棄却することとし、主文のとおり判決する。

神戸地方裁判所第2民事部

裁判長裁判官 佐藤 明

裁判官 島戸 真

裁判官重高啓は、転補のため署名押印できない。

裁判長裁判官 佐藤 明

(別紙)

当事者目録

原告	④
同訴訟代理人弁護士	高橋 敬
同	石田 真美
同	吉田 維一
同	内海 陽子
同	小泉 伸夫
同	田中 秀雄
同	辰巳 裕規
同	前田 修
同	松山 秀樹
同	吉井 正明
同補佐人税理士	佐藤 庸安
被告	西宮税務署長
	長谷部 博
同指定代理人	後藤 信宏
同	村上 幸隆
同	壽谷 幸司
同	笹谷 恭祥
同	松下 敏彦
同	塩川 優子
同	中島 孝一
同	山岡 啓二
同	松本 淳

課税の経緯

(単位：円)

年分	区分	確定申告	更正処分等	異議申立て	異議決定	審査請求	裁決
昭和56年分	年月日	昭和57年3月11日	昭和60年2月13日	昭和60年3月11日	昭和60年8月1日	昭和60年8月21日	
	総所得金額	1,700,000	23,287,939	確定申告欄のとおり	審査請求できる旨の教示	確定申告欄のとおり	
	内訳	事業所得の金額	1,700,000				
		雑所得の金額	—				
		利子所得の金額	—				
	所得控除の合計額	1,740,000	1,740,000				
	課税総所得金額	0	21,547,000				
	算出税額	0	8,110,850				
	特別減税額	0	3,000				
	源泉徴収税額	0	76,430				
	納付すべき税額	0	8,031,400				
	重加算税	—	2,409,000				
昭和57年分	年月日	昭和58年3月12日	昭和60年2月13日	昭和60年3月11日	昭和60年8月1日	昭和60年8月21日	平成16年6月5日
	総所得金額	2,500,000	109,723,984	確定申告欄のとおり	却下	確定申告欄のとおり	取下げ
	内訳	事業所得の金額	2,500,000				
		雑所得の金額	—				
		利子所得の金額	—				
		給与所得の金額	—				
	所得控除の合計額	1,793,000	1,793,000				
	課税総所得金額	707,000	107,930,000				
	算出税額	72,600	66,707,500				
	源泉徴収税額	—	80,943,310				
	納付すべき税額	72,600	△14,235,810				
	加算税	—	—				
昭和58年分	年月日	昭和59年3月15日	昭和60年2月13日	昭和60年3月11日	昭和60年8月1日	昭和60年8月21日	
	総所得金額	1,200,000	452,770,132	確定申告欄のとおり	審査請求できる旨の教示	確定申告欄のとおり	
	内訳	事業所得の金額	1,200,000				
		雑所得の金額	—				
		利子所得の金額	—				
	所得控除の合計額	353,000	1,853,000				
	課税総所得金額	847,000	450,917,000				
	算出税額	89,400	323,947,750				
	源泉徴収税額	—	730,950				
	納付すべき税額	89,400	323,216,800				
	重加算税	—	96,936,000				

昭和56年分の貸付利息収入金額（K分）

単位：円

貸付年月日(昭和)	貸付金額	貸付利息	56年分貸付利息
56. 4. 5	30,000,000	900,000	900,000
56. 5. 6	30,000,000	900,000	900,000
56. 8. 6	5,000,000	100,000	100,000
56.10. 1	5,000,000	100,000	100,000
56.11. 4	5,000,000	500,000	161,016
56.12.14	60,000,000	5,040,000	298,421
計	135,000,000	7,540,000	2,459,437

昭和56年分の貸付利息収入金額（M分）

単位：円

貸付年月日(昭和)	貸付金額	貸付利息	56年分貸付利息
55.11.12	30,000,000	2,700,000	1,248,388
55.12.17	30,000,000	2,700,000	2,254,946
56. 1.30	30,000,000	2,700,000	2,700,000
56. 3.17	10,000,000	900,000	900,000
56. 4.23	60,000,000	5,400,000	5,400,000
56. 5.12	15,000,000	1,350,000	1,350,000
56. 6.22	20,000,000	3,000,000	3,000,000
56. 7.15	20,000,000	1,800,000	1,800,000
56. 8.28	10,000,000	1,500,000	1,227,273
56. 9.16	40,000,000	3,600,000	3,600,000
56. 9.29	10,000,000	900,000	655,813
56.10.15	20,000,000	1,800,000	923,680
56.11.16	10,000,000	900,000	440,426
計	305,000,000	29,250,000	25,500,526

昭和58年分の貸付利息収入金額（K分）

単位：円

貸付年月日(昭和)	貸付金額	貸付利息	58年分貸付利息
58. 4. 5	30,000,000	7,200,000	7,200,000
58. 7. 20	10,000,000	518,000	518,000
58. 8. 19	45,000,000	4,725,000	4,725,000
58. 9. 21	3,500,000	245,000	245,000
58. 11. 17	5,000,000	1,050,000	914,516
58. 11. 19	50,075,000	1,168,416	1,168,416
58. 12. 26	5,000,000	175,000	12,328
計	148,575,000	15,081,416	14,783,260

昭和58年分の貸付利息収入金額（M分）

単位：円

貸付年月日(昭和)	貸付残高	貸付利息	58年分貸付利息
前年繰越	50,000,000	9,308,000	9,308,000

雑所得の計算

単位：円

内容	昭和56年	昭和58年
①貸付利息（K）	2,459,437	14,783,260
②貸付利息（M）	25,500,526	9,308,000
③定期積立金給付補てん金	1,592	96,115
④支払利息	6,617,773	8,059,318
雑所得金額（①＋②＋③－④）	21,343,782	16,128,057

借入利息の計算

単位：円

金融機関	名義	昭和56年	昭和58年
T銀行三宮支店	㊿	4,390,964	5,347,095
同上	㊿	0	458,287
同上	㊿	0	47,567
同上	㊿	0	31,205
同上	㊿	0	71,041
同上	㊿	0	43,424
㊿銀行三宮支店	㊿	2,036,148	2,060,699
同上	㊿	125,499	0
d信用組合尼崎支店	㊿	65,162	0
計		6,617,773	8,059,318

利子所得金額の内訳

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
1	T銀行／三宮	定期預金			56/9/7	58/3/15	円 3,000,000	円 290,657	円	乙第57号証3511丁 56.9.5 d 信用組合／三宮 ④(普)から設定したことを確定 乙第69号証1503丁(入金票)より入金日(56.9.7)、入金額を確定 乙第75号証2332丁(支払票)により利息額を確定 乙第75号証2334丁(定期預金証書)により入金日(56.9.7)、解約日(58.3.15)を確定 乙第75号証2335丁(定期預金証書裏)により印影を確認
2	T銀行／三宮	定期預金			58/2/5	58/7/4	円 3,000,000		36,755	乙第66号証2676丁(入金票)により入金日(58.2.5)を確定 乙第66号証2903丁(伝票)により解約日(58.7.4)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2908丁(預金証書)により解約日(58.7.4)を確定 乙第66号証2909丁(預金証書裏)により印影を確認
3	T銀行／三宮	定期預金			58/2/5	58/7/4	円 3,000,000		36,755	乙第66号証2677丁(入金票)により入金日(58.2.5)を確定 乙第66号証2905丁(伝票)により解約日(58.7.4)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2912丁(預金証書)により解約日(58.7.4)を確定 乙第66号証2913丁(預金証書裏)により印影を確認
4	T銀行／三宮	定期預金			58/2/5	58/7/4	円 3,000,000		36,755	乙第66号証2675丁(入金票)により入金日(58.2.5)を確定 乙第66号証2904丁(伝票)により解約日(58.7.4)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2910丁(預金証書)により解約日(58.7.4)を確定 乙第66号証2911丁(預金証書裏)により印影を確認
5	T銀行／三宮	定期預金			58/2/5	58/7/4	円 3,000,000		36,755	乙第66号証2678丁(入金票)により入金日(58.2.5)を確定 乙第66号証2901丁(伝票)により解約日(58.7.4)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2914丁(預金証書)により解約日(58.7.4)、番号札()を確定 乙第66号証2915丁(預金証書裏)により印影を確認
6	T銀行／三宮	定期預金			58/2/5	58/7/4	円 3,000,000		36,755	乙第66号証2679丁(入金票)により入金日(58.2.5)を確定 乙第66号証2902丁(伝票)により解約日(58.7.4)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2906丁(預金証書)により解約日(58.7.4)、番号札()を確定
7	T銀行／三宮	定期預金			56/12/29	58/1/31	円 3,000,000		205,512	乙第31号証5枚目により㊦(普)1152万円、㊦(普)530万円を出金し、㊦(通知)1382万円を設定後残金の300万を定期としたとのUの供述、さらに筆跡、住所も㊦のものである 乙第74号証1469丁(払出票)ないし1471丁より解約日(58.1.31)元本額、利息額、番号札()を確定
8	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	円 3,000,000		79,931	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁 d 信用組合／三宮 ㊦ 普 より403万円58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2872丁(入金票)により入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2498丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2465丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に㊦が解約したと供述

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
9	T銀行／三宮	定期預金			58/6/8	58/12/13	1,000,000		25,821	乙第28号証2枚目 d 信用組合／三宮 普 ㊦ 6月8日300万円出金の一部 乙第31号証15枚目により現金持込により設定したことを確定 乙第66号証2877丁(入金票)により入金日(58.6.8)を確定 乙第75号証2492丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2472丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 継続時に他の定期利息を加えている(預金番号8, 9, 15～21の利息額) 乙第75号証2474丁(預金証書)により解約日(58.12.13)を確定(増額の表示あり) 乙第75号証2475丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目によりした定期を59.6.4に㊦が解約したと供述
10	T銀行／三宮	定期預金			58/6/9	58/12/20	2,000,000		53,616	乙第10号証49ページ(748丁)により原告が設定したとの証言 乙第28号証2枚目 d 信用組合／三宮 普 ㊦ 6月8日300万円出金の一部 乙第31号証15枚目により現金持込により設定したことを確定 乙第75号証2505丁(支払票)により解約日(58.12.20)、利息額を確定 乙第75号証2506丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.20)を確定 乙第75号証2507丁(預金証書)により解約日(58.12.20)を確定(利-Cの表示あり) 乙第75号証2508丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に㊦が解約したと供述
11	T銀行／三宮	定期預金			58/6/18	58/10/4	3,000,000		36,015	乙第10号証50ページ(749丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 乙第52号証921丁6月17日欄の「-360万」戊(普) より振替(360万円の一部) 乙第28号証2枚目6月17日欄の「270万」㊦より出金 乙第66号証2880丁(入金票)により入金日(58.6.18)を確定 乙第75号証2542丁(払戻請求書)により解約日(58.10.4)、印影を確認 乙第75号証2547丁(支払票)により解約日(58.10.4)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2540丁(入金票)により継続定期の入金日(58.10.4)を確定 乙第75号証2545丁(預金証書)により解約日(58.10.4)を確定(利息現金、書換分と記載あり) 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に㊦が解約したと供述
12	T銀行／三宮	定期預金			58/6/18	58/10/4	3,000,000		36,015	乙第10号証50ページ(749丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 乙第52号証921丁6月17日欄の「-360万」戊(普) より振替(360万円の一部) 乙第28号証2枚目6月17日欄の「270万」㊦より出金 乙第66号証2881丁(入金票)により入金日(58.6.18)を確定 乙第75号証2541丁(払戻請求書)により解約日(58.10.4)、印影を確認 乙第75号証2548丁(支払票)により解約日(58.10.4)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2539丁(入金票)により継続定期の入金日(58.10.4)を確定 乙第75号証2543丁(預金証書)により解約日(58.10.4)を確定(利息現金、書換分と記載あり) 乙第75号証2544丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に㊦が解約したと供述

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
13	T銀行／三宮	定期預金			58/6/27	58/12/27	3,000,000		75,000	乙第10号証51ページ(750丁)により原告が設定したとの証言 乙第70号証8ページ集計表(6月分)のDB欄「6月25日300」「26日320」「27日220」より定期へ 乙第66号証2885丁(入金票)により入金日(58.6.27)を確定 乙第77号証1171丁(支払票)により解約日(58.12.27)、利息額を確定 乙第77号証1169丁(預金証書)により解約日(58.12.27)を確定 乙第77号証1170丁(預金証書裏)により解約日(58.12.27)、印影を確定 乙第77号証1168丁(入金票)により継続日(58.12.27)を確定 乙第76号証9枚目により継続した定期を59.6.4に㊤が解約したと供述
14	T銀行／三宮	定期預金			58/6/27	58/12/27	3,000,000		75,000	乙第10号証51ページ(750丁)により原告が設定したとの証言 乙第70号証8ページ集計表(6月分)のDB欄「6月25日300」「26日320」「27日220」より定期へ 乙第66号証2886丁(入金票)により入金日(58.6.27)を確定 乙第77号証1167丁(支払票)により解約日(58.12.27)、利息額を確定 乙第77号証1165丁(預金証書)により解約日(58.12.27)を確定 乙第77号証1166丁(預金証書裏)により解約日(58.12.27)、印影を確定 乙第77号証1164丁(入金票)により継続日(58.12.27)を確定 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に㊤が解約したと供述
15	T銀行／三宮	定期預金			58/6/2	58/12/13	3,000,000		80,424	乙第10号証46、47ページ(745、746丁)により原告が設定したとの証言 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ㊤ 普 より403万58.6.1出金 ①及び②から当該預金を設定 乙第66号証2861丁(入金票)により入金日(58.6.2)を確定 乙第75号証2491丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2467丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2476丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()を確定 乙第75号証2477丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証9枚目により継続した定期を59.6.4に㊤が解約したと供述
16	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	1,020,000		27,176	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ㊤ 普 より403万58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2870丁(入金票)により入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2490丁(支払票)により解約額(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2473丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2478丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()を確定 乙第75号証2479丁(預金証書裏)により印影を確認 乙76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に㊤が解約したと供述

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
17	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	3,000,000		79,931	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ④ 普 より403万58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2867丁(入金票)により入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2493丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2471丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2488丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()を確定 乙第75号証2489丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に④が解約したと供述
18	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	3,000,000		79,931	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ④ 普 より403万58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2868丁(入金票)より入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2494丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2470丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2486丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()確認 乙第75号証2487丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に④が解約したと供述
19	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	3,000,000		79,931	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ④ 普 より403万58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2873丁(入金票)により入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2495丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2468丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2484丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()を確定 乙第75号証2485丁(預金証書裏)により印影確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に④が解約したと供述
20	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	3,000,000		79,931	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ④ 普 より403万58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2871丁(入金票)により入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2496丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2466丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2482丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()を確定 乙第75号証2483丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証9枚目により継続した定期を59.6.4に④が解約したと供述

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
21	T銀行／三宮	定期預金			58/6/3	58/12/13	3,000,000		79,931	乙第10号証47ページ(746丁)により戊の預金出金及び現金持込により設定したことを確定 ①乙第70号証7、8ページ集計表(5月分)及び(6月分)より「5月31日DB欄230」、「6月1日DB欄220」、「6月3日300」 ②乙第57号証3514丁d信用組合／三宮 ④ 普 より403万58.6.1出金 ③乙第66号証2874丁(普 払戻請求書)により戊から1279万円58.6.3出金(①②③から定期8口計2202万円) 乙第66号証2869丁(入金票)により入金日(58.6.3)を確定 乙第75号証2497丁(支払票)により解約日(58.12.13)、利息額、番号札()を確定 乙第75号証2469丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.13)を確定 乙第75号証2480丁(預金証書)により解約日(58.12.13)、番号札()を確定 乙第75号証2481丁(預金証書裏)により印影を確定 乙第76号証9枚目により継続した定期を59.6.4に④が解約したと供述
22	T銀行／三宮	定期預金			58/1/28	58/4/5	3,000,000		9,636	乙第31号証16枚目により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2653丁(普 払戻請求書)より戊から1500万円58.1.28出金(300万円5口) 乙第66号証2650丁(入金票)により入金日(58.1.28)を確定 乙第66号証2693丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2710丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2711丁(預金証書裏)により印影を確認
23	T銀行／三宮	定期預金			58/1/28	58/4/5	3,000,000		9,636	乙第31号証16枚目により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2653丁(普 払戻請求書)より戊から1500万円58.1.28出金(300万円5口) 乙第66号証2652丁(入金票)により入金日(58.1.28)を確定 乙第66号証2696丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2704丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2705丁(預金証書裏)により印影を確認
24	T銀行／三宮	定期預金			58/1/28	58/4/5	3,000,000		9,636	乙第31号証16枚目により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2653丁(普 払戻請求書)より戊から1500万円58.1.28出金(300万円5口) 乙第66号証2651丁(入金票)により入金日(58.1.28)を確定 乙第66号証2695丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2706丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2707丁(預金証書裏)により印影を確認
25	T銀行／三宮	定期預金			58/1/29	58/4/5	3,000,000		9,493	乙第31号証16枚目により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2653丁(普 払戻請求書)より戊から1500万円58.1.28出金(300万円5口) 乙第66号証2665丁(入金票)により入金日(58.1.29)を確定 乙第66号証2698丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2720丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2721丁(預金証書裏)により印影を確認
26	T銀行／三宮	定期預金			58/1/29	58/4/5	3,000,000		9,493	乙第31号証16枚目により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2653丁(普 払戻請求書)より戊から1500万円58.1.28出金(300万円5口) 乙第66号証2664丁(入金票)により入金日(58.1.29)を確定 乙第66号証2697丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2708丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2709丁(預金証書裏)により印影を確認

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
27	T銀行／三宮	定期預金			58/2/4	58/4/5	3,000,000		8,630	乙第10号証44ページ(743丁)により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2672丁(普 払戻請求書)より戊から900万円(58.2.4)(300万円3口) 乙第66号証2667丁(入金票)により入金日(58.2.4)を確定 乙第66号証2699丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2712丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2713丁(預金証書裏)により印影を確認
28	T銀行／三宮	定期預金			58/2/4	58/4/5	3,000,000		8,630	乙第10号証44ページ(743丁)により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2672丁(普 払戻請求書)より戊から900万円(58.2.4)(300万円3口) 乙第66号証2668丁(入金票)により入金日(58.2.4)を確定 乙第66号証2694丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2702丁(預金証書)により解約日(58.4.5)、番号札()を確定 乙第66号証2703丁(預金証書裏)により印影を確認
29	T銀行／三宮	定期預金			58/2/4	58/4/5	3,000,000		8,630	乙第10号証44ページ(743丁)により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2672丁(普 払戻請求書)より戊から900万円(58.2.4)(300万円3口) 乙第66号証2669丁(入金票)により入金日(58.2.4)を確定 乙第66号証2692丁(支払票)により解約日(58.4.5)、利息額、番号札()を確定 乙第66号証2718丁(預金証書)により解約日(58.4.5)を確定 乙第66号証2719丁(預金証書裏)により印影を確認
30	T銀行／三宮	定期預金			58/6/28	58/12/28	3,000,000		75,000	乙第10号証51ページ(750丁)により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2891丁(普 払戻請求書)により戊609万5000円を58.6.28に出金(300万円2口) 乙第66号証2892丁(入金票)により入金日(58.6.28)を確定 乙第75号証2512丁(支払票)により解約日(58.12.28)、利息額、番号札(ウの印鑑)を確定 乙第75号証2514丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.28)を確定 乙第75号証2515丁(預金証書)により解約日(58.12.13→58.12.28に変更)を確定 乙第75号証2716丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に@が解約したと供述
31	T銀行／三宮	定期預金			58/6/28	58/12/28	3,000,000		75,000	乙第10号証51ページ(750丁)により戊の預金出金により設定したことを確定 乙第66号証2891丁(普 払戻請求書)により戊609万5000円を58.6.28に出金(300万円2口) 乙第66号証2893丁(入金票)により入金日(58.6.28)を確定 乙第75号証2511丁(支払票)により解約日(58.12.28)、利息額、番号札(ウの印鑑)を確定 乙第75号証2513丁(入金票)により継続定期の入金日(58.12.28)を確定 乙第75号証2517丁(預金証書)により解約日(58.12.13→58.12.28に変更)を確定 乙第75号証2718丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第76号証10枚目により継続した定期を59.6.4に@が解約したと供述
32	d信用組合／宝塚	定期預金			58/2/15	58/8/20	3,000,000		79,006	乙第71号証4094丁(普 払戻請求書)によりe300万円58.2.15出金を確定 乙第71号証4142丁(入金伝票)により入金日(58.2.15)を確定 乙第71号証4143丁(出金伝票)により出金日(58.8.20)、利息額を確定 番号33の預金に書換えている

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
33	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/8/20	58/12/15	3, 000, 000		19, 232	番号32の預金より書換えている 乙第72号証4349丁(入金伝票)により入金日(58. 8. 20)を確定(入金方法「振替」記載) 乙第72号証4204丁(照会票)により58. 8. 20預入の定期残高300万円が確定 乙第72号証4208丁(照会票)により58. 8. 20預入の定期残高300万円、利息額を確定 乙第72号証4223丁(印鑑届)により印影を確認 乙第72号証4350丁(預金証書)により入金日(58. 8. 20)、解約日(58. 12. 15)を確定 乙第75号証4351丁(預金証書裏)により印影を確認
34	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/2/9	58/5/9	300, 000		2, 887	番号36の元預金である 乙第78号証4757丁(預金証書裏)により利息額、印影を確定
35	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/5/9	58/8/9	302, 887		2, 914	番号36の元預金である 乙第78号証4757丁(預金証書裏)により利息額、印影を確定
36	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/8/9	58/11/9	305, 801		2, 943	乙第72号証4201丁(照会票)により58. 11. 9預入の定期残高30万8744円(元利計)が確定 乙第72号証4342丁(入金伝票)により書換入金したことを確定(58. 11. 9) 乙第72号証4343丁(預金証書)により書換分の解約日を確定(59. 5. 18) 乙第72号証4344丁(預金証書裏)により書換分の入金日、解約日、印影を確定
37	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/3/9	58/9/9	400, 000		10, 200	乙第72号証4207丁(照会票)により58. 3. 9預入の定期残高41万0200円(元利計)を確定 乙第72号証4222丁(印鑑届)により印影を確認 乙第72号証4345丁(預金証書)により入金日(58. 3. 9)、書換後最終解約日(59. 5. 18)を確定 乙第72号証4346丁(預金証書裏)により印影、利息額、元加方式により書換えていることが確認
38	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/4/22	58/7/22	2, 000, 000		19, 250	乙第52号証918丁 58. 4. 22「-300万」よりT銀行／三宮 戊 普 300万円出金 乙第72号証4339丁(預金証書)により入金日(58. 4. 22)、解約日(58. 12. 15)を確定 乙第72号証4341丁(入金伝票)により入金日(58. 4. 22)を確定 乙第72号証4340丁(預金証書裏)により印影、利息額、元加方式で書換えていることが確認
39	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/7/22	58/10/22	2, 019, 250		19, 434	乙第72号証4205丁(照会票)により58. 10. 22預入の定期残高203万8684円(元利計)を確定 乙第72号証4339丁(預金証書)により入金日(58. 4. 22)、解約日(58. 12. 15)を確定 乙第72号証4340丁(預金証書裏)により印影、利息額、元加方式で書換えていることが確認
40	d 信用組合 ／宝塚	定期預金			58/10/22	58/12/15	2, 038, 684		6, 032	乙第72号証4205丁(照会票)により利息額を確定 乙第72号証4339丁(預金証書)により入金日(58. 4. 22)、解約日(58. 12. 15)を確定 乙第72号証4340丁(預金証書裏)により印影、元加方式で書換えていることが確認
41	d 信用組合 ／尼崎	定期預金			55/7/29	56/1/29	649, 924	23, 883		乙第79号証により利息額を確定
42	d 信用組合 ／尼崎	定期預金			56/1/29	56/7/29	673, 807	21, 393		
43	㊦銀行／三宮	定期預金			55/11/20	56/11/21	2, 000, 000	155, 342		乙第49号証3075丁 11月19日欄「-500万」より資金T銀行／三宮 普 ㊦55. 11. 19(500万円の内300万円は同日㊦の定期へ) 乙第40号証9枚目により印鑑票の住所の筆跡は㊦である。 乙第65号証4923丁(預金担保範囲内貸出申請書)により当預金が原告借入金の担保となっている 乙第65号証4924丁(担保台帳)により当預金が原告借入金の担保となっている 乙第65号証5202丁(預金証書)により支払日(56. 11. 21)を確定 乙第65号証5203丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第65号証4953丁(出金票)により利息額、利息を㊦口座に入金したこと(㊦あり)を確定 乙第65号証4952丁(普 入金票)受取利息を㊦口座に入金した事実を確定 乙第48号証4837丁 11月21日入金額欄に利息が入金されている(㊦ 普通預金)

番号	金融機関名	預金の種類	名義	記番号	預入日	出金日等	元金	利息の金額		書証等
								昭和56年	昭和58年	
44	㊤銀行／三宮	定期預金			56/11/21	58/1/7	2,000,000		4,506	上記預金43の継続分 乙第65号証4824丁(印鑑届)により印影を確認 乙第65号証5205丁(出金票)により解約日(58.1.7)、利息額(4506円)を確定 乙第65号証5206丁(預金証書)により解約日(58.1.7)を確定 乙第65号証5207丁(預金証書裏)により印影を確認(署名を間違えている)
45	㊤銀行／三宮	定期預金			57/5/9	58/5/9	2,125,000		122,187	乙第39号証4871丁 5月9日出金欄「200万」より資金㊤銀行／三宮 普 ㊤ 56.5.9 乙第40号証9枚目により印鑑票の筆跡は㊤である、資金は㊤(普)より設定した。 乙第65号証5176丁(入金票)により入金日(56.5.9)を確定 乙第65号証5178丁(預金証書)により入金日(56.5.9)を確定 乙第65号証5179丁(定期継続明細)により書換日(57.5.9)を確定、利息額を計算可 乙第65号証4829丁(印鑑届)により印影を確認 乙第65号証5177丁(出金票)により書換日を確認 乙第65号証4913丁(元帳)により書換えた事実を確認 乙第65号証5180丁(預金証書裏)により印影を確認 乙第65号証5181丁(支払請求書)により最終日(59.2.7)を確定、利息計算可
46	㊤銀行／神戸	定期積立金			54/3/16	56/5/27	210,000	14,513		乙第80号証2、3、4、5、6枚目により原告に帰属することを確定
47	㊤銀行／神戸	定期積立金			54/3/16	56/5/27	210,000	14,513		乙第80号証2、3、4、7、8枚目により原告に帰属することを確定
48	㊤銀行／神戸	定期積立金			54/3/16	56/5/27	210,000	14,513		乙第80号証2、3、4、9、10枚目により原告に帰属することを確定
49	d 信用組合／尼崎	定期積立金			56/12/25	58/12/17	60,000		1,068	乙第73号証28～30枚目により印影、解約日(58.12.17)、利息額を確定 乙第73号証33枚目により利息㊤ (給付補填金1365円、利子1068円)へ
50	㊤銀行／三宮	定期積立金			56/5/9	58/5/14	2,400,000		599	乙第65号証4821丁(印鑑届)により契約日(58.3.8)、解約日(58.5.14)、印影を確定 乙第65号証4899丁により満期日(58.5.8)、利子額を確定 乙第65号証5045丁(普 支払請求書)により㊤10万56.5.9(出金)を積立している 乙第65号証5219丁(入金票)により入金(10万円)(56.5.9) 乙第65号証5220丁(入金票)により入金(10万円)(56.7.15)、乙第65号証5221丁(入金票)により入金(20万円)(56.8.22) 乙第65号証5222丁(明細表)により入金(10万円)(56.9.9)、乙第65号証5223丁(明細票)により入金(10万円)(56.10.9) 乙第65号証5224丁(明細表)により入金(10万円)(56.11.9)、乙第65号証5225丁(明細票)により入金(10万円)(56.12.9) 乙第65号証5226丁(入金票)により入金(10万円)(57.4.15)、乙第65号証5227丁(入金票)により入金(30万円)(57.4.15) 乙第65号証5228丁(入金票)により入金(50万円)(57.9.30)、乙第65号証5229丁(入金票)により入金(10万円)(57.10.14) 乙第65号証5230丁(入金票)により入金(20万円)(57.12.25)、乙第65号証5231丁(入金票)により入金(40万円)(58.2.4) 合計入金額240万円
	計							244,157	2,082,639	

注1 「T銀行/三宮」はT銀行三宮支店を示す。
 2 「d信用組合/宝塚」はd信用組合宝塚支店を示す。
 3 「d信用組合/尼崎」はd信用組合尼崎支店を示す。
 4 「㊤銀行/三宮」は㊤銀行三宮支店を示す。
 5 「㊤銀行/神戸」は㊤銀行神戸支店を示す。
 6 「d信用組合/三宮」はd信用組合三宮支店を示す。

総所得金額及び納付すべき税額

区分	昭和 5 6 年分	昭和 5 8 年分
事業所得金額	1, 7 0 0, 0 0 0	4 3 5, 2 7 8, 4 4 7
雑所得金額	2 1, 3 4 3, 7 8 2	1 6, 1 2 8, 0 5 7
利子所得金額	2 4 4, 1 5 7	2, 0 8 2, 6 3 8
総所得金額	2 3, 2 8 7, 9 3 9	4 5 3, 4 8 9, 1 4 2
納付すべき税額	8, 0 3 1, 4 0 0	3 2 3, 7 5 6, 0 0 0

別表

被告主張額（昭和５８年分の事業所得）

単位：円

番号	勘定科目等	更正処分額（①）	被告主張額（②）	差額（①－②）
1	売上	1,955,266,660	1,955,266,660	0
2	雑収入	9,647,606	9,647,606	0
3	期首在庫	△6,629,882	△6,629,882	0
4	仕入	△43,996,172	△43,996,721	0
5	換金用景品原価	△1,331,149,626	△1,331,149,626	0
6	期末在庫	3,493,351	3,493,351	0
7	給料	△34,532,552	△34,532,552	0
8	小口経費	△5,434,179	△5,434,179	0
9	福利厚生費	△304,450	△304,450	0
10	消耗部品費	△4,276,610	△4,355,320	△78,710
11	消耗品費	△3,628,592	△3,628,592	0
12	修繕費	△2,977,085	△2,977,085	0
13	運賃	△7,000	△7,000	0
14	広告宣伝費	△2,359,000	△2,359,000	0
15	事務用品費	△156,666	△156,666	0
16	警備費	△5,851,680	△5,851,680	0
17	水道光熱費	△14,648,863	△14,648,863	0
18	通信費	△1,314,657	△1,192,890	121,767
19	損害保険料	△452,900	△224,130	228,770
20	接待交際費	△1,041,661	△1,041,661	0
21	支払手数料	△2,991,309	△2,991,309	0
22	旅費交通費	△137,820	△137,820	0
23	租税公課	△1,943,822	△1,591,182	352,640
24	地代家賃	△21,816,000	△21,816,000	0
25	支払利息	△20,768,888	△20,768,888	0
26	減価償却費	△24,919,089	△24,862,711	56,378
27	雑費	△3,731,512	△3,671,512	60,000
28	G等分 1+2+6－（△印の計）	433,337,602	434,078,447	740,845
29	F（申告所得）分	1,200,000	1,200,000	0
30	事業所得金額（28+29）	434,537,602	435,278,447	740,845